

(第一類 第九号)

第七十二回国会
衆議院
商工員会

議録第二十九号

(四七六)

昭和四十九年四月二十四日(水曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 濱野 清吾君

理事 稲村佐近四郎君

理事 塩川正一郎君

理事 武藤 嘉文君

理事 中村 重光君

理事 神崎 敏雄君

稻村 利幸君

越智 通雄君

塙崎 潤君

八田 貞義君

松永 光君

加藤 清政君

佐野 進君

荒木 去君

近江巳記夫君

玉置 一徳君

出席國務大臣

通商産業大臣 中曾根康弘君

出席政府委員

公正取引委員会 公正取引委員会長

事務局長

中小企業庁計画部長

通商産業省生活産業局長

橋本 吉田

吉川 文剛君

佐吉君

委員外の出席者

通商産業省生活産業局原料統計課長

藤沼 六郎君

商工委員会調査室長

司君

米原 祐君

委員の異動

四月二十四日

辞任

米原 祐君

補欠選任

同日

辞任 荒木 宏君 米原 祐君

補欠選任

出席委員

理事 左藤 恵君

理事 田中 六助君

理事 正吾君

理事 敏雄君

幸男君

浦野 近藤 鉄雄君

丹羽喬四郎君

前田治一郎君

岡田 哲兒君

加藤 清二君

渡辺 三郎君

野間 友一君

信人君

同(矢野鉢也君紹介)(第六九三八号)

横須賀市舟倉町にガスタンク設置反対に関する請願(岩垂寿喜男君紹介)(第六九三七号)

関東ガス料金の値上げ反対に関する請願(平田

請願(岩垂寿喜男君紹介)(第六九六八号)

横須賀市舟倉町にガスタンク設置反対に関する請願(岩垂寿喜男君紹介)(第六九三七号)

同(板川正吉君紹介)(第六九三九号)

同(小川新一郎君紹介)(第六九四〇号)

同(和田耕作君紹介)(第六九四一号)

同(野中美一君紹介)(第六九六九号)

同(板川正吉君紹介)(第六九三五号)

京葉ガス料金の値上げ反対に関する請願(岡本

富夫君紹介)(第六九四二号)

鹿児島県枝手久島に石油精製企業進出反対に関する請願(木下元一君紹介)(第六九三五号)

電気料金の値上げ反対に関する陳情書(夕張市

議會議長岡山碧)(第五一九号)

電気料金の値上げ反対に関する陳情書(岡本

富夫君紹介)(第六九四二号)

紙類再生利用のため備蓄機関設置に関する陳情書(大阪市東区内本町橋詰町五八の七関西資源・エネルギー節約推進協議会長佐藤勇)(第五二号)

生活用紙等の安定供給等に関する陳情書(石川

県議会議長吉井一良)(第五二二号)

最初に、中曾根通産相に対しまして二点ほどお尋ねしたいと思いますが、まず第一に、発展途上国への追い上げ、先進諸国の輸入規制、逆輸入などの国際環境の変化の中で、今後さらに国際分業体制が進むことが考えられます。こうした状況の中で、わが国織維産業が今後中心的に開発していくべきではない製品分野はどういうものになるとお考えですか、その点お尋ねしたいと思いま

す。

○中曾根國務大臣 最近のLDC諸国との追いつきの情勢を見ますと、やはり付加価値の高いもの、いわゆる高級品といわれる方向に日本の織維産業を展開していく必要が非常に痛感されております。○加藤(清政)委員 ここ二年ほどの間に原毛が三倍強、原綿が二倍強の値上がりというように、織維原材料の大幅な値上がりをし、そのことがまた製品価格を引き上げ国際競争力をさらに弱める要因ともなっていると考えられます。政府としては、そのすべてを輸入にたどり得ない織維原材の安定供給を確保するためにどのような施策を講じなければならないか、この点ひとつ大臣から御答弁願いたいと思います。

○橋本(利)政府委員 御指摘のとおり、織維の原材対策といしましては、国民生活の向上のためにも、あるいは織維産業の生々発展のために非常に重要な問題でございまして、私たちといたしましても、いまでもその価格だと供給の安定のためにいろいろな施策を講じてまいりております。

○加藤(清政)委員 私は特定織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして御質問をしたいと思いますが、業種によりまして若干質問も重複する面もあるうと思いますので、そういう点も勘案してひとつ御答弁を明快にお願いしたいと思います。

最初に、中曾根通産相に対しまして二点ほどお尋ねしたいと思いますが、まず第一に、発展途上

国への追い上げ、先進諸国の輸入規制、逆輸入などの国際環境の変化の中で、今後さらに国際分業体制が進むことが考えられます。こうした状況の中で、わが国織維産業が今後中心的に開発していくべきではない製品分野はどういうものになるとお考えですか、その点お尋ねしたいと思いま

す。

○中曾根國務大臣 最近のLDC諸国との追いつき

の情勢を見ますと、やはり付加価値の高いもの、いわゆる高級品といわれる方向に日本の織維産業を展開していく必要が非常に痛感されております。

○加藤(清政)委員 ここ二年ほどの間に原毛が三

倍強、原綿が二倍強の値上がりというように、織

維原材料の大幅な値上がりをし、そのことがまた

製品価格を引き上げ国際競争力をさらに弱める要

因ともなっていると考えられます。政府として

は、そのすべてを輸入にたどり得ない織維原

材の安定供給を確保するためにどのような施策を講じなければならないか、この点ひとつ大臣から御答弁願いたいと思います。

○濱野委員長 これより会議を開きます。

特定期織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二号)

本日の会議に付した案件

○濱野委員長 これより会議を開きます。

特定期織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二号)

ましても、織維原料貿易につきまして無用の混乱を引き起こすことのないよう、秩序のある輸入をはかるように対策を立てつあるわけでござります。

○加藤(清政)委員 國際分業体制が進みまして、わが國織維産業のとるべき道が確定していくこと相まって、当然に織維産業総体としての再編成が考えられると思いますが、今回の法改正に伴つて構造改善を推進した場合、織維産業全体がどの程度に整理統合されると見通されているのか、あるいはどの程度になることが望ましいと考えているのか、この点をお尋ねしたいと思います。

○橋本(利)政府委員 先生御承知のとおり、近年に至りまして織維産業をめぐります内外の環境が非常に変化しております。そういう環境の激変に伴いまして、単純に資本集約化による大量生産体制ということでは、もう國際競争力確保につきましても限界がある。一方、国内の需要も多様化、高級化してまいっておりますので、これに対する生産販売体制を確立する必要がある。かような状況におきまして、多くの中小企業をかえておりますわが國の織維工業といたしましては、従来の加工工場的な存在から企画力あるいは販売力を持つた近代的産業に転換する必要があるかと考えております。そういった観点におきまして、異業種と申しますか、異工程間における連携、協業化、共同化等を進めることによりまして、いわゆる知識集約化を推進してまいりたい、かような観点に立ちまして改正法案を御審議いただいているおわけでございます。さような意味でございますので、いわゆる整理統合といった形ではなくて、企業間の連携を強めていくといふ形において今後の方針を考えております。

○加藤(清政)委員 これまで特織法のもとで行なわれてきた構造改善事業の進捗状態を見ますると、必ずしも満足すべき結果にはなっておらないのであります。特織法下での構造改善事業が不十分な結果しか出なかつたのは一体どこに原因

があるのかということに疑問を持たざるを得ないわけであります。

また、同業種間の構造改善事業以上に、今回提出するといったような問題点があるわけでござい

案されている異業種間の構造改善は困難さが多いと思いますが、異業種間の構造改善を推進していくことの主眼は一体どこにあるのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○橋本(利)政府委員 現行の特織法に基づきまして特定織布業、特定紡績業、特定メリヤス業並びに染色業につきまして、四十二年から今日まで数年間構造改善を進めてきておつたわけでございます。この構造改善につきましては、一部まだ問題の解決し得ない点もございますが、過剰設備の処理あるいは設備の近代化という点においてはかなりの成果をおさめたと考えておるわけでございまして、たとえば紡績業について設備の近代化状況を申し上げますと、量産品種、非量産品種を通じまして、基本計画に対しまして大体一〇〇%の近代化を達成いたしておるわけでございます。また、織布業につきましては約八〇%、染色業につきましては九四・五%近代化目標を達成いたしておる

ままで、その限りにおきましては、やはり国際競争力も格段に強化されておる、かように考えておるわけでございますが、ただ、從来の構造改善で十分なし得なかつた点は、いわゆる織維業における工程間の分断といった構造的な問題点については、十分の解明がはかられなかつたという点にあるかと思います。

次に、從来の同業種間の構造改善を異業種間の構造改善に改めるに至つた主眼はどこにあるかといふ御指摘でございますが、これは一言で申し上げますと、内外情勢の変化に対処いたしまして、従来のよくな単純なコスト切り下げ競争では国際競争を克服できないといったことにあるかと思ひます。と申しますのは、御承知のとおり、紡績から始まりまして撚糸、加工糸、織布あるいは編みたて、染色、縫製業と織維業におきましては非常に工程が分断され、それそれがまた独立機能を持つておる、なおこの間に流通が介在しておる

いうことと、それから、そいつたところから各

工程が主として貢加工あるいは下請関係で結ばれておるといったような問題点があるわけでございまして、こういったような工程分断の結果いろいろな問題点が出てくるわけでございますが、一番流れない、いわゆる織維産業における商品開発力を低下させる大きな原因になつておるということ、また、中間工程をなつております中小企業等の弱体性というものは固定化していつておる、あるいは過大な流通コストの負担から物価高騰の一因となつておる、こういった問題点がございます。そういうところから、環境変化の中で新しい織維産業というものを考えていく場合には、やはりどうしてもこの工程間の分断といった構造上の問題を克服いたしまして、二つ以上の異なる工程間におきまして連携動作をとつて構造改善を進めいくということがやはり國際分業に適応し、かつは国内の需要を充足し得る体制を確立する方向である、かように確信いたしまして改正法案の御審議をいただいているということでおざいます。

○加藤(清政)委員 いま一つ大きな問題として流通機構の問題があるわけであります。織維産業界の問題点の一つとして、流通機構がたいへん複雑であること、取引の前近代性といったことがあげられると思いますが、構造改善を推進するにあたつて、この流通機構の問題は一体どのように考えておられるか、この点、お伺いしたいと思ひます。

○橋本(利)政府委員 まだ、この流通機構の構造改善を行なつていく場合に、デパートやスーパーなどの大量流通システムと独立卸売業とのバランスはどうなつっていくと予測されるか、この点もお尋ねしたいと思いますが、同時に、業界内の取引慣行の改善も大きなウエー卜を占めていると思われるわけであります。買手側の一方的な事情による取引の延期あるいは返品、歩引き、止め柄あるいは派遣店員制度などの改善についても、通産省はこれまでにどのような指導をしてきたか、この点あわせてお伺いしたいと思います。

ささらに派遣店員、手伝い店員の問題については、市況性が高い商品でござりますし、またかたが公取委の見解を次にお尋ねしたいと思ひますが、この二点について最初にお尋ねしたいと思ひます。と申しますのは、織維産業におきましては、最終製品の流通段階のみならず、分断された各工程においても流通業者が介在しているということ、それからまた中小企業が多いということによつた実態を持つておるわけでござりますが、そ

いは織維産業自体が古い歴史を持っていますので、勢いその取引形態が前近代的なものが多い。

かような点が複雑多岐にわたるといわれるゆえんかと考えておるわけでございます。このような流れ構造につきまして、すべてを一がいにこれは非合理であるときめつけるわけにはまらないと思いますが、少なくとも最終需要動向を的確に把握して生産をやるという点においては、やはりマイナスではなからうか。いわゆる織維産業の市況性を高めている結果になつておるのではなからうかと思います。先ほど申し上げましたように、中小企業の弱体性を固定化させ、こういう問題を含んでおるかと思います。さような観点に立ちまして、最終消費動向に即応した生産が行なわれる体制を整備するという必要性を痛感いたしております。そこで、学識経験者、関係業界代表者あるいは関係官庁の職員をまじえまして、織維取引改善協議会といつたような協議会を設置いたしまして、ここに問題を克服いたしまして、二つ以上の異なる工程間におきまして連携動作をとつて構造改善を進めいくということがやはり國際分業に適応し、かつは国内の需要を充足し得る体制を確立する方向である、かように確信いたしまして改正法案の御審議をいただいているということでおざいます。

○加藤(清政)委員 また、この流通機構の構造改善を行なつていく場合に、デパートやスーパーなどの大量流通システムと独立卸売業とのバランスはどうなつっていくと予測されるか、この点もお尋ねしたいと思いますが、同時に、業界内の取引慣行の改善も大きなウエー卜を占めていると思われるわけであります。買手側の一方的な事情による取引の延期あるいは返品、歩引き、止め柄あるいは派遣店員制度などの改善についても、通産省はこれまでにどのような指導をしてきたか、この点あわせてお伺いしたいと思います。

ささらに派遣店員、手伝い店員の問題については、市況性が高い商品でござりますし、またかたが公取委の見解を次にお尋ねしたいと思ひますが、この二点について最初にお尋ねしたいと思ひます。と申しますのは、織維産業におきましては、最終製品の流通段階のみならず、分断された各工程においても流通業者が介在しているということ、それからまた中小企業が多いということによつた実態を持つておるわけでござりますが、そ

いつた製品が末端消費者に渡るまでには、たとえば一次問屋、二次問屋あるいは小売り店と、何段階かの経路を経て最終消費者に製品が渡る、こういうことになつておるわけでござりますが、たとえばはだ着など日用必需品あるいは比較的流行や個人の嗜好に影響されない商品、こういったものにつきましては、いわゆるスーパー等の大量流通システムが、流通経路を短縮しまして大量仕入れによって利潤追求を目指していく、こういう一つのタイプがあるわけでございまして、実用品を消費者により安く提供するという点において、それなりのと申しますか、重要なファンクションを持つておる、かように考えておるわけでございまが、しかし一方、織維製品というのは、各個人の好みの相違やあるいはファッショニ性のあるもの、こういった製品につきましては、販売ロットは勢い小口にならざるを得ない。そういった分野につきましては、幾つかの流通業者を経由しながら、リスク分担を期待していく、こういったところに独立の卸売り業者の分野といふものも堅固たる地位を占めておるというのが現状ではなからうかと考えます。さよくなところから、両者の間のバランスも、その取り扱い品目の推移あるいは取引環境の変化によりましておのずからきまつていくのではなからうか、かように考えておるわけでございます。

○ 加藤(清政)委員 先ほどお尋ねした派遣店員、手伝い店員の問題について公取委にもお尋ねしたと思いますが、たてまえ上デパート側は、自社製品の販売を望む納入業者が自主的に派遣しているという言い方をしているわけでありますけれども、納入業者の側からの派遣の動機を調べてみると、多くの業者が百貨店からの要求に応じて派遣していると答えておるわけであります。この点については、独禁法上の問題が介在しておるのではないか、そのようつに思いますが、この点ひとつ公取委の見解をお尋ねしたいと思います。同時に、デパート側の人減らしだとか合理化という労務政策上の問題としても看過できない問題があるわけであります。通産省の指導の現状について、この点通産省にお尋ねしたいと思います。

○ 吉田(文)政府委員 お答え申し上げます。

〔委員長退席、稻村(佐)委員長代理着席〕

○橋本(利)政府委員 派遣店員につきましては、ただいま公取からも御答弁ございましたような方向で、われわれとしてもいろいろやつておるわけでございますが、先ほど申し上げましたガイドラインの中にも、販売促進に関する取引条件という項目の中に、派遣店員の廃止という問題を流通業界全般の近代化の一環として取り上げるべきである、かような方向で指導いたしておりますわけでございます。

○加藤(清政)委員 昨年来の一連の金融引き締め政策は、織維業界に限らず幅広い産業に影響を与えておりますが、織維産業に限つて見ますと、たとえば紳士服や婦人子供服などの既製服業者に特に影響が多く出ておると考えられるわけであります。この業種は、いわゆる国際分業体制の中で発展途上国の追い上げの激しい分野で、東南アジアなどか、あるいは韓国だとか台湾だとか、どんどん安い商品が輸入されてまいつたわけでありまして、通関統計で見ましても、縫製品の輸入は、昭和四八年には対前年度比で約三倍の輸入量となり、とりわけ男子用の外衣類では約四・四倍の伸び率を示しているというようにいわれております。安い製品がどんどん輸入されるということは、それだけをとつてみると、消費者にとってはつなづかれるわけでありますけれども、他面大きな問題がそこにあるわけであります。そう単純に割り切れないところにいわゆる問題があるわけでありまして、たとえば、私はいまここに紳士用のスラックスを一本持ってきておりります。これは韓国から輸入された製品であります、たぶん通関の際にはこのスラックスのどこかに原産国名を表示するタックがついていたと思うのですが、いまは見つからないわけであります。これを見ますると、確かにこのかどとのところに製品の表示はあつたと思うのですが、これはとれているわけですね。こう見ますと、きわめて粗悪な生地であるわけであります、一体輸入業者がこのタックをとつ

たのか、卸売り業者あるいは問屋でとめたのを
それはわかりませんが、とにかくいまはもうこの
ようについていられないわけであります。表示責任を
示すものはついていなくて、ただ品質表示につい
ても、英語でウール五〇%、ポリエステル五〇%
と書いてあるだけで、しかも「品質」という字だけ
がここに漢字で書かれておるわけであります。
「品質」と書いてあって、その下にウール五〇%、
ポリエステル五〇%といることであるわけであり
ます。このまま小売り店なりスーパーに並べたら、
買う人はおそらく国産品だろうと思つて買つてしま
うであろうと思つわけであります。これは商
社の輸入したもののが、聞くところによりますと、
間屋相場で現在一本七百円前後で取引されている
ということであります。こんなように、いろいろ
の人から見ましてもきわめて粗悪であります。
そしてこんなのが大量に市場に出されるといふこ
とにあります。すると、国内縫製業者を著しく圧迫す
ることになつて、ただできえ需要減退による売れ
行き不振に悩んでる衣料縫製業者をますます苦
境におとしいれるということになるわけであります
が、通産当局として、輸入商社に対し、このよ
うな無秩序な輸入を警告するか、あるいは市場が
安定するまでに何らかの方策が立てられないかど
うか、この点もひとつ重大な問題でありますので、
お尋ねしたいと思います。

しさはわかるわけありますけれども、しかし、このままはうっておいてはたしていいのかどうか。せっかくの法を改正して、今度はすべての流通機構まで含めた改正をしようとするさなかにおいて、この業界を混乱させるような問題に対して、抜本的な何らかの安定施策というものを考える必要があるのではないか、そのように思つわざでありますので、具体的な指導方針、行政指導について、ひとつこの際、大臣から御答弁願いたいと思います。

（根本）政府委員 大臣がお答えいたしませう前に、事務的な御答弁を申し上げたいと思います。
ただいまも御指摘になりましたように、布帛製衣類の輸入につきましては、四十八年度では數量

で六百九十二万ダース、金額では約五百五十六億円でございまして、前年に比較いたしまして、数量で三倍、金額で約四倍になっております。内需額に占めるかような輸入品の割合は、金額ベースで見ますと四十七年で一%、四十八年で三・三%という増大を見せておるわけでございます。

かような韓国、香港、台湾、いわゆる豊富低廉な労働力を背景といたしましての製品輸入というものがきわめて増加してきておるわけでござります。あるいは競合性のある商品をつくっておった縫製業者といいましては非常な影響を受けておるということで、われわれといたしましてもできるだけの対策を現在考えておるわけでございます。ほど先生から御指摘のありました輸入商社に対しても警告するかどうか、あるいはこういった商品を凍結するかどうかといった点につきましては、かように国内の需給動向というものを無視いたしまして、大量輸入あるいは粗悪品の輸入ということの無秩序な輸入が行なわれるということは、国内関連業界だけではなく、ひいては消費者全体に對

しても悪影響を及ぼす、かような観点に立ちまして、従前からも、いろいろと問題のある品目につきましては、輸入業者等を中心に機会のあることに指導を練りてきておるわけでございますが、今後ともさらに適切な対応策をとっていきたい、かように考えておるわけでございます。また、凍結の問題につきましては、一つは輸入商社等に対しまして、国内への押し込み販売あるいは投げ売り、かようなことのないよう自衛を求めておるわけですが、一方、すでに過剰在庫に到達しておるような商品につきましては、凍結融資を必要とするのではなかろうかということで業種ごとに現在詰めに入つておる、こういう段階でございます。

それから、先ほど原産地表示が切り取られてしまつておるという御指摘があつたわけでございまが、先生御承知のとおり、輸入品の原産地表示につきましては、虚偽表示もしくは消費者に誤認させやすいような表示がある場合には、関税法七十一条によりまして通関時にチェックするということになつております。かたがた、通關後の問題としてどうかという点につきましても、いろいろ今まで検討が重ねられたわけでございますが、この五月一日から景表法の第四条に基く告示によりまして、国内流通段階におきましても、虚偽または誤りやすい原産地表示につきましては規制を加えるということになつておりますので、通關後の段階におきましても、そういうふた不正表示についてのチェックが可能な段階になつてきておるわけでございます。

○中曾根国務大臣 私は数年前、韓国へ経済閣僚会議で行きましたで、そのときにホテルの地下で洋服をつくってくれる、一体どんなものが自分も実験してみよう、朝、寸法をはかると夕方飛行機が出るまでにできている、そういう話ですから、じっくりみてみよう、そういうの呼びまして、朝、寸法をはかつたら十一時ごろ仮縫いをやつて、それで夕方五時の飛行機に間に合うようにちゃんと飛行場へ持つてきいた。それをうちへ持つてき

でも開いて見てみましたが、品物はそんなにいいものじやありません。しかしこれを見まして、これでは日本の業者はたまたもんじやないな、おそらく相手国においてはそういう条件下につくられたものであると思われるの、これらがもし困惑輸入のような形で乱雑に入荷すると、日本の業者はかなり苦しい目にあうおそれもある。しかし一面において、近ごろは日本人の目も肥えてきて、わざり高い高級品、それから個性的な品物、それから多様性ということをお客さん自体が要求しております。それで初めは飛びつくけれども、二度とはも買わない、そういう現象も出てきております。そういう選好性が非常に高まつてきているという条件も考えてみて、いま局長が御答弁申し上げましたように、日本の業界の販売秩序を乱さないように、できるだけわれわれとしては、思惑輸入とかそういうようなものを自重してもらつります。それに対抗するためにも、今回のように改正をやりまして、異業種間においても、いまのような高度な、選好性に合うようないい付加価値の高い、個別性のある、また普遍性のある、また国際的にも対抗できるようなものへ、織る技術から、染色から、すべての点において日本技術を上昇させなければならぬ、そういう考えに立つて今回の法律も提出したゆえんであります。それ相応の財政援助もこれでやろうとしておるわけであります。いまお示しになつた品物を見まし

〔左藤委員長代理、退席、委員長着席〕

○加藤(清政)委員 いま中曾根通産相から、例をあげましてお話をされましたが、ことほどさように、日本の業界においても付加価値の高い、そして単に東南アジアその他の発展途上国が追従できない、そういう製品をつくっていく必要があるというお話であります。この点は私も全くそのようになります。

特にいま販売秩序を保つための輸入に対しても後考えていかなければならぬというお話がありましたがのでお尋ねしたいと思うのですが、こういう発展途上国から入ってまいりました品物その他について、繊維製品については、原産國名だとか、輸入業者の名前などの表示責任を明確にするために法改正をする必要があると思うのですが、この点ひとつお尋ねしたいと思います。

○橋本(利)政府委員 先ほどお答えいたしましたように、原産地表示につきましては、関税法の七十一条あるいは景表法の第四条に基づきまして、それぞれチェックし得る体制になつておるわけでございます。これはただし、みずから表示しておる場合の問題でございまして、先生御指摘のように原産地表示を義務づけるという問題につきましては、現在の法制上では全然まだ規定されておらないわけでござります。さような観点から、この原産地表示を義務づけるという御指摘でございまが、実はわが国も参加いたしておりますカットの第九条によりまして、原産地表示につきましてはいろいろシビアな制約がついております。たとえば原産地表示をつける場合には無差別原則でやりなさい、あるいはねらいとしては輸入国の消費者保護ということが目的でございまして、その限りにおいて、輸出国にとつても必要最小限の制約、こういう観点に立つてやるよんだということでございまして、かたがた原産地表示をあえて義務づけて実施した場合にも、罰則の適用はまかりなら

ございまして、そういった点からも、なかなか原産地表示を法律に基づいて規制するということは、現実問題として困難かと思ひます。

に基づきまして、いろいろと一般消費者の利益の保護のために、繊維製品の成分、性能、用途等について、表示にあたって順守すべき事項を定めておきますが、これにおましても、やはり産業保護的な改正をするということは、この法律の性格上無理ではなかろうか、かように考へておりますので、法制上原産地表示を義務づけるということはなかなかむずかしい問題かと思いますが、先ほど申し上げました閑税法あるいは晉うにしてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○加藤(清政)委員 いま局長から御答弁がありましたが、不当景品類及び不当表示防止法の第四条三号の中に、「商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認めて公正取引委員会が指定するもの」ということがあるわけでありますけれども、この点について公取委にお尋ねしたいと思うのですが、不当に顧客を誘引し、公正な競争を乱すおそれがあるという点に関連して、原産地名を除いているということに対しても公取の見解を

○吉田(文)政府委員 確かに先生がおっしゃいます。お尋ねしたいと思うのであります。
したように、景品表示法第四条の第三号には「商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示」とございますが、これはいわゆる一号、「二号の「著しく優良である」とか、「ある」とか、「あるいは「著しく有利である」というのとは違いまして、単に誤認されるおそれがある表示」ということでございまして、いずれに一
ましても、表示も何もない場合にはこの景品表示法の適用はむずかしいと思われますが、いまおおき

しになりましたズボンの場合、これは輸入のときには韓国製という表示があるたのを、流通段階でござりますが、そこで除しまして、残つてある表示としましては、漢字で「品質」でございますか、そういうのが残つておる、あとは英文で書いてある。しかしいすれにしましても、漢字の表示が残つていて、それが消費者が見て、これは日本製であるというふうに誤認をさせるおそれがあるというふうに考えられますので、これは昨年の十月に告示で指定をいたしました「原産国に関する不当な表示」、これの第二項の第三号「文字による表示の全部又は主要部分が和文で示されている表示」であつて、「一般消費者が、日本で、原産国、つまり韓国で生産されたものであることを識別することが困難であると認められるもの、これに該当するのではなかろうか」と思われます。これは五月一日から施行でございますので、施行になりますればこの条項に該当していくことでござります。

それから この機会でなんてこざいますか
ほど百貨店の手伝い店員の問題につきまして、昭和五十年までになりますと申し上げました
が、あれは五十三年の三月末日までございます
ので、訂正をさせていただきます。そういうふうに指導しておるわけでござります。

活性を吸収するということで、金融引き締めがかなりきびしく行なわれておるわけでありますけれども、昨年來の金融引き締め、オイルショックの影響は、最近になつてますます深刻となつて、中小企業、なかなか繊維業界の中でも衣料縫製業界に与えてる影響はきわめて大きいわけであります。倒産の数もかなり新聞紙上でも明らかにされておるわけですが、繊維業界の信用調査機関である東京信用交換所の調べによりますと、負債額が一千万円以上のものだけでも、昭和四十八年十二月には四十一件、負債額が六十二

億五千一百万円であったものが、四十九年の一月には六十四件にのぼり、六十九億三千七百万円とナギ登りになり、そして二月には四十六件、百八億七千四百万円という、件数は若干減りましたけれども、その反面金額が大幅にふえているということであります。さらに三月には七十五件で、百六億七千八百万円と、倒産件数が大幅にふえています。織維業界の中で、特に紳士服とかあるいは婦人子供服、被服を含めたいわゆる既製服業者の倒産が一番多いわけでありまして、常にトップを占めている。このような状況から、最近大阪の紳士服業者の中の社長夫妻が、経営の行き詰まりと金融難のために自殺をして、業界に大きなショックを与えたなど、新聞にも大きく述べてあります。しかも、このような金融引き締めの影響は、四月から六月にさらに一そう拍車をかけて、中小企業は最もそのしわ寄せを受けて、ものはやオーバーキルの状態にあるといつても過言ではないと思うわけであります。政府はインフレを抑制するために、総需要抑制策あるいは生活関連物資の價格凍結策をとっていることは、緊急やむを得ない措置とはいひながら、弱者である中小零細企業にのみそのしわ寄せが来ておるということで、特別の配慮をして融資をすべきではなかろうか、そのように思つわけでありますか、ちなみに年度末三月におけるこの融資状況を見ますと、五百億全般の業界に融資いたしましたが、織維についてはその三〇%の百五十億出していると聞いております。百五十億出したけれども、いま申し上げたように、倒産が加速度的に相次いでおつて、しかも自殺者まで出でるという現況であるわけであります。まさにズメの涙ほどであるわけであります。そこでこの融資について、商工中金だとか、あるいは国金だとか、中小企業金融公庫だとか、政府系の金融機関の融資を特別に繰り上げて、この緊急事態に対応する、その繰り上げ融資についてのお考えをひとつお尋ねしたいと思います。

及び原材料の不足など、中小企業を取り巻き厳しい経営環境の中にございまして、業種、業態によつては資金繰りに非常に困つておるところがふえてきておるわけでございます。こうした状況にかんがみまして、お話をありましたとおり、三月に五百億の融資を行なつたわけでございますが、その後いろいろ業種、業態の実情を調査しておりますが、四月に入りましたして急速に総需要抑制の影響が漫透してきておるござしも強くあらわれております。こうした事態にかんがみまして、中小企業庁といいたしましても、難に四一六の、あるいは中小企業の危機になるかも知れないこの時期におきまして、政府系三機関の貸し出しをして、中小企業庁といいたしましても、難に四一六ワクを一応第一・四半期五千五百億円というふうに平年よりもやや多目にきめたわけでございますが、その後の状況等にかんがみまして、また現在調査しております各業種の実情を見まして、さらに必要がある場合には、お話をのような繰り上げとか、あるいは新規追加といったような方法によりまして、第一・四半期の資金の追加を考えでまいりたい、こう考えております。

○加藤(清政)委員 最後にお尋ねしたいと思うのは、この特種法の改正について、いわゆる特定織維工業構造改善臨時措置法といわれるの、すでに七年間実施されてきて、本年六月によいよ廃止されることになつてゐるのであります。今回の改正案は、法律の題名と内容を一部修正して、さらに五年間延長しようというのであります。そして縫製業者、流通機構を含めての改正であるわけですが、この特種法はすでに七年間も実施してきたのでありますけれども、従来この法律の対象となつた指定業種は、設備の買い上げとか、あるいは長期低利の融資だとか、あるいは設備の割り増し償却等の特典を受けてきたことは事実であります。しかし反面、同じ織維業界において、これまでの特種法の対象とならないで、政府の施策の特典を受けないで、日の当らない場所を歩いてきた衣料縫製業者の方々は、非常に大きな織維業界におけるウエートを占め、織維業界

の發展を今日までささえてきたわけでありますけれども、この業種は、企業数、従業員数が非常に多くて、たしか件数にても三万三千四百五十五事業所あると聞いております。関連する家内労働者を入れますと、たいへん大きなワエートを占めておるわけであります。織維産業の中でも最もそ野の広い産業である。それにもかかわらず力が弱いということ、企業数が多くて、かえつてそれが災いして、今まで全く國の施策の特典の外に置かれたということがいわれておるわけであります。今回この法改正によって、これら衣料縫製業界にも、自助努力する者に対してはそれなりの道が開かれたことは、むしろおさきに失したのではなからうかと思うわけでありますけれども、一步前進したことは事実であろうと思うわけであります。しかしながら、衣料縫製業界の大部分が中小零細企業であり、これまで日の当たらない場所に置かれていた関係もあって、体質もまたひよわなもののがたいへん多いのじやなからうかそのように危惧するわけであります。したがって、改正の原案では、異業種・異工場間の知識集約グループの推進というようなことが大きな施策の一つとなつておるのですが、一つの業界あるいは一つの業種だけに焦点をしほるということはむずかしいと思われますが、少くともこれまでの国策の特典からはずれていたこれだけ多くの業種について構造改善事業計画の承認その他につしても、行政上のあたたかい配慮が必要であります。

○橋本(利)政府委員 今回考えております構造改

善は、いわゆる国内需要の動向に即応する、ある

いは反面、適正な国際分業の確立に資するといつ

たような観点に立ちまして、ただいま先生も御指

摘になりましたように、異なる事業分野間で連携

動作をとる、いわゆる知識集約化を進めています。そういう立脚いたしておるわけでござります。そいつたところから從來の特定四業種を織

維産業全体に広げまして、構造改善を拡大していく新しい構造改善との関連におきましても、いわゆる衣料縫製業というものは、販売業者と隣接いたしまして、最終消費者に一番近い段階にある、打って一丸となつて積極的に参加していただきたい、かよう考えておるわけでございますが、特に縫製品につきましては、他の部門に比べまして生産性が低い、あるいは典型的な労働集約型産業であるといったようなところから、生産技術の革新といった点に一つのポイントを置いていくべきじゃなかろうか、かよう考えておるわけでございます。幸い縫製業界におきましては、この問題に積極的に取り組むことで、昨年社団法人日本衣料縫製品協会といつた全国一本の団体を組織化されまして、これによって構造改善の実施体制を固めていこうとなつておるわけでございます。また聞くところによると、すでに数百のダルーピングの話も進めておられる、かよう承知いたしておりますので、幸いこの法案が成立した晩には、縫製業界におきましても、積極的にこの構造改善に取り組んでいたたく、われわれといたしましても、極力これに御協力申し上げるという立場に立つて知識集約化を促進してまいりたいと考えております。

○加藤(清政)委員 時間が参りましたので、質問を終わりたいと思いますが、織維業界につきましては、明治以来わが国の産業構造をなつてきたわけでありまして、とりわけ戦後におきましても、織維業界を通じての日本の産業の振興ということに大きな寄与を果たしてきたわけであります。

しかし、発展途上国への追い上げということが大きくなられておりましたけれども、先ほど中曾根通産大臣からお話をお聞きいたしますと、どうしても業界自体においても、付加価値の高いファッショニ化あるいは技術の高い対抗し得るもの

のように構造改善をしていかなければならぬ、そのように痛感するわけであります。今まで申されたいた、こういうことでござりますが、こういつた構造をなつてきた織維業界の不況に対しても、金融引き締め、あるいはそれによる倒産が相次いでおるという現況にかんがみて、金融の問題についても、税制の問題についても、もつともっと充実したて入れをしていただいて、織維業界に息を吹き返す活力をひとつ与えていただきたい、そのように思います。

そこで、本法が成立するにあたつて、やはり法律ができたということだけではなくして、いろいろの問題について、行政指導においてあたたかい配慮をして、さらに充実させたものにするようないままで、私の質問を終ります。

○中曾根国務大臣 いま加藤委員からいろいろお話をございましたが、当面する問題は、この輸需配慮をひとつお願いしたい、そのように要望いたしますと、私の質問を終ります。

そこで私は、冒頭に大臣にひとつ質問をしてみたいたと思うのですが、この法案が国会に提

案されて以来、織維関係業者のこの法案に寄せる期待というものはきわめて大きいものがあるわけであります。そしてこの法案の持つ幾多の欠陥とあります。そこでこの法案の持つ幾多の欠陥というものに対しても目をおおつて、ともかく早期にこの法律を成立させてもらえないかという、言ふなれば、血の叫びといつてもいいよな必死の願いを法案成立に向けておる多くの人たちが存在するわけであります。また、今日置かれている状況に對して、通産当局が生活産業局を中心にして積極的に取り組みつつあることについても、私どもその努力に対しても大いに敬意を表するものであります。しかしながら、この法案全体についても、前回の審議の際にも申し上げましたし、またその後における検討を続けてまいりました経過の中でも、たいへん多くの幾多の欠陥をこれまで明らかに出てきておるわけであります。そしてまた、その欠陥を克服するに足る通産当局の姿勢というものに多くの不備のあることも、私ども審議を通じて、できるだけ早期に情勢を勘案しつつ、連休前後ぐらいまでには、大蔵との関係の話をまとめて、政府系三機関等を通じて、情勢に応じて思い切った措置を講ずるよう進めたいと思つて、いま努力をしております。

それから構造改善その他の問題につきましては、いろいろ御指摘の点も考え、特にLDC諸国

からの品物の輸入については、日本の業界に激しい影響が与えられないよう、行政的にできる限りの努力をしていくつもりでございます。

○佐野(進)委員 織維の構造改善に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきましては、私が質問する予定になつておりましたが、都合があ

りましたので、緊急ピンチヒッターとして質問をするようになりました。したがつて、前回の質問に重複しないよう、またいままでの質問にできる限り重複しないよう配慮いたしながら質問をしてまいりたいと思いますが、あるいは重複する面に及ぶかもわかりませんが、これをやむを得ざるものとしてひとつ御了承いただきたいと思うわけであります。

そこで私は、冒頭に大臣にひとつ質問をしてみたいたと思うのですが、この法案が国会に提案されて以来、織維関係業者のこの法案に寄せる期待というものはきわめて大きいものがあるわけであります。そこでこの法案の持つ幾多の欠陥とあります。そしてこの法案の持つ幾多の欠陥というものに対しても目をおおつて、ともかく早期にこの法律を成立させてもらえないかという、言ふなれば、血の叫びといつてもいいよな必死の願いを法案成立に向けておる多くの人たちが存在するわけであります。また、今日置かれている状況に對して、通産当局が生活産業局を中心にして積極的に取り組みつつあることについても、私どもその努力に対しても大いに敬意を表するものであります。しかしながら、この法案全体についても、前回の審議の際にも申し上げましたし、またその後における検討を続けてまいりました経過の中でも、たいへん多くの幾多の欠陥をこれまで明らかに出てきておるわけであります。そしてまた、その欠陥を克服するに足る通産当局の姿勢というものに多くの不備のあることも、私ども審議を通じて、できるだけ早期に情勢を勘案しつつ、連休前後ぐらいまでには、大蔵との関係の話をまとめて、政府系三機関等を通じて、情勢に応じて思い切った措置を講ずるよう進めたいと思つて、いま努力をしております。

それから構造改善その他の問題につきましては、いろいろ御指摘の点も考え、特にLDC諸国からの品物の輸入については、日本の業界に激しい影響が与えられないよう、行政的にできる限りの努力をしていくつもりでございます。

そこで、まず第一に質問を申し上げたいことは、この法律案が提案された主たる理由は、国際競争力に対しても、国内の産業としての織維産業をどう維持し、発展させていくかということに対してもこの問題が提起されておるわけでありますけれども、現実の面におきましては、提案理由の説明の中でも明らかにされておるとおり、国際競争力という面についてはこれに目をおおい、いわゆる国

内産業としての織維産業を強化、発展させることのみに力点を置いておるわけであります。私は、このことはこの前も指摘を申し上げたのでございますが、今日の置かれている状況下においてはまさに誤りといつてもいいほどの認識不足ではないか、こういうふうに判断するわけでござります。と申し上げますことは、今日置かれている織維産業の状況は、国内問題より発したというよりも国際的な情勢の中に国内勢力がそれに便乗するという形の中で危機をみずからつくり出た、つくり出す条件をつくり上げてきた、こういうふうに指摘しても言い過ぎではないと思うであります。

そこで、私は、第一に御質問申し上げたいことは、国際競争力にうちかつという条件をどのようにしてつくり上げていくべきであると大臣はお考えになるのか。いやそうではなくて、いまこの提案をしておるようだ、国際競争力というものは今日の状況の中でいたずらに他国を刺激することになり、国際協調を破壊することになるからその文言をわざと削除し、国際的な協調の中に織維産業を自立させていくんだ、こういうふうに考えておるんだ、こういうふうに理解していいのかという点についてまず冒頭質問してみたいと思うのであります。

○中曾根国務大臣　国際競争力を増して織維産業というものが国際的にも十分太刀打ちできるものにしていくということはわれわれのほうの根本的な考え方でもあります。国際競争力を全然無視してこれを考えておるわけではございません。

ただ、ここで考えなければなりませんのは、では輸入に関して保護政策的な色彩のことを日本政府がやれるかというと、これはかなりむずかしい要素があります。かつてわれわれがアメリカに織維製品を非常に輸出して、アメリカが保護主義的な政策をとってこれをぶつたたいいろいろ織維問題というものが起つたわけです。あのときにわれわれは無差別、自由というガットの精神を振りかざしてアメリカに内迫してアメリカの保護留保

易のからを突き破つて努力したわけでござりますけれども、いま攻守ところを変えて LDC 諸国から、われわれがいまそういう立場になつてきておる。その場合に、アメリカがかつてやつたような保護政策的なことを日本がやっていいかといえども、私はやれる立場にないと思います。日本という国自体の構造を考えてみると、やはり貿易で生きしていく国であつて、輸出と輸入によつてそれは保たれてゐるという国でありますから、われわれが保護政策的なことをやれば直ちに外国にその報復を受けて、ほかの輸出品にも響いて、繊維の輸出にも響いてくる、そういうことになるわけであります。ですから、長い目で見ればその国際的競争力を育成して正々堂々と秩序的に外国に発展できるという立場をつくることが正しい立場であります。

○佐野(進)委員 そうすると、法律の中におけるところの「国際競争力を急速に強化するため、」といふのを削除した理由は、そのことを含めながら新しい状態に即して国際競争力を全体的に高めていくことのできる条件をつくり出すために、あえてこの文章を削除したんだ、こういうような理解のしかたになつてくると思うのですが、それでいいわけですね。

○中曾根国務大臣 それだけこうであります。

○佐野(進)委員 私がなぜこのことを御質問申し上げたかと申し上げますると、今日織維産業界全体に関して一番大きな課題は、いわゆる先進国から輸入制限と、さらに低開発国、後進国からの輸入の増加、これに対してもよう日本政府が業界を指導し、対抗して、日本の織維産業の基礎を確立し、発展する道を見出していくかということが今日の緊急の課題であるからであります。したがつて私、この問題を討議するに際して、各方面の御意見を実は聞いてみたわけでありますけれども、いま当面する織維関係業者の一貫して言つてゐることは、この法律案によつてわれわれがいま困りつづある現況を即効薬的に解決する何ものもないんだ、期待することは不可能である、しかしこの法律が存在することによって先行きわれわれの生活が幾らかでもよくなり、向上していくであろうという希望の灯を見出すことができるのであるんだ、こういうようなことを中心にして幾つかの声を聞いておるわけでございまするけれども、その点を中心にして、それではそういう苦しい状況は何によってもたらされたかということについて質問をしてみたいと思うのであります。

それは先ほど申し上げましたとおり、先進諸国の輸入制限の問題があるわけであります。そこで私は、大臣に、この点は政治的な問題にも関連いたしますのでお伺いをいたしておきたいと思うのであります。昨年の十二月ガットの場にお

いて合意されました国際織維貿易取りめは、織維製品の貿易をどのような方向に持っていくこうとするよう御理解になつておられるのか。また、わが国の織維製品の輸出はこれによって拡大する方向に向かうのか、あるいはそうではなくて停滞、縮小の方向に向かうよう御理解になつておられるのか。この点、昨年十二月のガットにおけるところの取りきめといふものは、今後の織維産業にさきがけて重要な意味を持っておりますので、ひとつ見解をお知らせ願いたいと思うのです。

○橋本(利)政府委員 大臣のお答えに先立ちまして事務的に御答弁いたします。

ただいま御指摘の昨年十二月に合意を見ました織維の多国間協定につきましては、どういう方向に持っていくかということが第一番のお尋ねでございますが、これにつきましては、日米の織維規制問題といふのはまだ耳新しい問題でござりますし、かたがたEC各国におきましては対日差別輸入制限をやつておる、そういうべきでガットの原則から遊離した先進国の体制といふのが現実かと思ひます。そういう先進国におきます輸入規制を排除しながら、織維の国際間貿易を安定的に拡大の方に向に持っていくという意味合いにおきまして、この協定の交渉段階におきましても積極的に参加し、またこれが一月一日から発効するにあたりまして、去る三月十五日、弊国もこれに参 加を表明いたした、こすりうることでございます。これによりまして、今後わが国織維製品の輸出は拡大するのかどうかという点でございますが、若干これは事務的なことを申し上げますと、今回之の協定の中で二国間取りきめの締結といふのは認められておるわけでござりますが、その前提としたしまして、セーフガードの規制よりもより緩和された、より自由な形でなければならない、かような規定があるわけでござります。そのセーフガードにつきましては、たとえば年間の伸び率が5%以下というのが多かつたわけでございますが、今回のセーフガード条項では、伸び率は6%

いで通り過ぎることのできない重要な課題になつてきているわけでござります。アメリカの流通大手のペニーが三越、ダイエーを通じて日本進出の瀬踏みをしているということであります。先ほど加藤委員の質問の中にもありましたように、縫製業界あるいはそれらの関連する業界は今日非常に深刻な状況の中に置かれている。その深刻な状況の中に置かれている上に、このよつないわゆる既製服あるいはその既製服による流通経路等の大手によるところの掌握、いわゆる既製服の輸入あるいはそれらに関係する織維製品の輸入、それの販売等々について、日本における既存の産業の中ににおける超大手と称せられる人たちと提携する中で、それらの進出がもくろまれているということは、今日の織維業界にとっては見のがすことのできない重要な問題になつてきていると思うのであります。ですが、これらにつきまして、私どもも先般も強く要求をいたしておきましたが、大臣は、この前の御答弁の意を含め、さらに十数日たつた現在においてどのようにお考えになつておられるか、御見解をお示し願いたいと思うのであります。

からこの国に対し進出をしようとしている。もちろん品目は違いますけれども。このようなことに対して積極的に対処していかなければならないという現状下において大臣はどのように考えているかというその考え方を聞いているわけですから、局長の話はもう何回も聞いておりますから……。

○中曾根国務大臣 やはりわれわれは自由貿易ということを旗に立てて世界に対し輸出輸入を進めておる国柄でございますから、自由化された品物について日本側が制限をするということはできにくい事情があります。いま三越とペニーの関係がそれに該当するかどうか、まあ該当しない範囲内で進めているのだろうと思います。そういう面から、これは自由競争の世界におけることであつて、政府があまり干渉するということは、これは自由主義原則に反すると指摘される危険性也非常にあります。しかし、先ほどから申し上げましたように、秩序ある輸入ということは大事なんです。これは長い間考えてみて、日本全体の織維業界を整然として発展させるためには必要なことである。でありますから、少なくとも大資本といわれるものは、そういう点についてやはり全体的考慮を行ないつつやるべきものが妥当であると考えておる。そういう面から見まして、これは関係の向きにいろいろこちらに對しての考え方ややり方、品物、そういうものも報告してもらつて、こちらも適当な助言を与える、そういう形で進めていくたらしいと思います。

○佐野(進)委員 何だか大臣、アメリカの問題になるととたんに腰が弱くなるようなぐあいに私の印象としては受けるわけですが、自由主義経済がいま行なわれていることを私は否定するものではないのです。ただ、近ごろ通産省お得意の行政指導というのももたくさんあるわけでありますから、それらの面における指導によつて国益を守り、関係業界並びに消費者の利益も関連して守るということは必要でございますので、この点はひとつしゃんとした形においていま言われたようなこと

次に私は、低開発国の追い上げの問題について質問をしてみたいと思うのであります。
低開発国からの輸入増と、この輸入増をもたらした海外投資の現状、いわゆる海外投資という名のもとに、援助という名のもとに、プラント輸出を行ない、そのプラント輸出によつて製造された製品がわが国へ輸入される、結果的にいうならば、海外援助するという形の中においてわが国産業を圧迫している、こういうよつた形になり、結果的にこれらの国々の製品が、先ほど質問にありましたとおり、きわめて程度の低いものとなつてわが国に逆輸入されてきているといつよつた形になつてきてゐるわけでござりますけれども、この輸入増と海外投資が関係があると私は思うのであります。が、大臣、どのように御認識でありますか。

○中曾根国務大臣　関係は必ずしもないと私はいえないと存じます。ただ、日本は先進工業国家の一つとしまして、海外経済協力といふものは、OECDの原則とか国連の精神等からわれわれやはり当然やつていくべきことであります。そういうしDC諸国が経済協力の結果、繊維の生産をふやしたり質を向上したり、そうしてさらに外国にそれを輸出して生活水準を高めていくこと、ということは当然考えられることで、そういうことまで日本がこれを圧迫するということは適当ではないと思ひます。ですから、適切な先方の輸出政策に対してもこちらも対応して輸入で受ける、そのかわりほかの品物も向こうからは買つてもらう、原料も日本に売つてもらう、そういうよつた円滑な輸出輸入といふことが適当であると思ひます。繊維で、いやそれで打撃を受けるじゃないか、そつ言わればそういう面がなきにしもあらずですけれども、その点は今度の法律等によりまして底力をつけて、LDCの品物と質の違う、またマーケットの分野の違う、もう少し高級品のほうへ日本は転換しながら逃げ延びていく、そういうよつた考え方方に立つて進んでいくのが正しいと思います。

○佐野(進)委員 そのことは私どもも理解しているわけです。理解しているが、現実があまりにもきびしいがゆえに、そのことについての政策を行なう際における配慮を当然のこととしてこの際求めておかなければならぬ立場で質問しているわけです。ですから、抽象的なことはなくして具体的な問題として、この問題に対する指導を少なくとも通産当局は行なうべきではないか、こういう判断に立っているわけです。

そこで、海外投資を行なう場合において、いま構造改善を行なつてゐる繊維産業について大臣がお答えになりましたけれども、そういうことについて、この際における影響の度合いをどのように認識しておられるか。この場合、それぞれ海外援助をする、海外投資をする場合においては個別審査を行なう形の中で実際上の問題としては認めているわけでありまするが、個別審査をする際に、どのような影響を及ぼすという考え方の中での審査をパスさせておるのか。実際上の問題としては、これは海外援助である、海外投資である、これはプラント輸出である、したがつてただこれに判こを押す、結果的にわが国にはね返ってきて産業全体、特に繊維産業等のいま置かれている困難な状況に対してきわめてむずかしいという情勢が明らかになつた際、これらに対して当然チエックする作用が行なわれてしかるべきではないか、こういふように考えられるわけでありまするが、通産当局として、これらのプラント輸出に対し海外投資が行なわれる際ににおける審査を今までどうやつてしまつたのか、これからはどうするのか、これは局長でけつこうでござりますから、その点については明快な答弁をお願いしたいと思っております。

○橋本(利)政府委員 ただいまもお話をございましたように、OECDの資本自由化コードに基づきまして銀行業以外のものは一応投資が自由になつておるわけでございますが、そういった意味合いにおきまして、事実上事前にチェックしておるという関係でございまして、いわゆる非公式

ベースでの審査ということになるかと思いま
が、やはりその際の審査のポイントといたしまし
ては、本邦に逆輸入されてくるかどうか、その可
能性を一番ポイントとして考えておりまして、現
地における生産なり販売計画といったようなもの
もチェックいたしまして、極力当方に逆上陸して
こない、逆上陸するようなことがあっても影響は
軽微であるといったような判断のつくものについて、
て指導しております。こうすることでございまして、
今後ともやはりこういった方向で非公式ながら事
前のチェック、指導というものを続けていく必要
があるかと思います。

これは非常にむずかしいわけでございますが、一つの調査によりますと、これは日本企業で海外投資した千数百社についてアンケート調査した結果のものでございます。この数字によりますと、織維業だけについて申し上げますと、全体の売り上げの中で日本に入ってきておるものは二・五%、これは百五十社についての調査結果がさようになります。したがいまして、明確なことは言ひがたいかと思ひますが、現時点におきましては海外投資企業によるところの逆輸入というものはさほど大きくなない、むしろあるいは織物といつたようなものが輸入されて、現地で加工されてこちらに戻ってくるといったような場合のほうに影響としては大きいのではなかろうか、かよう

•

望ましいと考えるわけですが、この点について、先ほど大臣の原則的な面と違った意味においてまだいろいろあるわけです。たとえばプラント輸出する、輸出したらそこは三分の一の賃金だ、四分の一の賃金だ、安い賃金でそこで糸をつくる、つくったものを加工する、こういうことになればその製品がさらに安くなる、これは当然のことであるわけでござりますので、そのことがただ単にこちらの力を強めることによって競争にうちつてということだけでは言い切れない面がたくさんあるわけでございますが、いまの局長の答弁に加えて、ひとつ大臣の見解を簡単だけつこうですからお示し願いたいと思います。

○中曾根国務大臣 もちろん日本の国内産業の競争力も考え、個別的にケース・バイ・ケースによつて競合性も考えまして、そういう点は慎重に計らつていかなければいけないと思います。

○佐野(進)委員 そこで、私は低開発国問題についてもう一つの問題を提起したいと思うのですから、

いわゆるこれらの国々に対しては特惠関税を供与しておるわけであります。もちろんわが国の経済的ないわゆる高度成長が続く形の中における強大になった力をもつて、それら低開発国との関係を調整するために幾多の政策をとりつあることについて、私どもこれを認めておるわけでござりますけれども、しかしながら、この特惠関税供与の問題に関しては、できる限りわが国産業に悪い影響を与えないということの配慮が当然としてその前にあろうと思うのであります。ところが今日の問題の中で、いわゆるメリヤス関係の輸入に対しましては、これらの国々から輸入する際において、一国に対する限度額二分の一については今日それを認めるが、二分の一以上についてはそれを認めない、このような措置がとり続けられてきておつたわけでござりますけれども、今日、四十九年度ないしは五十年度に至つてこの限度額を撤廃し、一〇〇%にまでこの限度額を広げ、いわゆる限度額なしということで、これら

○中曾根國務大臣 もちろん日本の国内産業の競争力も考え、個別的にケース・バイ・ケースによって競合性も考えまして、そういう点は慎重に計らっていかなければいけないと思います。

○佐野(進)委員 そこで、私は低開発国問題についてもう一つの問題を提起したいと思うのであります。

いわゆるこれらの国々に対しても特恵関税を供

製品については特惠開港税を供与するという形になつたと聞くわけでございますが、今日のきびしい情勢下において、それでなくとも輸入問題で悩む関係業界に対しても血も涙もないような一撃を加えたと言つても言い過ぎでないようく感する措置をなぜおとりになつたのか。これは局長からひとつ答弁していただきたいと思います。

○橋本(利)政府委員 繊維に対する特惠供与につきましては、問題が問題でござりますので、きわめて慎重に対処いたしております。一部適用除外するとか、あるいは事前割り当て制をとるとかの制度を採用いたしておりますが、たゞいま御指摘のメリヤスにつきましては、四十八年の実績を見ますと、メリヤス生地が一六%、くつ下が四五%，下着が四七%，実績ベースでいきましても二分の一の頭打ち以前の段階にあるといつたところから今回特惠改善要請の一環といたしまして踏み切ったわけでございますが、現状におきましては、さうなことからまず心配はなからうかと思います。ただ、今後の動きを十分注意しながら見守つていただきたい、かように考えております。

○佐野(進)委員 局長、その見守るということの意味はどういうことなんですか。それは復活するということの意味にとつてもいいのですか。

○橋本(利)政府委員 情勢のいかんによりましては、旧に復することもその中の一つとして考えております。

○佐野(進)委員 そこで、私は次の問題に入りましたいと思うのでありまするが、低開発国問題に關連いたしまして、昨年の三月ごろ、繊維の好況時に商社が大量輸入を行なつておるわけであります。これまで、これらの輸入についていわゆる過剰流動性問題等々の時期にちようど適合するわけでありまするが、無制限にこれを当時の通産行政として受け入れておるよう思われるわけであります。が、当時の情勢としてこれに対してものようになりますが、指導を行なつたか、局長の答弁を求めます。

大いたしました理由は幾つかあるかと思いますが、特に昨年は上期におきまして景気が好況下にある、輸入意欲を高揚させておったということもあります。ござりますし、かたがた為替相場の変動制を採用するにあたりまして円高基調が続いておった、そういうふうに輸入を増進する環境にあつた。特に昨年前半におきましては物資不足、価格問題といつたようなものがございましたので、当時いたしましては、当方は積極的にこれを抑制する措置をとらなかつたわけでございますが、昨年の秋以降金融引き締めとともに市況が一般に冷えでまつておりますし、あるいは繊維産業に対しまして在庫圧迫要因となつてまいりますので、特に関係輸入商社に対しましては、大量にあるいは粗悪品を無秩序に輸入しないよう、機会のあつたことを指導してまいりておる、こういうことでござります。

大いたしました理由は幾つかあるかと思いますが、特に昨年は上期におきまして景気が好況下にあります。輸入意欲を高揚させておったということもござりますし、かたがた為替相場の変動制を採用するにあたりまして円高基調が続いておった、そういうふうに輸入を増進する環境にあつた。特に昨年前半におきましては物資不足、価格問題といつたようなものがございましたので、当時いたしましては、当方は積極的にこれを抑制する措置をとらなかつたわけございますが、昨年の秋以降金融引き締めとともに市況が一般に冷えまつておりますし、あるいは繊維産業に対しまして在庫圧迫要因となつてまいっておりますので、特に関係輸入商社に対しましては、大量にあるいは粗悪品を無秩序に輸入しないように、機会のあるつどこれを指導してまいつておる、こういうことでございます。

えるわけでござりまするけれども、この活動を規制する、いわゆるもっければ何をやつてもいい、こういうような考え方の中におけるところの行為に対し、今日の繊維産業の置かれている状況の中において規制することが必要である。この前もそういうやあいの質問をしたと覚えておるわけですが、ございまするが、この点については大臣の見解

しダンピングを行なうという形の中で、あるいはまたそれらに関連する一連の行動の中で小規模企業に対しても悪影響が発生すると考えられる場合においては適切なる処置を講ずるよう強く要求をしておきたいと思います。

億を活用したわけでございます。
今後の問題といたしまして、主力の金融をどう
するかという問題がござります。これにつきまし
ては一・四半期の政府三機関の融資ワクが五千五
百億と聞いております。この中から織維産業、特

○中曾根国務大臣 大いにがんばる気持ちがあります。

もそういうふうやあいの質問をしたと覚えておるわけ
でござりまするが、この点については大臣の見解
をお伺いしておきたいと思うのであります。
○中曾根国務大臣　自由主義経済をやっていて、
先ほどから申し上げましたが、やはり商社その他
が自分たちの思想で大量に輸入して、それが荷物も
たれになり、總需要力カットの結果売れて金
融的に非常に詰まつておる、こういうことはある
程度自分の責任でやつておることでありますか
ら、政府が全部そのしりを見るというわけにもい
きません。やはりそこは資本主義、自由主義のい
いところで、慎重に的確に判断をしてやらなければ
ばかり今までももうかつておるというようなこと
はないということであると思うのです。損をする事
があるが商事公庫の手を借りることもあるとい
ふことがござりまするが、この点については大臣の見解
をお伺いしておきたいと思うのであります。

そこで、次の問題に入ります。
それらのいわゆる国内外における問題の中で国際的な影響が今日織維産業に与えているものが非常に大きいということは、今までの質疑の中でも明らかにされたわけでありますから、現実の問題として、これらの状況下においていま法律を審議しておるわけでござりまするが、その前に、たとえば私どもきのうもある業界の人たちと話したのでありますするが、結果的にこの法律を通してどちらつてもわれわれはそれまで生きているか生きていないかわからぬじやないか、あるいは生きていたとしてもこの法律の恩恵がわれわれに来るまでの時間が一体いつまでになるのかわからぬじやないか、それよりもいまの問題をどうしてくれるのだ、だ、いまだどうしたらわれわれは生きるのだといふ

に中小零細企業に対しまして優先的に資金が貸付され
付けられるよう現在関係の部局と詰めを急いで
おる段階でございます。かたがた、先ほど先生も相
御指摘になりました輸入品を含んで在庫圧迫も相
当きつくなつてきておりますので、こういった過
剰在庫につきましても資金手当てを急ぐべく現在
検討を進めておる段階でございます。

○佐野(進委員)二つの問題があるわけであります
す。一つは緊急資金対策を行なう中でいわゆる需
要を喚起する、こういうよつたな方向があらうと思
うのであります。そこで、いま五千五百億と言ふわ
れてはいるのですが、私どもは七千億くらいだとい
うぐあいにも解釈をしておるのでですが、七千億程
度のものということに解釈しておるにもかかわらず
す、五千五百億ということはきわめて少ないのです

○中曾根国務大臣　総需要抑制は緩和しないと申
させてください。

業は、この構造改善を進める中ににおいて、同時に現況下において、仕事がなければなかなか成り立つていかないわけであります。そこで、零細企業が存立するためには、中間企業に対しても、程度融資を見てやらなければいかぬ、そうすると、総需要抑制とのからみ合いでたいへんむずかしくなってくる。こういうようなことになるわけでござります。総需要抑制も何月ごろから緩和すると、いうようなこともいろいろ言われておりますが、この小規模零細企業存立のために、総需要抑制緩和に対して、この織維産業に対してどの程度の位置づけをしておるか、大臣の見解をちょっと聞か

であつて、そこに一生懸命やろう、という気持ちが起ころうと思うのです。何でもやつて、しりは政府に持つていけばいいのだということになつたら、これは全く国民の税金が浪費されるという結果になると思います。だから、これはもうそつういき直則を貫くというのが政府としての立場であります。

ことについての指針を与えてくれるのか、こういった
うようなことがきわめて強い要求となつてゐるわ
けであります。その一つの大きな問題は、総需要
抑制によるところの仕事量の減少であります。仕
事がなくて困つているということであります。(二
割、四割)の削減はもはや日常の問題となりつつあ
ります。

はないか。特に先ほど申し上げました在庫された正在する、機織製品のダンピングの問題と関連いたしますと、これでは危機が乗り切れないのではないかと考えるわけでありますが、それすら大蔵省局はなかなか決済であろう、こういうよう見はまれるわけであります。

ます。当分はやはり現状のような抑制策を続けていく。しかし、織維等については、中小企業対策として別個にこれはプラスアルファとしての対策をとりたい、そういうことであります。

○佐野(進)委員 いまの大臣の答弁、こんなに簡単に答えると思わなかつたので、もう一つ質問しますが、

が、しかし、それが中小企業とか末端零細企業に至つて不当な圧迫とか苦しみを与えているという場合には、われわれは乗り出して、いって中小企業その他のためという立場から考えてみる、そういう態度でやってみたいと思います。

るということです。総需要抑制政策が今日のインフレ抑制のために必要だということを私は認めていますけれども、しながら、この小規模零細企業に与える、繊維業界全体に与える影響に対して、総需要抑制の及ぼす

そこで大臣、これは大臣が答弁してくださいよい、いいですか。大臣に質問をしますが、結局緊急融資対策は大蔵省との折衝になるわけです。ワクはあるわけです。しかし、それは政治力によって決定するわけです。だから福田さんと中曾根さんは、

予定でありましたが、別個にするということでもありますから、私はその点については質問をいたしません。

ただ、いざれにせよ、置かれている状況の中で構造改善事業ということだけではなかなか解消するには、まだ一歩足りて、今更に量かしてくる層が現実にござりますから、私はその点については質問をいたしません。

○佐野(進)委員 この点についてはさらに局長の答弁を求めるのであります。時間が経過いたしまりますので、要望として、ひとつ局長のほうで具体的なチェックというか行政指導といふか、そういう形の中でこれらダンピングが行なわれないよう、行なわれる際において、大臣がいま言わされたように、いわゆるもつけ過ぎを吐き出させる形の中で適切な指導をするように、そしても

してある政策上におけるところの欠陥とのよりに打開することが必要かということについて、臣の見解をこの際ひとつお聞きしておきたいと申します。

せんが、口へ出すことは、どこへ行つても同じことと言つてゐる。だからあなたが七千億にしろ、いうことでひざ詰め談判すれば、今日中小業者ためにやるのだとがんばつてゐるわけですから、可能でないと思うのですが、ひとつこれについてがんばつてくれる気持ちがあるかどうか、この辺ひとつ……。

在しているといふ事を認識していただきたい、と思うのであります。

そこで局長、いまの大臣の答弁に関連いたしまして、いわゆる中間と目される層——零細な二、三人が三人ぐらいで働いておる人たちに仕事を出しやる層ですね、これは非常に層がむずかしいわでありますけれども、中小から中堅といふこ

になるのかどうかわかりませんけれども、これらの層に対する対策は、いまとどのようにお考えになっているのか。やるとかやらないとかいうことは別にしまして、考え方を聞かせておいていただきたいと思うのです。

○橋本(利)政府委員 ただいま大臣も答弁いたしましたように、やはり当面物価抑制ということが大きな政策課題でもございますので、総需要抑制政策を緩和するということは、これは繊維についてもなかなかむずかしいかと思います。いろいろ先ほど来金融の問題が出ておりますが、それ以上に一番効率的な方法は、繊維についての有効需要の喚起ということになるかと思いますが、いまの段階はまだそれが許されない段階ではなかろうかといつたようなところから、先ほどもちょっと触れましたように、政府三機関の資金ワークをできるだけ繊維産業、その中でも中小零細の企業に振り向けられるよう準備いたしておりますのでございますし、かたがた、これも先生御承知かと思いますが、民間の金融機関におきましても合計三千二百億の資金を準備いたしまして、これによつて中小企業の救済資金といいたいといったようなことも発表いたしておりますので、こういった民間金融につきまでも、政府三機関の金融とあわせまして、できるだけ繊維産業中小企業対策として活用いたしてまいりたい、かように考えておるわけでござります。

○佐野(進)委員 そこで、不況対策についてもう一つこの際御質問をしておきたいと思うわけであります。先ほど來質問を続けてまいりましたが、国内外の情勢の中で、今日の状況は、法律改正以前の問題としてたいへん苦しい状況下に置かれているわけでございますが、この状況の中では在庫がだぶついている。いつダンピングがあるかわからない。低開発国からはどんどん輸入がふえてしまっている。先進国はなかなか輸入を増大さしてくれない。もう八方ふさぎである。こういうような形の中に置かれているわけであります。いか

ゆる多国間協定、特に日米繊維協定の取りきめ等の中での道を突破していくわけであります。しかし現在の状況の中で、具体的に日本製品、高度な日本繊維製品を輸出していくためのその振興策といふものは、今日忘れてはならない政策の一つかではないか。いまの状態の中で、いわゆる輸入されたものがだぶついているのに、そのものをまた輸出する、なんていうことはできませんが、日本製品そのものを輸出するとか、あるいはいまあるダンピングされようとしている滞貨の中において、逆に外国等におけるところの不足の声のあるところへそれらの品物を輸出するということも必要な方法ではないかと考えるわけであります。この点についての措置等を検討されたことがあるかどうか、これは局長でつこうですから答弁してください。

○橋本(利)政府委員 現在の段階で輸出の振興策をどういうふうに実現化していくかということは非常にまだ微妙な問題があるかと思いますが、ただ繊維について申し上げますと、実は本年度の開発途上国との商品の供与借款の話し合いなどを通じてみると、幾つかの国におきまして、やはり糸、綿あるいは綿織物、絹織物といったような織物あるいは衣類といったような製品につきましても供与を要請してきておる国もございますので、そつていつた商品の供与借款の一環として事実上海外にそいつた製品がしむけられるように措置してまいりたい、かように考えておるわけでござります。

○佐野(進)委員 そこで、不況対策についてもう一つこの際御質問をしておきたいと思うわけであります。先ほど來質問を続けてまいりましたが、国内外の情勢の中で、今日の状況は、法律改正以前の問題としてたいへん苦しい状況下に置かれているわけでございますが、この状況の中では在庫がだぶついている。いつダンピングがあるかわからない。低開発国からはどんどん輸入がふえてしまっている。先進国はなかなか輸入を増大さしてくれない。もう八方ふさぎである。こういうような形の中に置かれているわけであります。いか

の負担ができるだけ軽くする、こういうようなどついてその対策を講ずる必要があると思うのですが、これについての見解、さらにそれに加えます。

現実の問題として仕事が三割も四割も減つておるわけですから、実際上働くかせたくとも働かすことができない従業者を多数かかえておるそれぞれの企業があるわけであります。これら企業の従業者について適切なる対策を立てる必要があると思うのであります。この点については局長から答弁をひとつお願ひします。

○橋本(利)政府委員 既往債務と申しますか、旧債返済の猶予につきましては、一部ではやはり法律に返済猶予を求める声もあるわけであります。が、御承知のとおり、やはりこういった中にも企業によりましてやはり経理の内容が異なつておるわけでありますし、かたがた回収金のあるものは新しい投資の財源にもなつてくるわけで、そつていた意味合いにおきましてなかなか一律の償還猶予ということはむずかしい問題かと思います。

個別的に必要に応じて従来からも返済の猶予を認めておりますので、今後ともそういった方向で指導してまいりたいと思います。

○吉川政府委員 既往債務の償還猶予につきましては従来とも努力しておるところでございますが、最近におきましても中小企業庁長官から政府系三機関に対しまして、この点について配慮するよう指示をしております。

○佐野(進)委員 それでは午前中ということでありますので、あと若干の時間がございますので、法律の内容について、この前の質問の際、ほほ質問をいたしたのであります。この際一、三重要な点について御質問をしてみたいと思うのであります。

今回の法律改正につきましては、いろいろの方々において借り入れ金返済の繰り延べ等の措置をするこの困難な状況の中ですでございますが、私は今までの質問に関連いたしました。次の点を締めくりとしてみたいと思うのであります。

今日の状況の中において借り入れ金返済の繰り延べ等の措置をするこの困難な状況の中ですでございますが、私は今までの質問に関連いたしました。次の点を締めくりとしてみたいと思うのであります。

今回の法律改正につきましては、いろいろの方々において借り入れ金返済の繰り延べ等の措置をするこの困難な状況の中ですでございますが、私は今までの質問に関連いたしました。次の点を締めくりとしてみたいと思うのであります。

あります。いままでは異業種間でなくして同業種間ににおける構造改善事業ということになりましたが、これについての見解、さらにそれに加えますと、どうしても異業種におけるところの優位企業がそのイニシアチブを握り、優位企業による系列化が結果的にはかられる、こういったようなことになるわけであります。これら企業が、これまでの企業があるわけであります。これら企業の従業者について適切なる対策を立てておるわけでも、さらにこの点についての歯止めということについて具体的にどのような考えがあるか、この際明らかにしておいていただきたいと思うのであります。

○橋本(利)政府委員 いわゆる知識集約型産業への脱皮ということは、大企業、中小企業を問わず、繊維産業全体として指向すべき方向かと考えております。さよならなところから、一部の大手企業筋においては、自力でそつていた方向にグルーピングを進めておるというのが現実かと思います。したがいまして、本法案におきましても、この構造改善対策のねらいは、そつていた方向に自力で進み得ない中堅企業あるいは中小企業、こういったものを作成することによりまして、そつていた知識集約化の方向に進ませると同時に、大企業グループに対して対抗力をつけていく、こういったところをねらいにいたしておるわけでござります。

〔稻村(佐)委員長代理退席、委員長着席〕

したがいまして、本法案の第四条にございます構造改善計画の作成あるいは大臣に承認を求める資格といたしましては、主として、中小企業関係団体を中心として考えておる、かようなことでございますし、資金助成策につきましても、そつていた中型企业を中心として進めていきたい、かようになります。

具体的にその大企業の系列あるいは支配を排除する方法といたしますては、大企業がその優位性をもたらまして、取引条件等におきまして不當な条件を中小企業に課してくるというのが現実のあらわれ方かと思います。さよならな観点から、この法案といつしましては、構造改善事業計画を提出する

際に、その内容の一部といたしまして取引関係に付いても記載させる。その取引関係を取引改善方針に従いましてチェックいたしまして、基本方針の方向に沿わないものについてはこれを承認しないことにいたしたいと考えておるわけでございまし、また、一度承認してしまったあとどうなるかという点についても注視する必要がありまして、その段階において不当な取引条件を課しておるような場合には、本法案の第八条に大臣の指導、助言の規定がござりますので、これに基づきまして助成をはかる。さらに、それをきかないようないまして、承認した計画の取り消しをはかる。か場合には、同じく本法案第五条第二項の規定によりまして、承認したことによりまして、大企業の支配の強化というものを排除いたしたいと考えております。

て、取引条件といつもののは、その企業、企業間の自由意思できめられておるものでありますから、力関係によつて不当または著しく劣勢な地位に出てくるといつものもなきにしもあらずである。それを生かしながら、段階的にこれを一步一步改善していくといつことが、結局毎日生活している人たちに失業の苦労や倒産の苦労をかけないで持つていくといつころに問題のむずかしさがあるわけです。そういう意味で、取引条件の改善の協会をつくつて、そしてチエックしつつ一步前進していくといつ、そういう考えに立つてやっておるので、これこそまさに生きた、まあ大岡裁判的なことも状況によつては必要でし、状況によつては、悪質なものについては、これは断固やらなければならぬ、そういう問題もあると思つのです。ですから、この取り扱いについては、そういう深甚な配慮をしながら事態を改善する方向に進ませていただきたいと思つております。

の層に対する対策をこの法律成立による構造改善事業の進行と同時に考えておかなければならぬ重大な課題だと思うのであります。局長、この点についての対策をひとつ明らかにしていただきたいと思います。

○橋本(利)政府委員 ただいま御指摘になりましては、本法案第九条にいうところの中小零細企業に対する特別の配慮という条項に相当するかと考えます。私たちといたしましても、できるだけ多くの人が構造改善事業に、知識集約化事業に参加してくれることが望ましいわけでござりますが、御指摘のような小規模零細企業にとりましては、人的、資金的な面からいたしまして、直ちにそういった知識集約化グループに参加し得ないという方も多いかうと思います。さような点から、第九条の規定に基づきまして二つの小規模零細企業対策を考えるわけでございまして、一つは近代化助成制度、それからいま一つは技術指導制度でございます。

前者につきましては、今回の構造改善におきましては、いわゆる二工程間以上の連携動作をとり、かつては第四条にいうところの構造改善事業計画を通産大臣の承認を受けた後、これを実行するものに限り、中小企業振興事業団を通じまして二分六厘の資金を供給することになつておるわけでございますが、たゞいま申し上げました小規模事業者とりましては、これは原則は従業員五人以下と考えておりますが、こういった小規模零細事業者に対しましては、さような構造改善事業計画を持ち合わさなくとも、中小企業振興事業団の低利融資を実施したい。一応現在、事業規模におきまして七十五億程度を考えておるわけでございます。

それから、いま一つの技術指導につきましては、ささいな機械設備の操作ミスによりまして織りむらができるたりするといったようなことで、品質管理上きわめて遺憾な点も多つござりますので、これにつきましては從業員規模大体二十人以下の事業者に対しまして技術指導をやる。その場合に構造

改善事業協会を通じましては八千五百万計上いたしておりますので、事業ベースにすると、一億七千万ぐらいになるかと思いますが、さような、特にただいて、できるだけ早い機会に積極的に知識集約化グループに参加していただくように指導いたしたいと考えておるわけでござります。

○佐野(進)委員 大臣、いま私の質問をしていることは、いわゆる構造改善事業によつて行なうことに対する、参加でき得ない、いわゆる落ちこぼれと称せらるる層が多數存在していく可能性があるということを前提として質問しているわけですね。したがつて、それについて、いま局長の答弁があつたわけでございますが、大臣は、いまの局長答弁にふんいいたしまして、これらの層の救済について万全を期すということについて、この席上で言明できますかどうか。

○中曾根国務大臣 いまのようすに独立でグループの中に入らない、そういうような層が十分あるということを意識してこの法案はまたつくれられ、それに伴う条文が整備されているわけであり、予算的にもいま申し上げましたように、七十五億というものを一応用意しておるわけでございます。ここは、やはり一番大事なところだらうと思いまして、粗漏のないように実行いたします。

○佐野(進)委員 それでは最後の質問をいたしました

私は、これらの質問を続けてきたわけであります。が、この法案全体を見まして、いわゆる業者は、その構造改善事業である。しかし、その業者の方々は、その構造改善事業を通じて競争力を強化し、よい商品をつくつて消費者に提供する、そして国際競争力にもうちかつていく、こういうようなことになつてくるわけでございまして、結果的には消費者の利益をこの構造改善の事業を行なうことによつてはかつっていく、こういうことに帰着すると思つのであります。消費者は王さまであるという

ことわざもござりまするけれども、今日のあらゆる産業、業態にわたってそのようなことが強調されておるわけでござりまするけれども、今回のこの法律の中で、その消費者の利益を守るために、そういう形の中におけるところの表現がきわめて——きわめてどころかほとんどないというような形の中でこの法律全体を見渡すことができるわけであります。となりますと、構造改善を行なつた、いい品物をつくつた、定価が安くそれを納めることができた、納めてもらったデパートなり大手スーパーなり、いわゆるそれぞれの機関が、先ほど加藤議員の質問にもございましたが、その持つ特殊的な取引条件の中においてすべての利益を吸収し——すべてとまでは言いませんが、相当の利益を吸収し、消費者に迷惑をかける、こういうようなことも当然のこととして予測されるわけであります。常に法律の条文の中においてそのことが強調されておるわけでござりまするが、今回の法律の中においては、その点がきわめて薄弱であるということの持つ意味は一体何なのか、局長の見解を聞いておきたいと思います。

○橋本(利)政府委員 御指摘のとおり、この法律

案の中では、消費者対策あるいは消費者の利益の保護といふことには直接触れてはおりませんが、気持ちはいたしましては、先ほど先生もおっしゃったように、海外はもとより国内の多様化する、あるいは個性化する需要に即応していくことをいう方向で生産、販売体制を立てていこう、こういうことでござりますので、そついた意味合いにおきましては、しいて言うならば第一条「目的」の中に織維工業の健全な発展をはかるためという中で事実上読み込まれておるというふうに解釈しているかと思ひますが、ただ具体的な問題といたしましては、別の面から申し上げると、取引条件の改善の問題といふことにもつながってくるかと思います。そういった意味合いにおきまして、生産者はもとより消費者にもその利益還元をするといたようなことを考えてまいりますと、よくいわれる前近代的な取引条件というものの改善が必

要かと思いますので、これにつきましてはいろいろむずかしい問題もございますが、取引改善協議会といったようなものをつくりまして、そこで十分ルールづくりを検討いたしてまいりたいと考えておるわけでございます。

○佐野(進)委員 最後に、大臣に要望を兼ねた質問を申し上げまして、質問を終わりたいと思うわけです。

一時間以上、この前の質問を加えますと二時間以上織維問題について質問を続けてまいりましたが、私どもは、この法案が持つ緊急性

早いし冒頭申し上げましたとおり、この法律案を早期に成立してもらいたいという多くの方々の要望というものは、身をもってそれの方々の声を聞く中で知つておるわけであります。しかしながら、先ほど来質疑を続けてきた形の中においてまだそれ以上の問題等があるわけであります。さて、今日の織維産業の持つわが国産業に対するその割りから比較いたしますならば、はたしてこれで十分であるかどうかということについて多大な疑問を持つわけであります。しかし、それはそれでいたしまして、われわれはこの法案を通じて少しでもよくしたいという願いのもとに審議を続けてきておるわけでござりますが、最後に大臣の見解をお伺いしたいことは、結局国際競争力をどうやって強化するか、先進国への妨害をどうやってはねのけるか、低開発国の追いつきに対する対応をどう対処するか、今日の不況状況に対してどう取り組むのか、そして法案の不備をどう防いでいくのかという形で質問を続けてきました。

○佐野(進)委員 終わります。

○渕野委員長 午後二時から委員会を開くことにとどめ、この際、暫時休憩いたします。

午後零時五十四分休憩

午後二時十二分開議

○野間委員 特織法の一部改正について質問をいたします。

質疑を続行いたします。野間友一君。

○渕野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後零時五十四分休憩

まず、提案理由によりますと「織維工業について、その内包している構造上の問題点を早急に解消するとともに、合理的な国際分業を推進し得る十分な競争力を持った発展性のある産業として育成することは国民经济的な要請である」こういうふうに法案を出した理由について述べておるわけ

です。ここでまずお伺いしたいのは、ここでいう「構造上の問題点」とはどういうものかをさしておるのか、お答えをお願いします。

○橋本(利)政府委員 構造上の問題は幾つかござりますが、代表的なものといたしましては、企業数の過多、企業規模の過小性といった問題がござります。それから川上偏重、量産偏重、輸出偏重といった問題、あるいは特にこの構造改善でねらうかといふことをお伺いして、私の質問を終わらせておるわけでございます。

○中曾根国務大臣 中小企業の倒産の件数を調べてみると、三月になりまして一千件をこしてまであります。これは過去における不況の中でも深刻な不況に近づいてきつつある証拠であります。

○橋本(利)政府委員 中小企業の倒産の件数を調べてみると、三月になりまして一千件をこしてまであります。それから次に、流通段階がきわめて複雑多岐にわたっている。大体代表的な問題点は、消費業者情報のフイードバックが弱いという点がございます。それから次に、流通段階がきわめて複雑多岐にわたっている。大体代表的な問題点は、企業規模の過小性といった問題がござります。それから川上偏重、量産偏重、輸出偏重といった問題、あるいは特にこの構造改善でねらうかといふことをお伺いして、私の質問を終わらせておるわけでございます。

○野間委員 そこで、いまの指摘があつたわけでございます。それから次に、流通段階がきわめて複雑多岐にわたっている。大体代表的な問題点は、企業規模の過小性といった問題がござります。それから昨年の十月に出された織維工業審議会の答申によりますと、これらに加えて加工段階では貢加工の形態が一般的にとられている、こういう指摘があるわけですね。私もそのとおりだと思います。この実情に照らして見て考えるならば、貢加工の形態が一般的にとられている、こういう多様性というのは零細性とは切り離すことはできないものであると思ひますけれども、こういうものを解消するためグループ化を進めよう、こういうことになると思うのですね。

それから昨年の十月に出された織維工業審議会の答申によりますと、これらに加えて加工段階では貢加工の形態が一般的にとられている、こういう多様性というのは零細性とは切り離すことはできないものであると思ひますけれども、こういうものを解消するためグループ化を進めよう、こういうことになると思うのですね。

○橋本(利)政府委員 今回の構造改善事業計画といたしましては、従来の設備近代化に加えまして、新商品または新技術の開発、いわゆる知識集約化

こういった知識集約化グループにはできるだけ多くの事業者が参加していただきことが最も望ましいわけでございますが、ただいま先生が御指摘になりました小規模零細企業につきましては、その人のあるいは技術的能力に限界がございまして、直ちに構造改善計画を作成いたしまして、これに基づいて知識集約化を進めていくということは、現実問題としてなかなか困難な点もあるかと考えます。さような観点から本法案の第九条に、小規模零細事業に対する特別の配慮を加えることを規定いたしております。

具体的には二つの対策を考えておるわけでございまして、一つは、小規模零細企業の設備近代化助成制度でございまして、二つ目は、小規模零細企業に対する技術指導、この二つを柱といたしますとして小規模零細企業に対して特段の措置を加えたい、かようになっておるわけでございます。

まず小規模企業に対する設備近代化助成制度でございますが、これは原則的には第四条にいうところの構造改善事業計画を策定いたしまして通産大臣の承認を得たものについてのみ中小企業振興事業団から特別融資を行なうことにいたしておるわけですが、現在考えておりますところでは、従業員五人以下の小規模零細企業につきましては、必ずしもさような構造改善事業計画を策定いたさなくとも、設備近代化のために必要とする資金を中小企業振興事業団から貸し付けたい、その内容といたしましては、事業規模にいたしまして貸し付け額は七十五億を予定いたしております、金利は二分六厘、貸し付け率は七〇%、さように考えておるわけでございます。

二つ目の技術指導制度でございますが、これはささいな機械の操作ミスから織りむらができるというふうに、品質管理面からいたしましても必ずしも適切でない点がございますので、たとえば事業協同組合などでそういった小規模事業者に対しまして技術指導をやるという場合に、事業協力を実現しまして二分の一の経費補助を行なうというこ

とを予定いたしておりまして、予算額としては八千五百万の計上を見ておりますが、二分の一の補助でございますから事業量といたしましてはかれこれ一億七千万くらいになるかと思います。ただ、技術指導の対象事業者といたしましては、いまのところ従業員規模にいたしまして二十人以下という事業者を対象にして技術指導を行ないたい、かつてはうつに考えておるわけでございます。

○野間委員　いまの答弁はたしか九条を中心によつたと思ひます。

○橋本利(政府委員) 記載事項になるわけでござりますが、現実の問題として、ただいま申し上げましたように設備近代化等について完了しておる場合は、その旨記していただければ、その計画を承認する際にこちらとして確認いたしたい、そういう考え方をとつております。

○野間委員 そうすると、いまの答弁の中では、たとえば設備の近代化がすでに済んでおる場合はこれはやらないでもいい、しかし原則としてはこれで十分でござらなければなりませんが、

ことによりまして、内外需に適応していく体制を確立する必要があるというようなことが書き出される。たしまして、「新商品又は新技術の開発」の事項につきましては、消費者情報を適確に収集処理する機能の強化をはかる。高品質の製品を開発する機能、技術を開発する機能等を強化する。そのため異業種間で事業者の連携をはかること。こういったことが新商品または新技術の開発事項にござるかと思います。

それから「設備の近代化」につきましては、省力化、合理化、公害防止型機械設備の導入を積極的に行なうと同時に、かような設備の導入にあたっては、老朽設備の廃棄につとめることとす

次に一生产又は经营の規模又は方式の適正化につきましては、事業の共同化等を推進することにより、それぞれの生産品種に応じた生産規模の適正化をはかるとともに、販売力、原材料の購入力、市場開拓力、技術開発力を含めた統合的な経営能力の強化すなわち経営全体の規模の適正化を進めます。あるいは、共同事業を行なおうとする事業種の事業者の有する生産設備の種類、能力等との間にバランスがとれている等、生産設備の組合せが適切なものであるとともに、共同商発研究所の設立、計算事務の共同化、ブランド統一といった經營の方式についてもその適正化をはかること。

イン的な、あるいは定性的な、抽象的な表現になら
るかと思ひます。

基本指針の内容といたまほては、前文とい
たようなものを置きまして、先ほども話が出ま
たように、零細性、工程間分断と質加工生産形態
上流偏重、量産偏重、流通経路の迂回性、こうい
たわが国の繊維工業が持つております構造上の問
題点をまず示しまして、こういった問題点を解説す
るために、現在実施いたしております構造改
善では十分問題の解決にならないといったよう
なことを述べまして、そういった問題点を解決す

品の検査の方法、返品の方法その他の取引条件についての改善、共同購入、共同販売による取引件の改善。

最後に「その他繊維工業の構造改善に関する要事項」といたしましては、労務者の福利厚生設の充実、給与体系の合理化、雇用条件の改善の労働者に関する事項、産業公害防止、一般消費者の利益の保護等に関する事項を記載すること

なるかと思います。

○野間委員 いまの一一番最後の労働者の問題についてまずお伺いしますけれども、現行法によりますと、十八条の第二項で、「関連労働者の職業の安定につき配慮するものとする。」こういうのがあるわけですが、今度の新法というか、改正法案にはないわけですね。おそらくこれは構造改善ということで、しかも異業種異工程間の構造改善ということになりますと、これは企業の合併等々、合理化が出てくるのですね。そうすると、当然にそこから首切りとか人員の縮小、そういうことが問題になってくると思う。いま労働者に関して、三条の二項の五号について何か話がありましたけれども、現行法のこの十八条の二項、これにたぐいするようなものがこの五号の中に入っているのかどうか、まずその点お聞きしたいと思います。

○橋本(利)政府委員 現在における繊維産業とい

たしましては、労働者の人員整理といったような問題よりも、むしろ求人難をどう克服していくか、あるいはそういう労働者が、繊維の職場を魅力

ある職場として長く定着してくれるかどうかといふ方向にこそ問題意識がございまして、いわゆる構造改善によって、あるいは工程間の連携をはかるにあたって、人員整理をやるといつたようにことは手頭考へておらないわけでござります。

さようなどころから、今回の法案におきましては、労働者の問題につきましては、先ほど申し上

げました基本指針の中で、福利厚生施設の充実だとか、あるいは給与体系の合理化あるいは雇用条件の改善といった労働福祉に主として着目をした指導をやっていきたい、かように考えておるわけございまして、一言で申し上げますと、人員整理といつたような問題は全く考えておらない、こういうことです。

○野間委員 その点についてはまた後ほど質問しますが、いずれにしても、この基本指針を見ますと、これはかなり金のかかる設備が多いと思うのですね。通産省がおいておる生活産業局の新繊維産業構造改善対策、これによりましても、情報セ

ンターの設置とか、あるいは開発センター、こういうものが一応想定されておると思うのです。そううだいたしまして、かなり金がかかる。ところで、このような金のかかる大がかりなものをつくる場合に、先ほどの局長の話もありましたけれども、必要資金の三〇%，これについては当然自己資金でまかなわなければならぬ、こういうふうにならなければなりません。しかしながら、これらは当然にその事業に参画した構成員、組合の場合には組合員、これらがそれぞれ負担しなければならない。そういうことになりますと、はたして、いま特に不況になつてくると思う。いま労働者に関して、三条の二項の五号について何か話がありましたけれども、現行法のこの十八条の二項、これにたぐいするようなものがこの五号の中に入っているのかどうか、まずその点お聞きしたいと思います。

○橋本(利)政府委員 現在における繊維産業とい

たしましては、労働者の人員整理といったような問題よりも、むしろ求人難をどう克服していくか、あるいはそういう労働者が、繊維の職場を魅力

ある職場として長く定着してくれるかどうかといふ方向にこそ問題意識がございまして、いわゆる構造改善によって、あるいは工程間の連携をはかるにあたって、人員整理をやるといつたようにことは手頭考へておらないわけでござります。

さようなどころから、今回の法案におきましては、労働者の問題につきましては、先ほど申し上

げました基本指針の中で、福利厚生施設の充実だとか、あるいは給与体系の合理化あるいは雇用条件の改善といった労働福祉に主として着目をした指導をやっていきたい、かように考えておるわけございまして、一言で申し上げますと、人員整

理といつたような問題は全く考えておらない、こういうことです。

○野間委員 その点についてはまた後ほど質問しますが、いずれにしても、この基本指針を見ますと、これはかなり金のかかる設備が多いと思うのですね。通産省がおいておる生活産業局の新繊維産業構造改善対策、これによりましても、情報セ

ンターの設置とか、あるいは開発センター、こういうものが一応想定されておると思うのです。そううだいたしまして、かなり金がかかる。ところで、このような金のかかる大がかりなものをつくる場合に、先ほどの局長の話もありましたけれども、必要資金の三〇%，これについては当然自己資金でまかなわなければならぬ、こういうふうにならなければなりません。しかしながら、これらは当然にその事業に参画した構成員、組合の場合には組合員、これらがそれぞれ負担しなければならない。そういうことになりますと、はたして、いま特に不況になつてくると思う。いま労働者に関して、三条の二項の五号について何か話がありましたけれども、現行法のこの十八条の二項、これにたぐいするようなものがこの五号の中に入っているのかどうか、まずその点お聞きしたいと思います。

○橋本(利)政府委員 現在における繊維産業とい

たしましては、労働者の人員整理といったような問題よりも、むしろ求人難をどう克服していくか、あるいはそういう労働者が、繊維の職場を魅力

ある職場として長く定着してくれるかどうかといふ方向にこそ問題意識がございまして、いわゆる構造改善によって、あるいは工程間の連携をはかるにあたって、人員整理をやるといつたようにことは手頭考へておらないわけでござります。

さようなどころから、今回の法案におきましては、労働者の問題につきましては、先ほど申し上

げました基本指針の中で、福利厚生施設の充実だとか、あるいは給与体系の合理化あるいは雇用条件の改善といった労働福祉に主として着目をした指導をやっていきたい、かのように考えておるわけございまして、一言で申し上げますと、人員整

理といつたような問題は全く考えておらない、こういうことです。

○野間委員 その点についてはまた後ほど質問しますが、いずれにしても、この基本指針を見ますと、これはかなり金のかかる設備が多いと思うのですね。通産省がおいておる生活産業局の新繊維産業構造改善対策、これによりましても、情報セ

ンターの設置とか、あるいは開発センター、こういうものが一応想定されておると思うのです。そううだいたしまして、かなり金がかかる。ところで、このような金のかかる大がかりなものをつくる場合に、先ほどの局長の話もありましたけれども、必要資金の三〇%，これについては当然自己資金でまかなわなければならぬ、こういうふうにならなければなりません。しかしながら、これらは当然にその事業に参画した構成員、組合の場合には組合員、これらがそれぞれ負担しなければならない。そういうことになりますと、はたして、いま特に不況になつてくると思う。いま労働者に関して、三条の二項の五号について何か話がありましたけれども、現行法のこの十八条の二項、これにたぐいするようなものがこの五号の中に入っているのかどうか、まずその点お聞きしたいと思います。

○橋本(利)政府委員 現在における繊維産業とい

たしましては、労働者の人員整理といったような問題よりも、むしろ求人難をどう克服していくか、あるいはそういう労働者が、繊維の職場を魅力

ある職場として長く定着してくれるかどうかといふ方向にこそ問題意識がございまして、いわゆる構造改善によって、あるいは工程間の連携をはかるにあたって、人員整理をやるといつたようにことは手頭考へておらないわけでござります。

さようなどころから、今回の法案におきましては、労働者の問題につきましては、先ほど申し上

げました基本指針の中で、福利厚生施設の充実だとか、あるいは給与体系の合理化あるいは雇用条件の改善といった労働福祉に主として着目をした指導をやっていきたい、かのように考えておるわけございまして、一言で申し上げますと、人員整

理といつたような問題は全く考えておらない、こういうことです。

○野間委員 その点についてはまた後ほど質問しますが、いずれにしても、この基本指針を見ますと、これはかなり金のかかる設備が多いと思うのですね。通産省がおいておる生活産業局の新繊維産業構造改善対策、これによりましても、情報セ

ンターの設置とか、あるいは開発センター、こういうものが一応想定されておると思うのです。そ

ういつた意味合いにおきまして、御指摘の趣旨もわかるわけでございますが、少なくとも三割は債務保証を背景にして自己調達をしていくべきということで、漸進的に企業の体質を改善して、将来みずからも知識集約化グループを形成し得るよう持つていいといふ、漸進的措置として考えておるわけでございます。

○野間委員 確かに九条は、この法律でいう構造改善事業に乗つかれない人たちに対する配慮ということなんですね。ところが私が申し上げておるのは、これはこれで当然こういう措置をしなければならぬ。同時に、それそれが構造改善をやる組織の構成員がずいぶんあるわけでしょう。一つの組織の中で、末端までずっと零細なすそ野が広がつておる。そういう組織が、これは組織ですから、多数決でもってそういう構造改善事業をやつていこうと、こうきめるわけでしょう。きた場合には、それについていけない者は組合を脱退する以外にないわけですよ。組合を脱退せずに、これはいいものだから一緒にやつていこうとした場合には、しかもなおかつ自分の企業の零細性からして、なかなか自分で資金の調達ができるない、こういう者がずいぶん出てくるわけですね。そういう場合には、それじゃ九条があるから、組合から脱退してお前らこれでやつていけ、ここでひとつ基盤を築いて、それから構造改善に乗つていいけるようなそういう情勢がかもし出されれば、そこでひとつ今度はその段階でやつたらいいのではないかということになるのは、私は乱暴だと思うのです。やはりあくまで一つの組織がそういうことをやつしていくとした場合には、末端の全員が喜んで乗つていかない者も——これは乗つていかない者に對する配慮ですが、乗つていく者に対しても当然配慮をして、そして喜んでみんなが構造改善事業をやつしていく、そういう方向にやはりするべきではないか。そういう意味において、私は、その乗つていく場合の小零細に対する手当て、自己資金の三

〇%を特利で、七〇%と同じような金利で貸して、そして乗つかれるようにするべきではないか。ですから、九条はそれによって区別する必要はないのだ、むしろ区別すべきではない、これが私の意見からも知識集約化グループを形成し得るよう

ういつた意味合いにおきまして、御指摘の趣旨もわかるわけでございますが、少なくとも三割は債務保証を背景にして自己調達をしていくべきということで、漸進的に企業の体質を改善して、将来みずからも知識集約化グループを形成し得るよう持つていいといふ、漸進的措置として考えておるわけでございます。

○横本(利)政府委員 本ほど来申し上げております小規模企業設備近代化融資制度というものは、新しい構造改善に直ちに入り得ないようなものについて考えておるわけでございますが、そ

ういつた組合に入つております、その中で設備

に直接参加できる事業者であれば、組合には参

加いたしておりますが、組合としての構造事業に

現実には参加し得ないような小規模零細企業も

あるかと思います。そういつた場合には、組合に

入つておつても、九条にいうところの小規模事業

金の借り入れができるよう弾力的に運用してま

りたいと考えております。

○野間委員 ちょっとその意味がわからかねるの

ですけれどもね。組織全体で構造改善をやつてい

るわけですね。ところが三〇%どう調達するか、これは事業の規

則でございます。そこまでお手伝いする必要が

あるかと考えます。組合全体として借り受ける場

合には、これは直接その問題は出てこないかと思

います。

○野間委員 非常につけんどんな御答弁なので

すが、明らかに各個別の組合員、つまり事業者が

賦課金を納めるということがこの法案の中でも前

提になるわけでしょう。四条ですね。四条の四項

の四号に「必要な試験研究費に充てるため組合員

に対し負担金の賦課」「その賦課の基準」それから

その前三号ですね。「必要な資金の額及びその調達

方法」これは確かに組合全体として借りる場合も

もちろんありますね。その場合でも、各個の組合員がその一定部分を負担しなければならぬ。同時

に各個に対しても、それぞれの資金の必要量につい

て割り当てをして、それを調達をさせていくとい

うことだつて組合の中できめるわけですから、こ

れは法律で認められるものじやないわけですね。で

からそういう場合、いま国公の話がありましたけ

ども、言つてみれば、高い金利でも、とにかく

それに乗つかつていなければならぬ。しかし金がない

といふ場合に、全部が乗つていけるように、一

つ組合の構成員全部が乗つていけるように、そ

ういう手当をするのが政治じゃないか、こう私

は思うわけですね。ですから、九条でそういう乗つ

かっていくかどうかという区別をせずに、やはり

特別の手当を零細企業にはするべきではない

か、こういうことなんですね。そうでなかつたら、

そのまま区別する必要はないのだ、むしろ区別すべきではない、これが私の意

見なんですか、いかがですか。

○横本(利)政府委員 本ほど来申し上げております小規模企業設備近代化融資制度という

のは、新しい構造改善に直ちに入り得ないよう

なものについて考えておるわけでございますが、そ

ういつた組合に入つております、その中で設備

に直接参加できる事業者であれば、組合には参

加いたしておりますが、組合としての構造事業に

現実には参加し得ないような小規模零細企業も

あるかと思います。そういつた場合には、組合に

がたとえば非常に広域性のために、組合には参

加いたおりますが、組合としての構造事業に

現実には参加し得ないような小規模零細企業も

あるかと思います。そういつた場合には、組合に

がたとえば非常に広域性のために、組合には参

限り、中小企業振興事業団から特別融資をすることにいたしておるわけでございますが、小規模零細事業者に対しましては、さよな構造改善事業計画を策定いたさなくとも振興事業団の融資対象にすることございます。かたがた技術指導につきましては、これは従業員規模二十人以下のものを予定いたしておりますが、事業協会を通じまして、そういった技術指導に要する経費の二分の一を助成するというところに特段の配慮ということを具体化いたしておるわけでございます。

○野間委員 そうすると、この場合の金利は一・六%でいいんでしょうか。その点が第一点。

それから次は、いまがんとして三〇%についてはぐい悪いという話ですけれども、その場合には国公なり政府系の金融機関、ここから特別にそういう構造改善に乗つかっていく特別零細企業、これに対する融資、金融については行政指導で特別に配慮する、そういう方向で行政指導するかどうか、その二点についてお答え願いたいと思います。

○橋本(利)政府委員 金利につきましては、御指摘のとおり二・六%でございます。

それから三〇%の調達につきましては、必ずしも政府金融機関にかかる債務保証をつけおるわけでございませんから、民間金融機関からも調達できるわけでございますから、いずれにいたしましても、そういう三〇%の自己調達分につきましては、当方としても前向きに協力するつもりでございます。

○野間委員 それから九条の関係でもう一つお聞きしたいのは、この必要な資金の確保あるいは融通のあつせん、これについては具体的にどの程度の事業者当たりのワクを考えておられるのか、その点について、もしいま前提として考えておればひとつお答え願いたいと思うのです。

○橋本(利)政府委員 個別業種ごとのワクというものは考えておりませんが、トータルといたしまして事業規模は七十五億ということになつております。

ます。

○野間委員 えらいこだわるようですがれども、その七十五億の算定の基礎ですね、たとえばいま業者が幾らあつて、乗つかつていけるものは何ばかりまして、そういうことございますが、事業協会を想定でこういう金額をはじき出しておるのか、あるいは大蔵省と折衝して、そうして大根切りで、まあこの程度でやむを得ないだらうというようなことでこの金額をはじき出しておられるのか、どうですか。

○橋本(利)政府委員 必ずしも明確な算定根拠の結果、七十五億をはじき出したわけがございませんで、初年度といたしまして、事業団による融資規模が事業ベースで三百二十二億になつておりますので、その内数として七十五億をイヤマークしたということでござります。

○野間委員 それではまた別の質問を続けますけれども、いまの小規模事業者の実態、これは先ほどからも話があつたわけですがれども、たいへん

な深刻な事態でしよう。私は別珍とか、コールテン、これらについてその業者からも聞いていろいろ調査もしたわけですがれども、これは田口さんのことにもおじやましたのですけれども、大体静岡で約一〇〇%、天龍社産地といわれておりますけれども、ここで生産されておる。この業界が現在一体どのような状態にあるのか、特に四月に入つてから、その生産状況あるいは工賃、こういうような実態について知つておるかどうか。つまりこのような零細ですね、こういういま置かれた業者の実態を踏まえて、ほんとうに構造改善に全部乗つかつていただける、こういうようなことで、自信を持ってやつておるのかどうかということの前提として、いまどのような実情にあるのか、ひとつ知つておるとすればここで答弁を願いたいと思います。

○野間委員 いま実質的に生産調整をやつておるでしょう。これは四月から操短して週休二日、しかも別珍、コールテンを織る場合、これは登録制を自主的にしまして、三ヶ月ごとに組合員から申請を受け、それから検査証を発行しておる、これがないと出荷ができない、こういうことで、ほとんど天龍社の産地の皆さんは苦境におちつておる。しかも工賃を調べてみますと、別珍について、去年の七月には工賃が反当たり二千六百円から三千円、これがことしの三月では同じく反当たり千円から千円半、つまり約三分の一に減つておるわけですね。難綿についても同様で、昨年の七月にメートル当たり七十八円、これが今まで

数字でございますが、特に昨年の秋以降、生産量が二、三割方ずつ減少してきております。輸出状況について申し上げますと、別珍につきましては、みずから生産調整を

よって喜びを感じる業者が、みずから生産調整をして、そつしてこの生産を減らしていく。しかも、いま申し上げたように、工賃がもうべらばうに下落につけておる、こういう実態なんですね。こういう実情について十分に知つておられるかどうか。私どもが調査を依頼した磐田といふところに民主商工会があるのですが、このアンケートの調査によりますと、機械の保有台数が十台から十五台、この販機の三月の状況を見てみると、一業者当たり工賃收入が十万から三十万、そこで赤字が二万から二十万、毎月これだけこれからかさんでいく、こういうのが実態なんですね。いま融資のどちらも話があつたわけですがれども、たいへん

がつておる、こういう実態なんですね。こういう実情について十分に知つておられるかどうか。私どもが調査を依頼した磐田といふところに民主商工会があるのですが、このアンケートの調査によりますと、機械の保有台数が十台から十五台、この販機の三月の状況を見てみると、一業者当たり工賃收入が十万から三十万、そこで赤字が二万から二十万、毎月これだけこれからかさんでいく、こういうのが実態なんですね。いま融資のどちらも話があつたわけですがれども、その融資の前提として、こういう苦境に立つておる。しかも、これはまさに産地なんですよ。通産省、口を開けば言うわけですね。そこでこのようないひどい実態の中でも、先日の年度末融資につきましても、織維産業に対しても緊急融資をお願いしたわけがござりますが、当面この主力の金融につきましても、取り組めないということで、私たちといたしましては、先日も、この年度末融資につきましても、織維産業に対しても緊急融資をお願いしたわけがござりますが、当面この主力の金融につきましても、取り組めないということで、私たちといたしましては、先日も、この年度末融資につきましても、織維産業に対しても緊急融資をお願いしたわけがござりますが、当面この主力の金融につきましても、取り組めないということで、私たちといたしましては、先日も、この年度末融資につきましても、織維産業

いすれにいたしましても、政府三機関あるいは他の民間金融機関の資金をできるだけ織維産業、特に中小零細企業に確保できるよういたしました。この新しい構造改善事業を十分に進め得るような素地をやはりつくつていくべきだと認識いたしております。

○野間委員 いま実質的に生産調整をやつておるでしょう。これは四月から操短して週休二日、しかも別珍、コールテンを織る場合、これは登録制を自主的にしまして、三ヶ月ごとに組合員から申請を受け、それから検査証を発行しておる、これがないと出荷ができない、こういうことで、ほとんど天龍社の産地の皆さんは苦境におちつておる。しかも工賃を調べてみますと、別珍について、去年の七月には工賃が反当たり二千六百円から三千円、これがことしの三月では同じく反当たり千円から千円半、つまり約三分の一に減つておるわけですね。難綿についても同様で、昨年の七月にメートル当たり七十八円、これが今まで

は三十円なんですね。これは三八%になつておるわけです。このようにして、みずから織ることによつて喜びを感じる業者が、みずから生産調整を

よつて喜びを感じる業者が、みずから生産調整を

今日まで現行の特種法に基いて構造改善を進めてきた、またこれが実があがっていたんだ、これはりっぱなものなんだ、こういうように今まで言つてきたわけですけれども、こういうとうといふ命を断つ、しかも數十件がこのまじめ産地において体業におとしいれられておる、しかもいま申し

ての一つの回答が出た、こういうふうに私は考えるを得ないわけです。

から、なかなかその財源等との見合いもございませんで、御趣旨ではございますが、七〇%の壁を破るということ是非常にむずかしいかと思います。私といたしましても努力はいたしてはみますが、なかなか容易に達成できる問題ではないと考えております。したがいまして、個別の問題につきましては、その立場に立つてお話ししたいと存じます。

○鷲本(刊)政府委員 御指摘の点は、五項の第一
いうような話題でなければ存続しない。こゝに
縛りがやはり国がいま抜本的にこの構造改善を進
めていくというような立場に立った限り必要なの
ではないか、そういう一項目を設けて縛りをかけ
る必要があるのではないか、このように私は考え
るわけです。いかがですか。

上げたような生産調整をやり、また工賃が三分の一に切り下げるられておる、こういう実態、これについて政府は一体どういふうにお考えになるのか、これは通産大臣からひとつ御答弁を求めてます。

○%、これはみずから努力して国金でもどこででも借りてこい、借りてきて乗ればいいじゃないか、こういうふうに口では簡単に言われるけれども、まんとうの大がかりな審査取扱をやる場合に、こ

○野間委員 関連してもう一つお聞きするのは、この四条の第五項「承認の申請があつた場合におけるできるだけのお手伝いをさせていただきた
い、かよう」に考えております。

号に「基本指針に照らして適切なものである」と。」という表現をとっています。したがいまして、基本指針の中にそついた零細企業の圧迫にならないようといつたような条項を入れること

これに実際に乗つかつてていくという場合には、血のにじむような金なんですよ。ですから、私はやはりこういう実態を踏まえて考えた場合には、当然に安い金利で、いま二・六%という話がありましたけれども、それで貸しても決してばが当たらない。しかも、これは私は当然のことだと思うのです。それでもなおかつそういうことについてはもう聞く耳を持たないとということなのか、あるいはほんとうに積極的にそういう実態を踏まえて、何か立つていけるよう積極的に努力していくのか、い、こういうことを考えておられるのか、再度ひとつこの実態を踏まえた上で答弁を求めます。

いて、その構造改善事業計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。」一、二、三、こうあるわけだけれども、先ほどから申し上げるように、構造改善によってかなりの金がかかる。そして小規模零細に乘っていく、そういう方が非常に負担がかかるに過ぎる、そういうようなことが当然予測されるわけですけれども、そういう場合に、小規模企業の経営者の経営を圧迫しないような具体的な計画、先ほど申し上げたように資金の額、調達方法あるいは試験研究費のための負担金の賦課、こういうものは当然前提になつておるわけですから、

によりまして、具体的な計画を審査する段階において十分子エックできるかと考えます。

○野間委員 しかし、基本指針の中にはそれはないのでしょう。小規模企業者の出資なり賦課の負担についての規定は何にもないわけでしょう。これは必要な記載事項じやないでしよう。これは何を根拠にしてそういうふうに言われるのですか、どうなんですか。

○橋本(利)政府委員 先ほど、現在段階における案文としては、基本指針の内容について概括申し上げたわけでござりますが第三条の第二項第五号に「その他織維工業の構造改善に関する重要な号

○野田委員 ここでの要求は、操業短縮、これの補償、それから最低工賃の確立、それからすでに借りておる融資の返済の一時的な上げ、それから大企業——メーカー、商社ですね、これらの在庫凍結、こういうことを強く要求しておるわけですね。この間も、通産省に参りまして田口課長に会いまして、その点について強く要求をしたのです。

○橋本(利)政府委員 ただいま御指摘の天龍社の問題につきましては、いわゆる総需要抑制策であるいは金融引き締めの影響といった一般機器産業が受けている影響に加えまして、アメリカにおけるコールテン、別珍等の需要が非常に減退してきたこととも、先ほど御指摘のありましたよくなかった原因を来たしておるのではないかと思います。したがいまして、いわゆるまじめ産地として

の計画書の中に書いて出すわけですね。その場合に、いま申し上げたように、この小規模企業者の経営を圧迫しない、そういうような計画が組まれておるかどうかですね。これをひとつ、縛りをかけると申しますか、ここでひとつ歯どめをして、そのような計画であればこれを承認しない、こういうふうにやはり一項目加えるべき必要があるの

項目」という事項がござりますので、この第五号として書き加えたいと思います。

○野間委員 その点については、特にここで答弁されたわけですから、それを基本指針の中に加えるということを確認して、それで次に質問を進めたいと思います。

今度は、その零細企業の計画参加、これとは逆に大企業あるいは中堅企業、これらの参加につい

さらにもう一つは、またあとで触れますけれども、輸出関税の引き下げですね、こういうものを強く求めておる。しかもこれは、くどいようですが、けれども、ほんとうに、いま大臣も言われました那样な、まじめ産地として一生涯政府の施策に協力をしてきた産地の中で、こういう苦境の中で暮らしているということで、これは今までの織維産業がどういう結果をもたらしたかということについて

やつてまいりました天龍社の実情に即しまして対策を別途検討いたしましたが、先ほど来お話を出ております三〇%の自己調達の問題についてましては、できるものなら、私たちの立場いたしましても貸し付け比率を上げていきたといふ気持ちももちろんあるわけでございますが、何せ二分六厘の特利で十二年ないし十五年の長期にわたって資金融通を行なうといったようなこと

ではないか、こういうふうに思つのです。特にこの五項の三号である申し上げておるようく、組合の構成員の大部が参加すれば、これはいいわけですね。ですから、大部分といいますとこれはどの程度か、これもひとつお聞きするわけですが、三分の二程度を考えておるのか。いずれにしたって、そうであれば三分の一が残るわけですね。こういふものについて、実際、経営を圧迫しない、そ

大企業とかあるいは中堅企業、インテグレーションの問題をこれからまた少し申し上げたいと思うのですが、これらの参加ですね、参加した事業計画、これは一概に承認するのかしないのか、いかがですかね。もし承認しないとすれば、それではどの条文に基づいてチェックしていくのか、この点について答弁を求めます。

〇橋本(利)政府委員 今回の構造改善事業法のねらいといたしましては、いわゆる知識集約化グループなるものを大企業はみずから進めておるケースがある。それに対しまして、中小企業を中心として、これは実質大企業のダミー的なものも含まして助成の対象とする考えは持っております。ただ、そういう大企業が知識集約化グループに参加するかどうかという点につきましては、参加がすべて悪いということは言いかれないのです。なかろうかと思います。問題は、大企業が入ることによりまして系列支配が強化される、あるいは自分のグループという形で運用される点に問題があるわけでございまして、ある場合には大企業の持つメリットをたとえば新商品の開発といったような面におきまして大きくメリットをもたらすこともあります。したがいまして、一がいに大企業の参加は否定するという立場はとつておらないわけでございます。むしろそういう大企業が参加することによってマイナス面、特に現象的には取引条件が不当化される、不當な取引条件を中小企業者に強制するといったようになると、これは問題でございますので、そういう点については十二分に注意していくたいと思います。その場合、どこの段階でチェックするかというお話をございますが、構造改善事業計画の内容として、さような大企業との資本関係、人的関係といったようなものを記載させまして、その内容によつてもそれは認める、そういう方向なものにいたしまして、それをチェックしてまいりたいと考えております。

〇野間委員 そうすると、大企業が計画に参加することについて、これは一切認めないというのいやなくて、大企業そのものが参加することによって一定のメリットはあるんだ、だから参加したものについてもそれは認める、そういう方向なものにいたしましては、いわゆる知識集約化グ

○野間委員 それじゃ具体的にその判断をする基準ですね、これは判断基準が法律にはないわけでしょう。どのようにしばりをかけていくのか。もしそういうように適正にしばりをかけるとすれば、その一定の基準を法律で設けるべき必要があるのじゃないか、こういうふうに思うのです。なぜ基準を設けないのか、これはたいへん問題だと思います。

それから特に大企業と同時に、系列会社あるいはダミー、こういうものを使って入った場合に、これは実際外からなかなかわかりにくい、こういう場合がずいぶんあると思うのです。大企業がそのダミーを使ってこういう計画に参加するという場合には一体どうするのか、これについても法律では全く触れられていない。先ほど大企業を判断するという話がありましたけれども、こういうような場合にははどういうようになっておるのか、お答えを求めます。

○橋本(利)政府委員 基準についてお答えいたします前に、先ほど構造改善事業計画の内容としてまず把握すると申し上げたわけでございますが、その内容の一つといたしまして参加事業者に関する事項、この中で参加事業者の資本金の出資先、役員について大企業からの派遣状況、大企業からの融資割合、その他参加事業者数あるいは参加事業者の生産量または生産額、あるいは参加事業者の現在の保有設備状況、こういったものを計画の内容として書かせることにいたしておるわけでございます。その場合に、いわゆる判断基準でございますが、大企業との関係となりますと、人的面、資本面あるいは資金面、いろいろな面がございまして、一律的にどこまでが是、どこまでが不可という判断は非常にむずかしいかと思いますが、われわれとしては、本法が施行される段階におきまして、いわゆる実施要領といったよつたものを策定いたす準備を進めておるわけでございます。そ

いた実施要領の中に、大企業あるいはその大企業の実質的ダメーと目されるものにつきましては助成の対象といたさないといった抽象度の高い表現になるかと思いますが、そいつた条項を実施要領の中に盛り込みまして、現実問題としてチェックしていきたい、かようく考えておるわけでございます。

かたがた、先ほど申し上げましたような計画の内容をチェックする段階におきまして、大企業の支配力の強化、現象的には取引条件の悪化といつたようなことで出てくるかと思いますが、そいつた点を十分チェックいたしますと同時に、一たん承認されたあと不当な取引条件になるようなこともあり得るかと思います。そいつた場合にも、その後の状況を注視いたしまして、本法案の第八条に基づきます大臣の指導、助言を行なう。それに対して従わない場合には、第五条第二項の規定に基づきまして計画の承認も取り消すというような形で大企業支配なるものをチェックしていくかたがたと考えております。

○野間委員 私は、やはりそれは非常に甘いと思うのですが、いずれにしてもやはり法律で基準を明確にする、こういうことでなければ、いま言われるように大企業あるいはそのダメーを使って、そして企業が系列支配をしていくことを歯どめすることはできない。とりわけ、いまの身がわり、系列会社あるいはダメー等についてはなかなか外からわからない、こういう実態から考へても、やはり具体的にその基準を設けて、そしてそこでチェックしていく、そういう方法をとらなければ、いまの運用上の問題でまかしていい問題では決してない、このように私は考えるわけです。

時間の関係で次に進みますけれども、特に答申の中でも系列支配の問題については触れておるわけですね。九五ページですね。「一部の原糸メーカーや縫合商社は、ファッショニ産業など川下への指向を強め、「これは「一部」と書いてありますのが、大部分だと思いますね。「自ら情報収集、分析、商品企画および宣伝を行なうとともに、「云々、こ

「でもうちやんと答申の中でも「川下への指向を強め、」そういう指摘がしてあるわけです。さらにこれは織維月報に日本大学の藤井先生が「日本織維産業の軌跡と現状」というのを書いておられました。これは「七〇年代の織維産業政策のあり方をめぐって」という特集中で書いておられるわけですけれども、この答申と同じような指摘があるわけです。「ダウニストリーム」(川下作戦)と称する方法によって、こうした織維各業種の垂直的支配に乗り出しました。これは織維独占各メーカーですね。ここでは具体的に帝人の例とか、川下委員会までつくつて垂直的支配に乗り出しているという具体的な事例の指摘があるわけです。あと三井物産とかありますけれども、こういうようにしてかなり大がかりに、この法律の有無にかかわらず、すでにこの系列支配がいま始まっています。これはしかも一そう川下に向かつて強化されてしまうというものが現状なんですね。このことはいま申し上げた答申の中でも一部指摘がしてある。そういう点から考えて、私はやはりこれらに対しても、これは独占メーカーあるいは商社のえじきにされるということを歯どめする何の保障もない、こう考えるを得ないと思うのです。これらについて、それじゃこういう保障があるんだということがあればひとつここでお聞かせ願いたいと思います。

も、現状を踏まえていまのままならないとお考えなのか、いまの状態なら大企業あるいは商社が入っても差しつかえないという判断に立てるのか、あるいはいまの実態の中で、今度この法律を適用する場合には、これらは当然チェックしていくのがたくさんある、そういう判断をしておるのか、現状認識の点についてひとつお聞かせください。

○橋本(利)政府委員 ただいま御指摘になつておりますように、現在一部の大手企業等につきましては、グループ化と申しますか、系列化を進め知能化の育成ということは、そういった大企業の方向に対応いたしまして、と申しますか、これに對抗力をつける意味合いにおきまして中小企業グループというものを育てていきたいという趣旨に立つておるわけでございますから、たゞえ結果的にせよ、構造改善事業計画の推進の過程におきまして大企業支配的なものが実現するといったようなことは、厳にわれわれとしてもとるべきところではございませんし、とともにとそいつた自然発生的と申しますか、自力でやつておる大企業グループに対する拮抗力をつけ、あわせて知識集約化の方向づけをしていくという立場に立つておるわけでございますから、さようなことのないよう、法の嚴正な運用につとめてまいりたい、こういうことでございます。

○野間委員

何度もも言つておりますように、運用

でなくして、これは中小企業の織維業者を育成強化するというものであれば、なぜそういうふうに法

律で歎くべき、基準を設けないのか、その点、行政

上のいろいろな運用上の問題でいわれるわけですか

れども、それでは不十分である、こう私はいわざ

るを得ないと思うのです。

そこで、質問を続けるわけですが、この答申の

中で、さらに「加工工程間に、商社および問屋が介

在し、各工程が主として販加工ないしは下請関係で

なのが、いまの状態なら大企業あるいは商社が入っても差しつかえないといいう判断に立てるのか、あるいはいまの実態の中で、今度この法律を適用する場合には、これらは当然チェックしていくのがたくさんある、そういう判断をしておるのか、現状認識の点についてひとつお聞かせください。

○橋本(利)政府委員

ただいま御指摘になつておりますように、

現在一部の大手企業等につきましては、

グループ化と申しますか、系列化を進め

知能化の育成ということは、そういった大企

業の方向に対応いたしまして、と申しますか、

これに對抗力をつける意味合いにおきまして

中小企業グループというものを育てていきたい

という趣旨に立つておるわけでございますから、たゞえ

結果的にせよ、構造改善事業計画の推進の過程におきまして大企業支配的なものが実現するといつたようなことは、厳にわれわれとしてもとるべき

ところではございませんし、とともにとそいつた

自然発生的と申しますか、自力でやつておる大企

業グループに対する拮抗力をつけ、あわせて知識

集約化の方向づけをしていくという立場に立つて

おるわけでございますから、さようなことのない

よう、法の嚴正な運用につとめてまいりたい、

こういうことでございます。

○野間委員

何度もも言つておりますように、運用

でなくして、これは中小企業の織維業者を育成強化

するというものであれば、なぜそういうふうに法

律で歎くべき、基準を設けないのか、その点、行政

上のいろいろな運用上の問題でいわれるわけですか

れども、それでは不十分である、こう私はいわざ

るを得ないと思うのです。

そこで、質問を続けるわけですが、この答申の

中で、さらに「加工工程間に、商社および問屋が介

在し、各工程が主として販加工ないしは下請関係で

結ばれている」こういう指摘、これは八〇ページであります。あるいは「加工工程間に多くの商社や卸売商が介在している点は織維産業流通構造の大きな特徴である」八二ページ、こういうふうにいつておる。大手商社が織維流通のあらゆる段階に介在しておることはもはや常識なんですね。法案では、織のグループ化をはかる場合に、流通業も決して排除はしていないで、これも一緒にやつていく。そうなりますと、商社も参加できることになるわけですね。先ほどもるる言つておりますように、この大商社あるいは系列会社、ダミー、これらがそれぞれのグループ化の中心になるおそれが十 分ある。

そこで、その関係でここで聞きたいのは、原料面でのシェアが、この羊毛あるいは綿花、この輸入の点について、十大商社の輸入量の総輸入量に占める割合あるいは合織原料、いわゆる合織七社、

これは東レ、帝人等々ですね、これらの全生産量に占める割合は一体どのくらいなのか、これは時

間の関係でこちらから申し上げたいと思います。

これは通産省の調べでも、四十七年度羊毛、綿花等の輸入について、十大商社が羊毛の約九〇%、

綿花の約八〇%、それから合織原料ですね。合織七社、長織が約七五%、フィラメントですね。短いのが約七〇%を占めている。これは通産省の調べですから間違はないと思うのです。まずそ

の点についての確認を求めます。

○橋本(利)政府委員

四十七年一一十二月については、ただいま御指摘のとおりでございます。

○野間委員 結局、そういう点から考えますと、合織あるいは天然原料、こういう原料については、

大手の合織メーカーあるいは大商社、これらの独

占下にあるわけですね。そして一方では、先ほど申し上げたように、これは答申にも指摘がありますと、

すけれども、大手織維メーカーとか、あるいは大ききな商社の系列化が現に進行しておるというう

態、さらにこれも先ほどから申し上げておるよう

に、この法案にはこれらの合織あるいは商社が参

加をするということについて、これを規制する保

障が全くない、運用にまかされておる、これが実態だと思つのです。こう並べて考えた場合に、その大商社あるいは大企業、これらがわが意を得たりとばかりに、この法律に基づいてつくられた、せつかく政府は主観的にいろいろ中小零細企業の織維の経営の安定ということを考えておる、こういうふうに言われるわけですけれども、そうであつても、これはまるごと支配するということが当然出てくると私は思つのです。そういうようなことを考えた場合に、先ほど局長の答弁の中ではグーリング化の中で中小企業を育てるために、大企業が入つてもいい場合がある、こういうのもあつたわけですね。これは、実際通産省からのヒヤリングで聞いた場合には、そういうものは参加させません。認めません。そういうヒヤリングを受けたわけですが、先ほどの局長の答弁は決してそうじやなかつた。それが突破口になりまして、いま申し上げたようなわれわれが抱く疑念、疑惑ですね。こういうところが突破口になつて、そしてまたこと支配するということをどこでどう歯どめするのか、これは私は歯どめをする保障がないと思うのです。この法案の中ではやはりこれらの歯どめをかけなければ、政府がかりに意図しておつても、これは中小零細の織維業者の利益には決してなり得ない、こう私は考えざるを得ないと思つてありますね。これが去年の六月に「織維産業のビジョン」と策策に対する基本的な考え方」という文書を出しております。この内容を見てみますと、その後十月に出された、先ほどから指摘しておる答申、これと内容についてほとんど同じなんですね。つまり、化織協会が出した基本的な考え方を受けた織維工業審議会の答申が出された。これは時期的にはそななるわけです。しかも内容が全く同一である。しかも、この化織協会は、大手の織維企業の協議機関であることは御承知のとおりなんですね。そうしますと、この化織協会のビジョンとこの答申の内容が全く同じである、しかもこの法案

そのものは答申を受けてやつて、答申の内容はこの法案の中に出でるわけですが、そういうことから考えますと、これは大手の織維企業、これらがねらい、あるいは目的、方針、これらがそのまま法案の中に取り入れられる、こう言つても過言ではなかろうと思うのです。

そこで最初にお聞きするわけですが、この化織協会のいま指摘した文書ですね、これについてはすでに御承知だと思いますけれども、いかがであります。担当の課のほうには提出されおるようですが、担当の課のほうには提出されおるようございます。

○橋本(利)政府委員 いま指摘した「十年後の織維産業」と題するこの文書、いま申し上げたように大企業の希望あるいはこれからとろうとする行動、これが正直に述べられておるわけですね。少し引用してみますと、おもしろいのは、一つは、今日まで政府がとつてきた織維の構造改善事業に対してこれは批判しているわけですね。こういうのがあります。「現在中小企業の安定対策として施策の基本となつてきる設備登録制」これは無籍の問題ですね。無籍設備の存在など制度的にも破綻をみせる一方、海外加工能力の活用が活発化して実質的にはその安定効果が薄れつてしまつて、反面大型供給システム確立のための資本集約化によって阻害要因ともなつて現状にある現状にあります。かかる制度に基づいてきた行政施策は早い機会に転換されるべきである。こういうふうにちゃんと今までの政府がとつてきた構造改善、現行の特織法に基づく織維施策、これについて早い機会に転換されるべきである。御丁寧にもここまで指摘がされているわけです。

〔委員長退席、田中(六)委員長代理着席〕

そして、「織維加工業の資本集約化と専門化を進めるために、企業の自主責任体制のもとに業界が再編成されることが必要であり、政府は金融、税制等側面からの支援に施策の重点をすべきである」、それから「産地の垂直的再編成と生産機能、

これが指摘した一、二の例ですけれども、それから
ら、いみじくもこういうことが書いてあるのです。
これは六十五ページのところですが、早くこの法
案をつくれ、あとはわしらにませと言わんばかり
のものが書いてあるのです。こうです。「化織業界
としては、高次加工分野における企業の資本集
約化と近代化を期待しこれを支援するとともに、
自力でコンバーター機能の強化を図る企業に対し
側面から協力する。また、物的流通の合理化のた
めには、産地の垂直的再編成、加工団地、物流セ
ンターなどの発展が望ましく、化織業界としても
これらに対し側面的な支援に努める。」こういう
ふうに書いてあるわけですね。つまり現況の織維
産業の実態の中で、すでに大手の合纖メーカーあ
るいは商社が入って系列化している。さらに今後
の進むべき方向としても今までの織維行政を根
本的に転換して、そしてこういうことをやれとい
うことなどが答申の内容と同じように書かれているわ
けです。そうやれば合纖メーカーの場合にはこれ
は支援するのだ——これは露骨にこれを支配強化
するとは書いてない。しかし、全体の文章の流れ、
あるいはこの文書の意図からしたら、この中へ強
迫にやはり出していくことがこの文書から私
はうかがわれたわけです。そういう点から考えま
しても、やはり私はこの法案が、一つには、先ほ
ど来指摘申し上げておるよう、中小、とりわけ
零細企業者、これらに対し、しかも構造改善に乘つ
かっていきたい、しかし金がない、こういう実態
の中ではなかなか乗れないという側面がある一方、
これらの商社とかあるいは化纖、合纖、これらの
大手メーカーが、いま申し上げたような文書を出
して、答申あるいは法案と同じような内容の文書
を一番先に出しておる。そしてこの中で、このよ
うな、いま申し上げたような意図を表現しておる。
こういう実態を考えた場合に、「一方では、小規模
のものについての救済が不十分であり、なおかつ
一方では、大企業や商社が系列支配を強化してい
く、いまの実態を抑え、さらにこの法案に基づいて

零細企業者を救済して、日本の織維産業を抜本的に構造改善をはかつていくことから考えた場合に、私は、現在の法案ではやはり不十分である、こういうふうに指摘せざるを得ないと思うのです。これらの点についてどういうようにお考になるのか、ひとつ答弁を求めます。

○橋本利(政府委員)ただいま御指摘になりました化織協会の十年後のビジョンの問題でございますが、これは私も十分読んでおるわけではございませんが、実は一昨年の秋から審議会の場におきまして関係業界の代表も入って議論をしておったというようなこともございます。かたがた、先生御承知かと思ひますが、化合織業界が新しく成長する過程におきまして、いわゆるプロダクションチームといったようなものを編成して関係企業を育成してきておるわけでございまして、すでに実態としてこの法案で考へているようなものを持つておるといつたようなところもその一つの裏づけになつておるかと思ひます。審議会の過程におきましても、どちらかと言えば、この構造改善事業は焦点が中小企業、あるいは助成は大企業排除といつたようなことになつておりますので、必ずしもおっしゃる化織協会はさほど積極的な態度を見せなかつたといつたふうにも私理解しております。かたがた、大企業の問題に戻るわけでございますが、いま御指摘になりましたような東レ、帝人あるいは九大紡といったよつないわゆる大企業といった場合にはこれはやはり排除すべきだらうといふに考えておるわけでござります。ただ、ケイスによりましては、事業協同組合の組合員と申しますが、中小企業者の中にやはりそういった、たゞいま排除すると申し上げたよつない外の企業、比較的規模の大きな企業の参加によつて商品開発力等もつけやすくなるといつたよつない希望を持つものもなきにしもあるらすといつたよつないこともこ

さいますので、初めから原始的にもう大企業を排除するというたてまえをとらずに、むしろ現実の問題としては、支配強化につながるような問題点については、先ほど申し上げましたような事業計画の内容のチェックの段階、あるいは大臣の指導助言の段階、あるいはそれでもまだ問題が解決しないような場合には第五条によるところの承認の取り消し、こういった幾段階かのチェックポイントを設けることによりまして、いい点だけはとるが悪い点は排除していくくという態度は堅持していくつもりでございます。

○野間委員 私はそれを保障するために金融工具を具体的に法案の中に盛り込め、こういうことを重ねて指摘しておるわけです。

次に、產地性の問題についてお伺いします。

これはわが黨の神崎委員が和泉の実例をあげて指摘をしたわけですが、答申でも、織維産業の產地性の問題について取り上げて、こういうふうに言つております。「織維産業の動向は、従くはその産地の経済社会全体の消長を左右するといって過言ではなく、また広くは産地をかかる経済圏全般にも多大の影響を与えていた。」これは八十六ページです。

ところで、この法案によると、地方自治体にとつて重大な関係のある構造改善事業計画の承認に関して、全くこれらが関与する権限はないわけですね。すべてこれ通産大臣に集中しておる。たしかに伝統産業の場合には、あれをわれわれがつくったときに、これは地方自治体を経由して意見書を添え上げたように通産大臣に集中しておる、こういうことなんですね。これはやはりその産地をかかる地方自治体に對してどのような姿勢をとつておるのかということがこの法案の中で私はうかがわれると思うのです。

そこで、地方自治体を尊重するというような立場に立った場合には、最低限度この経由序を地方

自治体に於する、そしていまほんとうに地方自治体に密着した産地性ですね、織維産業が経済圏に与える影響、そういうものを十分踏まえた上で意見書をつけて出す、そして地方自治体のこの意見を尊重するという方向に持っていくなければこれはだめだ、地方自治体を尊重するという姿勢に欠けておるのではないか、このように私は考えられてしようがないのです。どうでしょうか、大臣。地方自治体を経由して、産地性あるいは経済に影響を与えていたる自治体の意見を十分くみ上げて意見書を出させて、伝統産業のように、これは通産大臣に出させることをしてはじめて具体的に、この産地的な特徴を持ったものが通産省に全体が掌握できる、こういう仕組みになると私は思うのです。こういうものを入れるべきだ、このように私は思うのですけれども、いかがですか。

○中曾根国務大臣 織維の構造改革の場合は、伝統産業の育成の場合とは違つて、伝統産業の場合にはわりあいに地場性、特殊性、それからいわゆる伝統性、歴史性が強いのでござりますけれども、織維の場合には、むしろ非常な国際性とそれから市場性というものが重要視されます。したがいまして、今回の構造改革も流通段階やあるいはいろいろなファッショナブルな方向へ進めようという、むしろそういう方面にブッシュしようという考え方方が強くひらめいて、そのためいろいろな資金援助その他やろうとしておるわけであります。しかし、言ってても、やはり地場的に育つているものは、福井にもその他にもすいぶんございますし、また、地域的にいろいろ密接な関係を持つて、産業は連関して成り立つておるという要素もござります。したがいまして、これは地方自治体、特に府県とよく連絡をとつて、われわれのほうの通産局と府県の商工部が一体になつてその地場のめんどうを見つつ、その要望を取り入れつつ、政策を進めていく、そういう考え方で適当ではないか、目下のところ、そう考えております。

し上げたように、産地産業の動向は産地の経済社会全体の消長を左右する、また広くは産地をかかえる経済圏全般にも多大な影響を与えるという側面は、私は否定できないと思うのです。ですから私は、地方自治体にこういう承認権限を与えてもいいんじゃないか、こういうふうに私見としては思うのですけれども、それはそれとしても、最低限度少なくともこれを経由して地方自治体のそれに対する意見、こういうものを十分尊重し、それをつけて上へ上げていく、こうすることにしたほうがいいんじゃないか、このように私は思うわけですが、これについて法案には自治体の関与は全く規定がない、こういうことなんです。私は、そういうふうに修正すべきである。こういうふうに考えるのですけれども、重ねて大臣の御見解をお伺いします。

○中曾根国務大臣　今までいろいろ御議論を拝聴いたしましたが、地場的な性格も確かにありますけれども、何といつても国家的なワイドスケールでこれは考えていかねど、これからは国際競争にならぬか太刀打ちできませんし、新しい水平線に向かって日本の織維産業を進めようという考えでありますから、業界団体等、通産省、府県が一體になって進めなければならぬだろうと思つております。

織維の場合にはわりあいにそういう地場性、地域性が強ございまして、各府県ともいろいろ織物の試験所をつくったり、いろいろ今までめんどうを見てもらつておるところもあります。したがつて、それらの性格を無視することはできません。しかしながら、いままで通産局が府県と連絡をとつていろいろめんどうを見張っていたいたいその経験を生かして、そういう連携を緊密にしながら進めれば事足りるのではないか、むしろ国際的な水平線に目を見張つて、日本の織維の全体的な総合的な力を強めていくということが今日要請されているのではないか、そう考えられます。

○野間委員　私は、国際性があるから自治体を経由しなくてもいいという理屈は成り立たないと思

うのですね。別に百歩譲つて通産大臣が承認権限を持つとしても、その地場性、産地性という特性から考えて、そこを経由して意見書をつけて上に上げていく、これは決して矛盾しないばかりか、いま大臣の御指摘もありましたけれども、二つの側面があるわけですから、その側面を充足する、こういうふうに私は考えるわけですね。

それでは局長、それらについて実務的にこの法案の運用についてどのような構想を持っておるのか、お伺いします。

○橋本(利)政府委員　若干実態的な面もふえないとしましてお答えいたしたいと思いますが、確かに御指摘のよう、北海道などの一部の地域を除きまして、いわゆる織維の産地というものは全国各地に存在しておりますわけでございますが、そついた産地形成をやつております織維産業の消長というものが地域経済にとって非常に深い関係にあるということもまた事実かと思いますが、半面、それぞれの産地間におきまして深い関連性を持つておることも事実かと思います。産地を形成している場合でございましても、他の産地との関係で影響を受けてくる。たとえば知多と泉州といったように、離れた産地におきましても製品に互換性のある場合には互いに影響を与える、あるいは影響を受けるという関係もござりますし、あるいは衣料縫製業とか、あるいは一部のメリヤス業のよう、実際に問題として産地を形成していないものもあるかと思ひます。それから工程間の連携動作ということになつてまいりますと、複数の都府県にまたがつてグレーピングがなされるといったようなケースも出てくるかと思います。かような点から、私たちいたしましては、通産大臣が承認をする、あるいは申請書と申しますか、構造改善事業計画を受理するといったような立て方をとつておるわけでございます。

ただ、御指摘のような地元企業の動向につきましては、地元がまた一番よく知つておるといったような実態もござります。そういう意味合いから、各都道府県ことに、本法施行にあたりまして

は関係官庁の職員等からなる協議会をつくりまして、府県の商工部長にその協議会の座長をつとめていただきまして、実態を討議し、あるいは詰め合つて意見を出していくだけといったよつたことを実際上の処理として考えておるわけござります。

○野間委員　次に、労働者の問題について、先ほども若干お伺いしたわけですが、今日までの構造改善の中で、これは構造そのものは近代化、合理化するわけですから当然そこでは労働者の合理化、人員整理が出てくる。今日まで織維産業の中に出でてきたわけですね。だからこそ、先ほども私、指摘しましたけれども、現行法規の中では、労働者の対策についてそういう規定がある。十八条二項ですね。ところが今日それは切つなくなつておる。いまは確かに不況です。ですから、いまこの時点においては、局長が先ほど答弁されたように、懸念がないかもわかりません。しかししながら、この織維産業というものは非常に好不況が強い。しかも、これは異業種間、異工程間のやはりこれから近代化、合理化を進めていく場合に、たとえばこれは機械を近代化、合理化すれば人が少なくて済むということは当然出てくると思うのです。織維労連の二十七回の定期大会の中でも、これらの織維構造改善事業の改正については反対という決議を去年の九月十日、十一日の大会でやつておるわけですね。私は、少なくともこのような労働者の保全、そして解雇等の脅威に労働者をさらさない、そういう保証を当然とするべきじゃないか。前にあって、いま抜け出でる。私は問題だと思うのです。これはぜひ私は一つ追加すべきである。生活とかあるいは労働条件の改善、あるいは権利の保障というものに、これから構造改善事業を進める場合には十分留意しなければならない。これは当然だと思うのですよ。私はこれを修正として一つ入れるべきである、こういう強い要求を持っております。重ねて答弁を求めます。

○橋本(利)政府委員　今回の新しい構造改善事業のねらいいたしましては、対外的には、何度も

お話を出しておりますよつて、発展途上国の急速な追い上げにどう対処するかという問題かと思いまが、国内的には、消費動向の変化にいかに対応するかという問題と並びまして、労働力の不足にどのように対処していくかということも一つの大問題になつております。ことばをかえますと、今回の構造改善対策では、人員整理といつたような問題ではなく、むしろ不足ぎみの労働力の中で限られた人的資源というものをいかに活用していくか、いかに有効に確保していくかというところにポイントがあるわけでございまして、そついた意味合いでおきまして積極的に労働者に対する規定を入れなかつたわけでございますが、ただ、やはり経過的には事業の転換あるいはただいま御指摘のありましたよつた倒産といつたようなことによりまして離職者が出てる可能性がなきにしまあらず、まずはそういう状態をやはり予測していく必要もあるであろうといったよつたところから、本法案の第十条に一時的に離職者が発生する際に離職者対策を規定いたしておるわけでございまして、その内容といたしましては、失業保険制度あるいは職業転換給付金制度等、労働省でいろいろ労働者対策、離職者対策としてとつておりました現行制度がござります。こういった制度を活用していくことによつて、かりに離職者がが出た場合にも容易なる再就職ということを実現するよう措置いたしたいと考えております。

○野間委員　いや、その再就職、これは事業の転換に伴う措置の問題についての答えなんですが、そういうじやなくて、私は、合理化の中で出てくることういう人減らしをどう歯どめをかけて守つていくかという観点から質問をしたわけです。おそらくいま局長も言われたけれども、むしろ人減らしどころか人が足りなくて困るんだ、こういうふうに言わされました。これは現在の時点では確かにそういふことがあるいは言えるかもわかりません。しかしながら私は、これがいまのよつた不況から脱した場合には、しかもこついう構造改善をやつておるときに当然出てくると思うのです。ですから、

そういう意味において私は、やはり政府のその認識といふのは誤つておる、こう指摘せざるを得ないと思うのです。ただ、きよは時間が参りましたので、海外投資、それから逆輸入の問題、それからさらに関税率の引き下げ等の問題についてあと半分ばかり質問が残りましたけれども、これは留保して金曜日でもいたしたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○田中(六)委員長代理 松尾信人君。

○松尾委員 今回の改正法案に関連いたしまして質疑を続けたいと思います。

この織維産業といふものは非常に好況、不況の波がある。好況あり、不況あり、このようなものの連続であります。いわば常に景気の波にもまれておるという状況であります。今回、総需要の抑制また金融の引き締めといふことで非常に苦しんで、不況にあつておるのが現在の織維産業の実態でございます。それで、いろいろ考えた上にこのよくな法案も出たと思うのでありますけれども、その中でスクラップ・アンド・ビルト、このよなことで紡機では四十三年から、織機では四十二年、このように特定織機になつておるわけありますけれども、このよな構造改善、スクラップ・アンド・ビルト、このよな構造改善で、紡機なり織機といふものが現在どのよな生産力になつたか。そしてそれは現在、四十八年のそれの生産といふものに比べまして生産力といふものはどのよな生産力になつておるのかということを最初に聞いておきたいと思うのであります。局長からだけつこうです。

○橋本(利)政府委員 紡績、織布につきましての現有設備については担当課長からお答えさせたいと思います。

○塙説明員 特定紡績業の四十八年度末の設備能力でございますけれども、量産品種と非量産品種に分けまして、量産品種については七百十六万噸、非量産品種につきまして三百十四万噸程度を保持しているというふうに考えております。

○松尾委員 どのくらいあるかといふこともそう

でありますのは、四十八年綿糸の生産高五十五万五千トン、合織の紡績糸五十七万七千トン、綿糸のほうは前年並み、合織の紡績糸は8%増、それから綿物が四十八年二百三十八万平方メートル、前年比で5・1%の増、合成織維の織物が二百九十二万平方メートル、これが前年比7・5%増、このように生産のほうはそれぞれ発表されておりわけであります。このスクラップ・アンド・ビルトによってこのよな紡機なり織機なりというものが、生産力といふものとこのよな現実の生産、それはどうなつてあるのかと聞いているわけです。何か過剰設備をだんだん整理してまいつたわけでありますけれども、やはりその中で紡績などとか大きなところでこの構造改善が取り進められていて、そして大いにリップな機械を入れた、省力化もできました、非常に能率もあがつてます、近代化になりましたと、こういう傾向がそういう大きな段階にこの構造改善、スクラップ・アンド・ビルトといふものがなされていったんじやなかろうか。そうして生産力といふものは異常に伸びたんじやなかろうか。それで現実にはこのよな生産高であります。それが生産力と現実の生産といふものはたしてマッチしておるのであらうかどうであろうかといふことの疑問があるものですからこういうことを聞いておるわけであります。が、結局この構造改善の結果つくるめとしてスクラップ・アンド・ビルトがうまくいったかどうか、うまくいったとおっしゃるならば、そういう大企業のほうの構造改善が進んだのではないかと見て見ますと、当時一千億であったものが四千百億と二倍強に上がっております。あとメリヤス、紡績業あるいは染色業等につきましても、加工数、付加価値額等につきましてもかなりの上昇を見せておるわけでございます。

○松尾委員 そういう生産性といいますか、省力化であり近代化といふものは非常に進んできましたことは間違いない、私もその点は認識いたしておりますが、そのよな構造改善のいままでの成果といふものは大企業のほうにあつたんじやなかろうか。そして非常に生産力のすぐれた機械が入つてきて、現在はどのくらいの設備であるか。現実に四十八年の生産といふものは、私がいま申し上げたとおりでありますが、その生産といふものと生産設備といふものを比べてみてどうなんだ、まだ過剰設備じやなかろうかといふことを私は頭に描いて聞いておるわけです。その点簡単に、うまくマッチしておるとか、やはり生産設備が非常に構造改善で進んで、現在でいえば設備のほうが先に行つておるんだ。力が多いんだ。現実は四十八年の生産は、その生産力に比べて何%あるんだ、つまり四万平米、紡入組織物につきましては一人一年間に八千平米であったものが一万三千平米つきましては一人一年間に二万八千平米であったものが四万平米、紡入組織物につきましては一人一年間に八千平米であったものが一万三千平米と、労働生産性の面からいきましてもかなり効果が出ておるわけでございます。

それから、こういつた点で国際競争力はどうかという点になるかと思いますが、国際競争力につきましては、相手方の賃金水準あるいは為替相場等の動きでございますので、一がいには申し上げます。が、ただいま申し上げましたように、生産性の向上によりましてかなり国際競争力も強化されておると理解していいかと思います。

それから若干業種別に生産数量等について申し上げますと、特定織布業につきましては、生産数量は四十二年、六十二億平米であったわけでございますが、四十八年におきましては六十七億平米と一割程度の上昇でございます。付加価値額について見ますと、当時一千億であったものが四千百億と二倍強に上がっております。あとメリヤス、紡績業あるいは染色業等につきましても、加工数、付加価値額等につきましてもかなりの上昇を見せておるわけでございます。

○松尾委員 そういう生産性といいますか、省力化であり近代化といふものは非常に進んできましたことは間違いない、私もその点は認識いたしておりますが、そのよな構造改善のいままでの成果といふものは大企業のほうにあつたんじやなかろうか。そして非常に生産力のすぐれた機械が入つてきて、現在はどのくらいの設備であるか。現実に四十八年の生産といふものは、私がいま申し上げたとおりでありますが、その生産といふものと生産設備といふものを比べてみてどうなんだ、まだ過剰設備じやなかろうかといふことを私は頭に描いて聞いておるわけですが、

○橋本(利)政府委員 ただいま手元に大企業と中小企業の生産シェアについて数字を持ち合わせておりますので、調査の上お示し申し上げたいと思います。ただ、どちらに有利であったか、あるいはスクラップあるいはビルトが、大企業、中小企業の区分でどうであったかというの数字としてはなかなかとらえづらいわけでございますが、いまはスクラップあるいはビルトが、大企業、中小企業につきましては、中小企業振興事業団を通じまして千百三十億の金を投入しておりますが、一方、紡績あるいは染色の大企業につきましては、開発銀行を通じまして二百九十億と、金額的にも非常に差がございます。かたがた金利につきましても、振興事業団につきましては二分六厘の金利を適用いたしておりますが、開発銀行におきましては、時によつて違うのですが、七・二%から九・四%、こういったところから、必ずしも大企業助成的にやつたというわけではございません。

○松尾委員 それで、要するに、過剰設備の廃棄だといふよな問題からこのよなことをいろいろ過去においてやつてきたわけであります。四十二年、四十三年といふところからスタートしてきて、メリヤス等も来たわけであります。私が聞いておるのは、それが大企業がどのくらいか、中小企業がどのくらいかといふことも、いまそれはあると資料を出すといふことで納得いたしました。ただ、この生産力といふものが、そこで非常に大きくながら私は聞いておるわけであります。もう一回その点をはつきりおっしゃつてもらいたいと思うのです。

○橋本(利)政府委員 現行の構造改善事業によりまして、織維工業全体といつてしまして設備の近代化あるいは過剰設備の処理につきましてはかなり

る、ですからその生産力というものと生産実績、こういうものを比べてみてのようになつておるかといふことが私の質問の焦点であります。それにはない、こうおっしゃるならば、あわせてこの資料というものをお出しになるように、これは委員長に求めておきますが、いかがですか。

○田中(六)委員長代理 資料がいまなければ、あとで十分取りそろえて、あればいま……

○橋本(利)政府委員 手元に持つておりますので、あらためてお示しいたしたいと思ひます。

○田中(六)委員長代理 あらためて資料は提出するよういたします。

○松尾委員 私がいま聞いております点は、結局

いままで力を注いで構造改善をやつてきた、そ

して過剰設備の廃棄、そして新しいもののビルト、

それでスクラップ・アンド・ビルトということが

ねらいであります、それがどのようになつてお

るかということを明らかにしたいというので聞い

ておるわけであります。ほかに他意はないわけで

あります。

以上、要するにこの構革の成果、それがどうで

あつたかという点を私は聞いたわけでありますけ

れども、今後の繊維産業の問題について若干質問

を続けていきたいと思います。

これは繊維工業審議会並びに産業構造審議会織

維部会、その答申を見ましても、七〇年代の繊維

産業政策のあり方、これはわが国の繊維産業とい

うものが知識集約的な産業へ向いていく、二番目

が生産、加工、流通構造の合理化、近代化、三番

目が国際協調型の産業への指向、このよくな三つ

の大きなビジョンを掲げておるわけであります

て、種々の提言を行なつておるわけであります。

ですから、そういうことからいって、従来の構造

改善政策というもののからむしろ構造転換政策へ移

行する、私はこのように思ひます。が、ま

ずその点はどうかということであります。

そして、さらに聞いておきたいと思いますのは、

わが国の繊維産業は、紡績、紡織中心の輸出指向

型色彩を今後は薄めながら、この衣料中心の内需

指向型の色彩をだんだん濃厚にしていく、このよ

うにいわれておる点もあるのですけれども、この

点ははたしてどうか。この二点についてお答え願

いたい。

○橋本(利)政府委員 まず、構造改善の方向でござりますが、従来、設備の近代化、過剰設備の廃棄あるいは企業規模の適正化といったような、主としてハード面からの構造改善を推進してきたわ

けでございまして、先ほども申し上げましたよう

に、過剰設備の廃棄あるいは設備の近代化という

点につきましては、かなりの成果をおさめ得たと

いうふうに確信いたしておるわけでございます

が、一つ大きな問題点は、従来の構造改善という

ものが、同一工程と申しますか、同一業種の中で

の構造改善をとつてきました。そのため、繊維産業

における構造上の大きな問題の一つとなつてお

ります工程間の分断という問題の解決を見ておらな

い。これがなぜ問題かと申しますと、工程が分断

しております上に、その間に流通事業者が介在いたし

ておりますために、なかなか消費者情報というも

のをフィードバックし、これを生産に結びつけて

いく、反映していくということが十分なされない

うらみがあつたわけでござります。そいつたと

ころから、今回の構造改善では、従来の設備の近

代化、過剰設備の廃棄を中心とした柱としてまいりま

した現行構造改善法の構造改善事業の成果を踏ま

えまして、横の連携と申しますか、少なくとも異

なる工程二つ以上の連携によりまして知識集約化

を進めていくということをございまして、この

点は、一つには国内における消費者の需要動向の

変化に対処いたしますとともに、二番目に、先生

が御指摘になりました国際貿易と申しますか、あ

まりして、無難機の整理ということが行なわれ

て、大体これで国内的なスクラップ・アンド・ビ

ルドを行なわれてきたわけでござります。しかし、最近

がございまして、先生御存じのように、昭和二十

七年のころから操短であるとか、あるいは相次ぐ

繊維特別立法等をつくつて――最初は何といつ

い。これがなぜ問題かと申しますと、工程が分断

しております上に、その間に流通事業者が介在いたし

て、ただいま御審議いただいているような法案を

準備させていただいたわけでござります。

○松尾委員 念のためでありますけれども、この

点はお答えがなかつたのであります、わが国の

繊維産業といふものは、紡織中心の輸出指向型色彩

をだんだん薄めながら、衣料中心の内需指向型

色彩をだんだん濃厚にしていく、このようなこと

がいわれておるが、どうか。今後の方向、これを

聞いておるわけです。

○橋本(利)政府委員 まさに御指摘のように、川

下と申しますが、最終製品にわが国繊維産業の総

力を結集していくことにならうかと思いま

す。

若干数字的に申し上げますと、わが国における

素材と製品との付加価値ウエートを見ますと、大

きな工程二つ以上の連携によりまして知識集約化

を進めていくということをございまして、この

点は、一つには国内における消費者の需要動向の

変化に対処いたしますとともに、二番目に、先生

が御指摘になりました国際貿易と申しますか、あ

まりして、無難機の整理ということが行なわれ

て、大体これで国内的なスクラップ・アンド・ビ

ルドを中心とする足腰固めというものは次第に緒に

つきつづあるようなことであると思ひます。こ

ろが一面において、外においては先進国との保護主

義的傾向、それから发展途上国の押し上げに日本

は押されてきつづあるという状況になつてまいり

ますし、ここでも一回新しい方向に繊維産業と

いうものを改革しながらふんばつていかなければ

ならぬ。そういう段階になつて今回の法律の提出

ということになつたわけです。それにはやはり繊

維産業を全体としてとらえる。むしろ今までの

考え方というのは、ややもすれば家内工業的な繊

維加工過程というものが中心になつた政策であつた

よう思いますけれども、今度はさらに知識集約

的な、あるいは世界的マーケットを考えた近代化

という方向にものを進めよつという考えに立つて

があつたわけでござりますが、御承知のように、海外の情勢等を考えますと、特に労働賃金を比較いたしますと、お隣の韓国は一万二、三千円だとあります。それでござりますが、わが国ではやはり初任給でも数万円になるのじやなかろうか。そういった一つの点を比較いたしましても単純なコストの切り下げ競争ではもう克服できない事態に立ち至つてゐるのはなからうか。そういった問題意識からいたしまして、極力低開発国と申しますが、開発途上国の產品と競合しないような方向で繊維産業といふものを立て直していく必要があるのではないか、こういう考えに立ちまして、ただいま御審議いただいているような法案を準備させていただいたわけでござります。

○松尾委員 念のためでありますけれども、この点はお答えがなかつたのであります、わが国の繊維産業といふものは、紡織中心の輸出指向型色彩をだんだん薄めながら、衣料中心の内需指向型の色彩をだんだん濃厚にしていく、このようなことがいわれておるが、どうか。今後の方向、これを聞いておるわけです。

○橋本(利)政府委員 まさに御指摘のように、川下と申しますが、最終製品にわが国繊維産業の総力を結集していくことにならうかと思います。

若干数字的に申し上げますと、わが国における素材と製品との付加価値ウエートを見ますと、大体五〇対五〇になつてゐるようござりますが、アメリカといつたよつた国におきましては、製品関係が大体八〇から八五%、素材関係が一五%程度といふふうに承知いたしておりますので、まだまだわが国におきましても最終製品と申しますか付加価値の高い製品をつくり得る余地もあるし、またそれが一つには消費者嗜好の動向に即応することにもなるわけござりますし、あるいは開発途上国との競合を回避しながら適正な輸出を確保していくことにもつながつてくるかと考えております。

○松尾委員 これは大臣にもよく聞いていただきたい。

きておるわけであります。これもこの法案でこれからスター^トを開始しようというのであって、それが成功するかどうかということはわれわれの努力にかかるております。ところが、繊維の場合非常に市況性がありまして、御存じのようにちよつとした好みによって売れるものがいろいろ変わつたり、それから外国との関係において思惑輸入なんかが行なわれる。昨年のような場合は、円高を背景にして相当な輸入が行なわれた。そういう相場性がまたあるわけでござります。そういう面を次第に克服しつつ、流通段階も整理して、高額マージンが各あらゆる段階に取られるというようなことも合理化して、そうして生産者本位の力強い体系に順次改革していくかなければならぬ。それと同時に、いろいろな型であるとか、模様であるとか、趣味であるとか、染色であるとか、織り方であるとか、そういう面についても、より高級な、より付加価値の強いものへといふ方向に一段と飛躍さしていく必要があると思うのであります。そういうあらゆる方面で手を入れて助長していく、われわれはこういつ考えに立つてやります。

まして、既製服の需要が増大しております。また所得もふえておりますので、衣料費の支出の増加もあります。単なる実用性というもののから装飾性へ、個人の趣味の重視、非常に広い需要というものがありますので、すばやくこういう需要に対応できねばなりません。そして、いま大臣も言われましたが、輸入品というものを相当減らしていこう、糸から加工、最終製品に至るまでに複雑な流通過程もありますが、何としても需要者の多様なこの需要に対応できる、そしてそのファッショニ化、いろいろの面における成長産業への転換というものをやならなくちやいかなと思うのでありますけれども、このファッショニ化というものをいま定着させる、これをがっちり固めるという方向について、大臣はどのようにお考えですか。

うございまして、そういうような専門的な指導者と申しますか、そういうものを海外からも入れるとか、国内からも養成するとか、そういうような積極的な努力が大いに必要ではないかと思いま〇松尾委員 今日は新商品または新技術の開発ということがあるわけでありますが、「これにはやはり何としてもファッショニン産業というのが当然この中の主力を占めるのじやなかろうかと私は考えるのです。ですから、単なる異業種間の連携、そういうことに終わつてはならないわけでありまして、この法にうたう新商品または新技術の開発という、それは獨得の分野で當時やはり研究開発をする、そして世界におけるファッショニン産業というものの動き、その傾向、わが国民の嗜好、動き、それに対する適応性、また実用性と趣味性の調和、こういうものが多くなくてはいけないと思うのです。いまいろいろおっしゃいましたけれども、私も言いましたけれども、そういうものをやはり育成して助成する政府の体制というものが必要であろう、政府の指導というものがそこに大きく力を發揮する原動力じゃなかろうか、こう思うわけですが、こういう点について政府の今後の方の入れ方ということを聞いておきたいと思うのです。

○橋本(利)政府委員 ただいま御指摘ございましたように、異工程間の連携ということは、まさにそれ自体が目的ではなくて、あくまで御指摘のファッショニン化の定着化と申しますが、新商品の開発あるいは新技術の開発のための手段として意識しておるわけでござりますので、そういうふた方向で促進していくたいと思います。かようによ異工場間の連携を強めること、一つには、大きくては消費者情報というものを把握いたしまして、これを分析した上で生産段階に及ぼしていいたいということでもあるわけでございますが、そ

ういった個々の企業の段階、事業者の段階における情報の確保のほかに、新しく事業協会の中に情報センターといったようなものを設置いたしました、御承知のとおり、各業種ごとにいろいろな団体がございまして、そこでいろいろな情報も持つておるわけでございますが、これはラップしておるもののがつたり、あるいは逆に不足しておるものがあつたり、そういった情報の交流というものが十分に行なわれておらないといったようをちらみもござりますし、かたがた対外的な、海外における情勢の判断あるいは情報の把握といったことになりますと、私企業の段階では十分な得ない点もあろう、そういう判断から情報センターといふものを創設いたしまして、これに基づきまして情報活動をそれぞれの生産段階に反映させていただきたい、かようと考えております。

○松尾委員 しっかりとこれは力を入れてもらいたいと思うのであります。

○橋本(利)政府委員 四十八年におきましては、初めて日本が織維貿易において赤字になった、こういうことであります。この赤字の原因、それから発展途上国から輸入されるその品物の特徴は何か、こういうことを最初に聞いておきたいと思うのであります、局長いかがですか。

○橋本(利)政府委員 四十八年におきましては、御指摘のように織維貿易が輸出三十二億ドル、輸入三十九億ドルということで、収支バランスが逆転いたしたわけでございます。これの直接的な原因といったましても、輸出が前年対比で一三%程度の増加にとどまつたに対しまして、輸入が前年比二倍と最近にない著しい伸びを示した結果かと見ておるわけでございますが、ただ、かように輸入を促進した理由いたしましては、やはり開発途上国の追い上げというような問題もござりますが、昨年の春以降、国内外況が好況であったというようなところから輸入意欲を高揚させたということ、それから昨年の二月に為替が変動相場制に移行して以来円高基調が続いておったために、輸

入にとつてはむしろ有利なポジションになつておつたこと、それからいま一つは、国際的に供給不足が表面化いたしまして価格の上昇があつた、かような原因が加わつておるかと思います。いずれもこれは一時的な原因という点もございますので、だんだん輸入の動向も落ちついてくるかと考えております。それから輸入織維の特徴でござりますが、やはり先進国からはどちらかといえば高級品あるいはハイファッショントリセラれるようなものが入つてきておると思いますが、低開発国からは、織物、糸等も含めまして、どちらかといえば低級品あるいはせいぜい中級品といったようなものが入つてきておるようございます。

○松尾委員 途上国の織維産業でございますけれども、これは台湾、韓国、香港等、すべて日本と同じような高性能の機械で生産しておるといわれております。そして労賃は安い。それから商品の流通経路も一貫体制ができておる。このようにいわれておるわけであります。私はそういうところから、発展途上国といいますけれども、織維に関する限りは、りっぱな機械を入れて、そして流通経路も日本のように複雑ではない、一貫体制ができるおるわけであります。それがどうとうございました。

○橋本(利)政府委員 第一の点につきましては、まさに先生御指摘になつたとおりだと思います。私たちもその方向で対応してまいりたいと考えておるわけでございます。

○橋本(利)政府委員 現在時点におきまして積極的に輸出振興策をとることになるわけではございませんが、まだ非常に微妙な段階にあるかと思ひます。これにつきましては、多国間協定におけるべきだときめに基づきまして少なくとも二国間取りきめについての見直しを必要とするところになります。これにつきましては、多国間協定におけるべきだときめに基づきまして少なくとも二国間取りきめが認められないということになつております。ですから四十九年の貿易収支につきましてはなかなか判断がむずかしいわけでございますが、織維について申上げますと、やはり輸入はだんだん落ちていくのではないか。と申しますのは、一つには、昨年来の好況時に成約いたしました品物が随時入着してくる。その時点におきまして、市況一般が非常に冷えてきておるというようなこともございまして、むしろ輸入された在庫

がそのままの状態で残っているのです。それで、途上国といふけれども、織維についてはもう手ごわい競争相手である、このように感するわけであります。ですから、競合しないよう日本のはうが高度化していくんだということは、何としても知識集約の問題が出てくるわけでありまして、これをどうしていくか、大きな課題であろうと思っています。ですから、競合しないよう日本のはうが高度化していくんだということは、何とおもつておるわけでもない。しかしもう一つ、知識集約といふことをこのように打ち出しておるならば、対抗できる日本の体制といふものをつくつていかな

ましてもこの貿易の逆調というものはなくしていかなくてはならない。途上国から入つてくる品物の検討、そして将来どういうふうになつていくかと

いう、それのまたさらに検討ですね、先進国から入つてくる品物に対する、どうして日本がそういうものを追つ払っていくような力をつけていくかという問題が、私は貿易面を通じて見て一番大きくなり日本織維産業に課された課題ではなかろうか、このように思つておるわけであります。

○松尾委員 織維製品の輸出の増進の問題でありますけれども、どのような考え方があるか。日本織維協定も、やがて期限が切れますけれども、あります。また、多国間協定のワクがきめられておりまして、輸出増もあまり期待が持てないということがいえると思うのでありますけれども、織維の貿易を伸ばすという観点から、輸出に関連してこれをどのように考えていらっしゃいますか。

○橋本(利)政府委員 現在時点におきまして積極的に輸出振興策をとることになることにつきましては、まだ非常に微妙な段階にあるかと思ひます。これがどのよう考へていらっしゃるわけですが、西武インター・ショナルとシアーズローバック社の販売提携の問題であります。このシアーズローバックというのは、年間売り上げが三兆三千億円、アメリカの大流通業者でございます。そして本社はアメリカのイリノイ州のシカゴですね。アメリカ国内で約八百五十の店舗、二千六百四十八のカタログ・セールス・カウンターを持っています。その他メキシコ、中南米、スペイン等にも店舗がありますし、発展途上国に工場を設けまして、そこでいろいろつくらせておる。大きな力がその途上国にいろいろのりっぱな機械を置き、低賃金で品物をつくらせておる。これが西武インター・ショナルを通じて日本に売つておるわけでありますけれども、非常に成果がいいわけですね。

○松尾委員 これはもう御承知と思うのでありますけれども、念のため申し上げるわけであります

ましてもさようなり、健全な国際競争力を申しますか、そういったものをつけていただきたい、かように考えております。

○松尾委員 これはもう御承知と思うのでありますけれども、念のため申し上げるわけであります

が、西武インター・ショナルとシアーズローバック社の販売提携の問題であります。このシアーズローバックというの

ります。そこには齒どめというものは何も必要はないと思うのですけれども、考え方としては、そういうものを敵に回して——敵というと語弊がありますが、相手にしておいて、そして日本の繊維産業というものは勝ち抜かなくちゃいけない。これはよくよく腹をきめてかかりませんと、流通機構も握るでありますようし、強い力で安いものを入れてくる。ファッショングだけでも三百人の専門家がおる、このようにいわれております。そういう強い隠密を持っておりますし、カタログだけでも、春夏で二千万部、秋冬で二千万部出しておる。このようなものを相手にして、今度はいよいよ流通部門の自由化ということもやがて開かれていいくわけであります。日本の繊維産業はますます苦しくなっていくんじやなかろうか。規制といふことはいわれませんけれども、何か考えておいて対抗する措置がなければじり貧になっていく。構造改善、また新たな今回の法律改正、そういうことによつて日本の繊維産業を強くしていくこうといふ考えでありますけれども、表面考へると太刀打ちできぬようなものが日本のマーケットをねらつておる。何か考へていかなくちやじり貧になつていく部門が多いだろ。高級品についてはやられていくんじやなかろうか、こういうことで先ほどから言つたファッショング産業の定着ということを申し上げておるわけでありますが、そういう問題にどのように対処していくべきとされるのか。大臣、いかがですか。

てこられないブランドーザーをくり上げた。それから始めていろいろな要所要所に日本的くふうを入れて、日本のようなこういう小さい国で使いやすい便利なブランドーザーを独特につくり上げた。それでいまや小松は、日本だけでなくソ連や中国その他にも輸出するに至つてゐる。やはり企業家や指導者の決心、決断、勇気、目のつけどころ、そういうところで非常に違つて思つのです。

一時ワコールの女の子の下着が日本中の女の子の下着を席巻したことがありました。これもやはりそういうデザイナー、女の子たちの時代の要望を事前にキャッチして、それに合つような感触のものを作り上げた、そういう力によるものではないかと思うのです。それでこれは世界を相手にしてそういうふうな配慮をもつて、何といつてもやはりデザインとか、あるいはかっこうとか、感触とか、そういうものが非常に大事なので、だから染料についてはイタリアやドイツのいいのを日本はまねしてそれ以上のものにするとか、あるいはデザインについてはフランスやイタリアに負けない新しい斬新なものを作るとか、その企業、企業がおののの長所としているところを発揮してやつていく、それを政府ができるだけ情報を供給し、また外国にも人を派遣し、あるいは外国人を招聘し、そういうようなことで世界に負けない足腰の強いものをつくっていく、そういうことが大事ではないかと思います。

○中曾根国務大臣 今度はそういう意味で情報センターをつくりますけれども、これは情報センターだけにまかしておかないで、われわれのほうの生活産業局が海外のジエトロやそのほかの機関も動員しまして協力していくようにしていきたいと思っております。

○松尾委員 現状の繊維産業をながめてみますと、非常に苦しいわけでござります。さきにも織維の方々の大会がございまして、非常に苦しい、非常に熱気あふれる大会でございまして、前古未曾有の不況である、従来はドル・ショックだとか日米織維協定等たびたび危機がありましたが、それは大きく影響を受ける部門、大きく影響を受ける地域というようなものが比較的多くございましたけれども、やはり大きく影響を受けない部門とか地域もあったのであります。今回はあらゆる部門があらゆる地域で深くこの影響を受けている、不況である、だから前古未曾有だ、こういうことでありました。いろいろなことが論議されたわけでありますけれども、項目的に申し上げますから、これは時間がなくなりましたので簡単にお答え願いたい。

まず中小企業の方々を中心で話すわけでありますけれども、いろいろ長期の金を借りております。またそういう償還の猶予の問題。まず第一点は償還の実態。中小企業は毎月どのくらい払っていくなくてはいけないか、これは簡単でけつこうであります。それが先ほどは個別に判断する、こういうことでございましたが、個別に判断していく場合に具体的にどこでどのように判断していくのかということと、それから緊急融資が非常に大事なことと思うのであります。これについてはどのように考えておるか、まず二点について聞いていただきたいと思います。

○橋本(利)政府委員 月々どの程度の返済額になるかということは、現在資料を手持ちしておりますので、後刻申し上げたいと思います。

個別に返済猶予の必要性をだれが判断するかと
いうことは金融機関の窓口になるかと思います
が、当方といたしましては、政府関係金融機関等
に対しまして、そういう場合において繊維産業
の置かれている現状というものを十分判断して慎
重に扱っていただきたい、かように申し入れをい
たしております。

それから緊急融資につきましては、四一六の対
策について申し上げますと、第一次的にはいわゆ
る政府関係の三機関についてでございますが、四
一六分として一応全体で五千五百億のワクがある
わけでござりますが、これをできるだけ繊維産業、
特にその中小零細企業に対して貸し出しをするよ
うに現在話を進めつつあります。

それから二つ目には、民間金融機関におきまし
て合計三千二百億の資金をもつて中小企業の救済
資金に充てたいといったようなことをいつており
ますので、いわゆる個別企業に対する減資資金等
の融通もそれからお願いすると同時に、あわせま
して過剰在庫の凍結についても現在いろいろ検討
いたしておりますわけでございますが、そういった必
要資金を民間金融機関にお願いする、かようなこ
とで現在対策を進めておるわけでござります。

○松尾委員 次は、安定期業の問題でござります
が、不況だといつて直ちに発注量を削減する、ま
たは工賃を削る、こういうことが続きまして非常
に苦しい中で苦しんでおるわけでござりますが、
すでに福井県また播州の操短、これは非常に致命
的なものがあります。でありますから、この最低
工賃といふものを確保しなければいけないと思う
のであります。このように、不況だということ
でかつてに発注量を減らす、また工賃を削る、こ
ういうことについてやはりきっちとした対策とい
うものがないくてはたまたるものじゃない。この安
定期業ということについてどういうようにお考え
になつておるか、局長、これは要領よく答えてく
ださい。

注量が著しく増減するということにあるかと思います。その原因はまたわゆる織維産業の市況産業性というところに大きな原因があるかと考えておるわけでございます。さようなどころから、今回の構造改善事業におきまして、それぞれ分断されております製造工程、これを連携共同させることによりまして消費者需要の動向に即応した生産体制につくり直していくこうといったことでございますので、この方向でかなり織維産業の市況性といふものは脱却できるかと思います。ただ、先ほど大臣も申し上げましたように、消費者嗜好の変化ということもございまして、あるいは綿花、羊毛のよう天然原材料に依存している面もございまして、完全に市況性を脱却するわけにはまいらないと思いますが、今回の構造改善事業によりましてかなりの成果をおさめられるもの、市況性を脱却できるものと期待しておるわけでございます。

○松尾委員 公平な付加価値の確保という問題で

ござりますけれども、生産原価、それに加工費を

加えた価格、それから販売価格、こういうものを

比べてみると、いつもここで論じられておりま

すように、両者の価格に五倍から十倍という大き

な開きがあります。流通段階における経費とい

うものはある程度は当然必要でございますけれど

も、不当な高い価格で販売するということは認め

られないわけでございます。国民生活物資につい

て価格の凍結が行政指導で行なわれておりますけ

れども、これもいつまで守られていくか、期間的

な保証もありません。本格的には、何としてもい

ろいろ価格の構成を追及しておつて、適正な価格

を指導して守らせる、こういうことが本筋だろ

うと思うのであります、この織維関係がいま非常

に苦しい、特にそういう品物がスーパーとかデ

パートで高く売られておる、これをどのように

チエックしていくか、どのようにこれを適正な価

格というものに持っていくかということであります

けれども、いろいろこれは外國でも商習慣等があ

るうと思うのです。でありますから、何%とい

うような商習慣といいうものを早く立てられまし

て、そうして消費者が納得のできるよう販売価

格にするということについての考え方を局長から聞

いておきたいと思います。

○橋本(利)政府委員 生産原価に比較いたしまし

て販売価格が高いということは、現実の問題かと

思ひます。これにつきましては、流通段階が非常

に複雑である、あるいは市況性から来るリスクの

負担をしなければいけないといった問題もあるか

と思ひますけれども、いずれにいたしましても、

物流の近代化も含めまして流通コストの低減につ

とめていくべきかと思います。

それから工賃だと下請代金等については、結

局はこれは取引改善の問題かと思ひますので、一

つには取引改善協議会をつくりまして、その場で

ルールづくりをやり、かつは一方で、たとえば糸

買い布売りというように貢加工形態から脱却して

おるわけでござります。

○松尾委員 以上で質問を終ります。

○荒木委員 御案内のように、織維業界はたいへ

んな不況であります。私は、本年の二月の予算委

員会であります、大臣に、まず業界の実態を

しっかりとつかんでいただきたい、このことを要

求いたしまして、お約束をいただきました。その

後、調査がなされたと思ひますが、業界の在庫が

どのようになつてあるか、受注はどういうふうな

動向であるか、そして工賃はどのような指數を示

しているか、これは品目がたくさんござりますか

ら、たとえば綿スフ織物について、この予算委員

会以後の実情を簡潔に報告いただきたいと思いま

す。

○橋本(利)政府委員 現在御審議いただいており

ます構造改善法の改正案は、長期的な構造的対策

として織維産業全体を対象として考えておるわけ

でございまして、当面の問題といたしましては、

むしろ緊急的な対策を講ずる必要があるのじやな

かろうか、したがいまして、新しい構造改善を今

後とも順調に軌道に乗せていくためにも、先ほど

御指摘の深刻な不況というものを克服してでない

と軌道に乗らないわけでござります。さような閑

まく、四一六の見通しでございますが、受注は、

織機のスペースベースで五〇ないし六〇%程度し

か埋まつていません。

それから生産と在庫でございますが、二月末現

在で、前年同期比生産は2%の増でございました

が、在庫は七千九百万平米で、六八%の増加になつ

ております。

それから工賃につきましては、百八十本アロー

ドを例にとりますと、昨年の一一三月がヤード当

たり三十三円であったものが本年一一三月では二

十五円に低下いたしております。

○荒木委員 つまりありていに言えれば、在庫は率

にして半分以上ふえておる。それから受注のほう

は半分近くしかない。工賃はどんどん下がつてお

る。この不況の状態にどういうふうに対処するか。

他の同僚委員から質疑がございました。私は、今

回の法案提出の中に見られる政府の皆さんの方の

考え方、これはいろいろと説明を伺いました。皆さん

の考えはわかりましたが、将来この織維業界をどう

いうふうなものにしていくか、この点について

は大いに論議をしなければならぬところだと思ひます。私どもは、あの法案に示されておる皆さん

の考え方には問題が多いと思っておりますが、そ

れはさておいて、いまのこの事態をどう解決して

いくか。緊急にこれの対策が必要だというふうに

思ひますけれども、いまのこの法案で、現在の緊急状態、たとえばこの四一六について業者の方々の窮状が救えるか、その点についてはどうお考えかということをまず承っておきたいと思ひます。

○橋本(利)政府委員 現在御審議いたしました

額のうち幾ばくのものが織維産業に向けられるか

ということについてはまだ確定いたしておりませ

ん。また一面、織維産業に対して幾らということ

をきめることが事実上関係部局と話がつくかどう

かという問題もございますが、われわれといいたし

ましては、昨年が、織維に対して大体千五百億程

度の融資が三機関から行なわれておりますので、

当然のことながらこれを上回る金額を確保いたし

たい、かようく考えておるわけでござります。

○荒木委員 それでは業界の四一六の資金需要で

すね、在庫の増加に対する手当で、受注の減少に

対する手当で、こういった面での資金需要はどの

くらいだと見ておられますか。

○荒木委員 それでは業界の四一六の資金需要で

すね、在庫の増加に対する手当で、受注の減少に

対する手当で、こういった面での資金需要はどの

くらいだと見ておられますか。

○橋本(利)政府委員 私のほうで一応調査いた

しました結果、これは業界からの調査の結果でござりますが、大体数千億という希望を申し出で

ております。

○荒木委員 業界の希望が四一六で数千億、皆さ

んのほうの御用意なさつておるのが中小企業全体

で五千五百億、これで一体そろばんが合いますでしょうか。年度末の五百億といわれたあの金額の中から織維に回った実績はどのくらいですか。その点から皆さんの見通しの問題についてお尋ねしたいと思ひますが、あの年度末のうち、率にして大体どのくらい回りましたか。

○橋本(利)政府委員 年度末の緊急融資五百五億のうち織維に向けられましたのは、百五十億でございます。

○荒木委員 そういたしますと、かりに同じ率で計算をしますと、今度は政府系の五千五百億のうち三分の一弱とすれば千五、六百億、どっちに計算しても二千億足らない。業界の皆さんのおつておる数字にはなるかに及ばないことになりますね。政府の皆さんからいただいた資料によつて私が計算したところによりますと、昭和四八年で一日当たり従業員三百人以下の織維の中小業者の皆さんの方の生産量は百十九億であります。そのうち在庫の増加によつてかりに在庫率が七割と計算すれば、これは約八十億でありますから、その計算で売つた品物の代金回収とそれから仕入れた原料の支払いの期間の差を四十五日として計算いたしましたと四千億足らずになる。ですから、業者の皆さんのが言つておられる数干億というのも、政府の皆さんからいただいた資料によつて試算をしたところによる約四千億弱という数字も、いずれも、おつもりですか。

○橋本(利)政府委員 通常の場合におきましては、大体平均残高からいたしましてのシェアといふものがあるかもしれません、ただいまは非常な緊急事態と申しますが、特に織維産業におきましては、他の産業と比較いたしまして深刻な不況を呈しておるわけでございます。さようなところから、私たちいたしましては、まだ幾らの額というところまで申し上げられないわけですが、できるだけ多額の資金を織維産業に振り向けておられます。このまま放置されると、おつもりですか。

○橋本(利)政府委員 御指摘の点はごもっともでござりますが、私も一つの資料でありますから、その間に返りがあるわけでもございませんので、当方といたしましては、確かに業界調査によりますと数千億、それに対し一・四半期における政府三機関の総貸し出し予定額は五千五百億、それから第二次的には民間金融機関の三千二百億というのが当面予定されておる資金ワークでございますから、私のほうといたしましては、そういった政府関係機関及び民間金融機関からの資金の確保にできるだけの努力をいたすわけですが、さらにさよなことによつて一・四半期に一・四半期の五千五百億のワークで織維産業その他のものも含めまして不足するような場合には、一・四半期に繰り上げてでもワークの拡大をはかるよう必要を続けたいと思います。

○荒木委員 いま大臣がお戻りになりましたから、一言御不在の間の論議を要約して申しておきますけれども、いまの織維不況に対する行政の対応策として五千五百億というワークが四一六でございます。いずれにいたしましても、できるだけの努力はしてみたい、かように考えておるわけでございます。

○荒木委員 いま答弁された局長が財政当局の責任者のお立場でないことはよく承知しているのであります。しかし、皆さんは、一方この織維産業の不況に対しても適切な対策をいま直ちに立てられる責任を負つておられるわけですね。私が申しておるのは、努力をしていただくのは当然でありますけれども、その努力の内容と方向を明らかにして、将来の構造の変革の問題とあわせて、いやそれよりもまずやるべきことの一つとして緊急の融資対策、この五千五百億という量が足りないということははつきりしているわけですから、いま数字を申上げたとおりですから、これをふやすために努力をしていただくべきだと思いますが、大臣の御所見はいかがですか。

○中曾根国務大臣 実情に即しまして必要不可欠な資金は回るよう、十分手当てをいたしたいと思います。

○荒木委員 努力は大いにやつていただかなければならぬと思います。だつてそういう立場に皆さんおられるんだから。しかし私が言つてお尋ねは、客観的な事実をもとにそれに対する的確な対策が必要である。皆さんのはうじや、資金需要についての見通しの数字はないとおっしゃるんでしよう。もしないとすれば、皆さんからいただいた資料によつて計算をした、私の提案した半分にも足りないという数字、これはやはり一つの資料であります。もし皆さんのお手元に資金需要の見通しの数字がないとすれば、皆さんからいただいた資料によつて計算をした、私の提案した半分にも足りないと

○橋本(利)政府委員 第一次的には政府三機関の五千五百億、それから第二次的には民間金融機関の三千二百億というのが当面予定されておる資金ワークでございますから、私のほうといたしましては、そういった政府関係機関及び民間金融機関からの資金の確保にできるだけの努力をいたすわけですが、さらにさよなことによつて一・四半期に繰り上げてでもワークの拡大をはかるよう必要を続けたいと思います。

○荒木委員 それは、現在の五千五百億というワークにはかかわらない——足らないという数字の根拠は申し上げたわけですし、いまの実情というのもはつきり申し上げました。この実情に応じてこのワークはさらに広げる方向で努力する、こういうふうに伺つてもよろしくござりますか。

○中曾根国務大臣 三機関の年間の資金計画といふものはござりますから、それによって一応はやつていくということになります。情勢によればそれを繰り上げるということもありますし、ふうに伺つてもよろしくござりますか。

○中曾根国務大臣 それは、確かに財政面の事情は無視できません。しかし同時に、その中で一番大きな要素の一つは業界の実情だろうと思うのです。大臣にひとつ業界の代表の皆さんと直接お会いいたして、その方面的努力も必要であります。それで足りなければ、今度は下期のワークを繰り上げて確保したいとおっしゃる。私は、局長のお立場としての努力の方向の一つはそういうものであります。ある意味でいうならば限度かと思うのですが、いかがですか。

○中曾根国務大臣 陳情に来ていただければ、私に会うことはいとまません。それよりも実際は、

各産地、産地の情勢について、地方通産局の局長がみずから係員等を派遣してこまかく把握すると、いうほどの的確な普遍的な情報が出てくるだろうと思います。

○荒木委員 いま直接会って陳情も聞きましたが、同時に一般的に地方局を通して実情も十分つかむ、こういったお約束をいただきましたので、これはぜひ実行していただきたい、こう思います。問題は、資金の量とあわせてその質であります。

先ほど返済猶予というお話を出ておりましたが、本年の二月の予算委員会で、私は、前のととえばドル・ショック金融のときの返済の時期が来るので、これについて適切な返済猶予の措置を講じていただきたいということを申し上げました。その後たとえば三月の五日に中小企業庁の長官名でそういった趣旨の通達がすでになされましたし、先日政府の皆さんから伺つたところでは、各通産局、各地方政府、政府系三金融機関、それぞれ返済猶予についての通達を出していただいたようあります。しかし問題は、借りた金が返せない、少し前に延ばしましょう、これはこれ以上悪くなるのを抑える一つの手だてであります。問題は、これ以上悪くなるのを抑えるということもあります。さらにいまの現状を救済するという積極策が要ります。その内容としては、言うまでもなく特利であり、特別の助成措置だ、こういうことになると思います。前に借りた金の利子も支払ひが困難なら、元本の返済もできにくいというのありますから。そこで、そういう実情のもとに特利融資ということもひとつ検討していただきたいと思いますが、政府のほうのお考えはいかがですか。

題かと思います。一方で金融引き締めと申しますか、総需要抑制政策をとつておる中におきましての不況対策ということで、重がれでいる事情が從来と異なつて非常にやりづらいと申しますが、むづかしい段階にござりますので、せっかく努力はしてみますが、とりあえずはまず量の確保ということを第一義的に検討すべきことではなかろうかと考えております。

○荒木委員 見通しの問題とあわせて努力をするということをおっしゃつていただきました。私は、皆さんのはうでそういう御答弁もあるうかと思いまして、いま所管が大蔵委員会でありますから、大蔵省銀行局の関係者それから官房長、さらに日本銀の関係者の皆さんにも、いまの窓口規制の選別について、織維をはじめ非常に困つておる業界はこれをはずすようにしたらどうですか、そういう具体的な実情に応じた選別規制こそほんとうに実態に即したものじやありませんか、こういうことを申し上げて、その方向で検討するということも確かに道理であるというふうな御意見も伺つておるわけです。ですから、先の見通しは確かに一般状況としては局長のおっしゃつたような点がありますが、さらにはいまの現状を救済するという積極策が要ります。その内容としては、言うまでもなく特利であり、特別の助成措置だ、こういうことになると思います。前に借りた金の利子も支払ひが困難なら、元本の返済もできにくいというのありますから。そこで、そういう実情のもとに特利融資ということもひとつ検討していただきたいと思いますが、政府のほうのお考えはいかがですか。

○橋本(利)政府委員 今度の法案では税の減免でありますとか、あるいは融資の問題でありますとか、あるいは開発や技術改善ということに関していろいろ品数が並べられております。しかしそういった、たとえばものにたとえれば浅瀬で水泳きを手ほどきをするということも必要かもしれません。いま深みにはまつておぼれかかっておるのを助けることは、これは緊急の問題です。ですから、そういう点で質と量をあわせて大臣のいまおっしゃつた点を一そく行政当局でも努力を続けていたくことを重ねて要望して、次の質問に移らしていただきたいと思います。

第二の質問は、この業者の皆さんと大商社との関係であります。たとえば糸を買って製品を売る、この場合の代金の支払い、取引条件については実情はどうになっておりましようか、政府委員のほうから伺いたいと思います。

○橋本(利)政府委員 締結について申し上げますと、糸代金につきましては四十五日以内の手形と、機屋サイドの負担になつておるといふのが実情かと思います。中には百一十日あるいは百五十日といったよくなものも出ておるというのが実情かと思います。中には百一十日あるかと考へております。

○荒木委員 手形サイトに伴う金利のほうはいかがでございますか。

○橋本(利)政府委員 機屋サイドの負担になつておると承知いたしております。

○荒木委員 私が伺いましたところでは、本年の報道でごらんのよな事実も出でるわけです。私どもは非常に心を痛めておるわけです。ですから、この特利の融資を量の確保とあわせて、ぜひとつ検討するということを含めて御所見を伺いたいと思います。

○橋本(利)政府委員 こういった時期でござりますので特利融資ということも非常に重要な問題かと思いますが、当面、先ほど来お話を出でおりますように、量をいかに確保するかという方向に追いつ込まれております。まだ十分特利という問題について折衝を続けてはおりません。努力はいたしましたが、ただこれは非常にむずかしい問

うに、実情に応じて適切な対策を講じていきました。一方で金融引き締めと申しますか、総需要抑制政策をとつておる中におきましての不況対策ということで、重がれでいる事情が從来と異なつて非常にやりづらいと申しますが、むづかしい段階にござりますので、せっかく努力はしてみますが、とりあえずはまず量の確保ということを第一義的に検討すべきことではなかろうかと考えております。

○荒木委員 見通しの問題とあわせて努力をするということをおっしゃつていただきました。私は、皆さんのはうでそういう御答弁もあるうかと思いまして、いま所管が大蔵委員会でありますから、大蔵省銀行局の関係者それから官房長、さらに日本銀の関係者の皆さんにも、いまの窓口規制の選別について、織維をはじめ非常に困つておる業界はこれをはずすようにしたらどうですか、そういう具体的な実情に応じた選別規制こそほんとうに実態に即したものじやありませんか、こういうことを申し上げて、その方向で検討するということも確かに道理であるというふうな御意見も伺つておるわけです。ですから、先の見通しは確かに一般状況としては局長のおっしゃつたような点がありますが、さらにはいまの現状を救済するという積極策が要ります。その内容としては、言うまでもなく特利であり、特別の助成措置だ、こういうことになると思います。前に借りた金の利子も支払ひが困難なら、元本の返済もできにくいというのありますから。そこで、そういう実情のもとに特利融資ということもひとつ検討していただきたいと思いますが、政府のほうのお考えはいかがですか。

○橋本(利)政府委員 経緯等について実態を調査いたします。たとえば糸を買って製品を売る、この場合の代金の支払い、取引条件については実情はどうになっておりましようか、政府委員のほうから伺いたいと思います。

○橋本(利)政府委員 締結について申し上げますと、糸代金につきましては四十五日以内の手形と、機屋サイドの負担になつておるといふのが実情かと思います。中には百一十日あるいは百五十日といったよくなものも出ておるかと考へております。

○荒木委員 手形サイトに伴う金利のほうはいかがでございますか。

○橋本(利)政府委員 調査が終わつた段階でさよういたしたいと存じます。

○荒木委員 セっかく御質問申し上げておるわけありますから、早急に調査をしていただき、調査結果をひとつ国会に、委員会に御報告をいただきたい、こう思いますですが、政

府のお考えはいかがですか。

○橋本(利)政府委員 経緯等について実態を調査いたしたいと存じます。

○荒木委員 セっかく御質問申し上げておるわけありますから、早急に調査をしていただき、調査結果をひとつ国会に、委員会に御報告をいただきたい、こう思いますですが、政

府のお考えはいかがですか。

○橋本(利)政府委員 調査が終わつた段階でさよういたしたいと存じます。

○荒木委員 この一方の当事者であります紡糸商業組合、これは中小企業団体法による組合で、しかしながらその中に世間でいう大商社がかなり入つておるということですけれども、その実態はどうになりますでしょうか。

○橋本(利)政府委員 この一方の当事者であります紡糸商業組合、これは中小企業団体法による組合で、しかしながらその中に世間でいう大商社がかなり入つておるということですけれども、その実態はどうになりますでしょうか。

○橋本(利)政府委員 ただいま手元に数字を持ち合わせておりませんが、メンバー構成は中小企業関係が五一%、大手商社筋が四九%と記憶いたしております。

○荒木委員 これは法律上の要件もござりますが、いまの局長の御答弁では、織維の業者の皆さんとの立場から見れば、払うほうについては四十日以内ということで縮められて、しかも一〇%をこえる金利を上のせをされる。一方もらはうほうに

いま局長がおつしやつた努力を今後とも一そく続けていただきたい、大臣にこの点について、ひとつ検討するということを含めて御所見を伺いたいと思います。

○中曾根国務大臣 先ほど来申し上げております

の役員の皆さん方の中、中小企業者としての資格のない、つまり大きい規模の業者の皆さんが十五組合員あります。つまり半分以上です。ですか

は二十三分の十五ですから、それが半分以上占めているわけです。全体の数字といたしましては百五十三業者の中で四十九業者でありますから、あるいは比率のほうではいまおつしやったような比率が出るかもしれません。しかし、一番勘どころの意思決定をしていく、リードをしていく、そういう立場の人方が本来の中小業者の立場にないわけ

であります。そうしておいて、先ほど局長が言われたような、いわば一方通行のような形の条件を、しかも一方的に通知がある、こういう状態であります。

これは政府の皆さんに伺いますが、是正をしていくというのが筋道ではないでしょうか。経過はいろいろあります。また、やり方はいろいろありますよ。うけれども、方向としてはこれを正していく、アンバランスな関係だということをおつしやつたわけですから、アンバランスなものはバランスをとるようにしていくのが行政の筋道であろうと思ひます。将来の方向についてのお考えはいかがでしょうか。

○橋本(利)政府委員 お答えする前に一言訂正させていただきたいと思います。先ほど構成メンバーの比率で申し上げましたが、あれは取り扱い数量の比率でございますので、訂正させていただきます。

それからいまの問題につきましては、私は当然改善していくべきだと思います。ただ、問題が非常に複雑でもありますので、それから糸商の中に先生いま御指摘のような大商社のほかに中小の糸商もおりますので、そういう問題もかみ合せて考える必要がございます。そういうところから、私たちいたしましては、取引改善協議会をつくりまして、そこでそういう問題も含めて検討いたしたいと考えております。

うかと思います。

ただ、私が先ほど指摘をいたしました条件は、糸商組合の調整規程の中に規定があります。そして、その調整規程のほかの条項では、糸商組合の皆さんが今度はメーカーのほうに支払う支払の条件の規定もありますが、これはどのようになっておりますか。

○橋本(利)政府委員 調整規程によりますと四十日以内の手形ということになつておると思います。

○荒木委員 それは反対でしょ。四十五日以内に払いなさいというので、私が言つているのはメーカーに対しでどうか、こう言つてゐるのです。

○橋本(利)政府委員 四十五日以内ではいけないということでござりますが、現実には大体四十五日になつておるようでござります。

○荒木委員 調整規程で見る限りでは、この大商社を幹部とする糸商組合の皆さんは織維業者の皆さんに對して、先ほど言いましたように非常にアンバランスな関係でもつて、取るほうは早く取つて、しかも金利は乗せる、払うほうはうんと延ばして金利なし、そればかりか、今度はメーカーのほうに対しても、これは自分が支払う日にちに食い込んではならない。つまりは天井しなんであります。ですから、対織維業者の皆さんとの関係だけではなくて、メーカーとの関係においてもそういったような傾向が見られる。つまりアンバランスをさらに加重しておるわけであります。問題は、将来の方向としては是正するということをお約束いただいた。そしてまた、改善委員会をつくって検討するということもお約束いたしました。こういったことが調整規程に規定されておる。これをひとつ御意見をお尋ねしたいのですけれども、調整規程については、申すまでもなく主務大臣の認可であります。こういった関係の事項について認め可をなさるときの条件は法律上どのようになつておりますか。

おりますけれども、組合員たる資格を有する者の二分の一……

○荒木委員 調整規程ですよ、いま聞いているのは。

○堺説明員 どうも失礼いたしました。十八条に内に払いなさいというので、私が言つているのは

「手数料又は制裁に関する事項」これにつきまして商工組合をつくる場合に主務大臣の認可を受けなければならぬという規定になつております。

○荒木委員 私がお尋ねしましたのは、一般的な認可状況ではないのです。いま現実にアンバランスがある。この問題を提起をして、局長もお認めになつたわけですね。これに関連する条項は一体どうか。これは十九条の一項四号であります。つまり内容を申し上げると、この調整規程を認可するにあたつては「関連事業者の利益を不當に害するおそれがないこと」つまりこの調整規程に關係をする業者の皆さん方の利益を不當に害するという場合は認可をしてはならない、こうなつておるわけです。先ほど申し上げた調整規程の内容が、

はたしてから織維業者の皆さん方の利益を不當に害しているかどうか、この事実認定と判断にはいろいろな見方がありましよう。しかし、局長

たいと思います。

○中曾根国務大臣 業界の実情、契約の情勢、そ

ういうものをよく踏まえまして、適切にやりたいと思います。

○荒木委員 いまの大臣の御答弁を踏まえて、事務当局ではこれについて今までの態度とは違つて、糸商組合の調整規程の認可にあたり、特にこの条項について細心の留意を払つて慎重に利益を害しないよう検討する、このことをお約束いただけますか。

○橋本(利)政府委員 従来からも慎重な態度でチエックいたしております。ただ、四十五日と申しますか、いわゆる手形のサイトといふのはむしろ短いほうがいいわけでございまして、四十五日自体の問題としては特に問題がないわけでございますが、それに関連して百二十日、百五十日といったような問題もあるわけでござります。そういう両面からやはり慎重に審議する必要があります。今後とも十分にそういった配慮を加えながらチエックしてまいりたいと考えます。

○荒木委員 こういった大商社の皆さん方のビヘービアについて、私は関連して糸の相場の問題を少し触れて申し上げたいと思うのです。

御承知のように、綿糸相場の問題は取引所の建物もあり、また仲間うちの値段もあり、いろいろでありますけれども、たとえば人組しやすかつて申しますと、たとえば昨年の一一三月はその前年の十一十二月に比べて単位当たり千円から千四百円というふうに、あるいはまたナイロンタフタについて申上げますと千四百円くらいから二千円というふうに、その時期に値段が急激に上昇しておるわけです。もちろんこれは相場のことであり、物の値段でありますから、いろいろな経済条件が作用することは当然であります。しかし、たとえば株式におけるさまざま思惑買による値段の乱高下、あるいは土地に対する思惑の投機的な取引、このことが正常な経済の運営を害したこと

ことはもう天下周知の事実でありますから、通産大臣の御意見を伺い

○荒木委員 改善の委員会もある意味ではけっこ検討いたしたいと考えております。

○堺説明員 中小企業団体の組織に関する法律の十二条におきまして、商工組合の設立要件が出て

務大臣でありますから、通産大臣の御意見を伺い

お尋ねいたしますが、この点について、これは所管は主

でも再三論議が続けられてきたところであります。したがって、私はこの機会に、たとえば仮需 要によるこの系の相場の値動きの問題、このことによつて業者の皆さんの経営は非常に大きな影響を受けるのですから、それに対しても行政当局として注意深くあと追いをして監視を続けられる必要がある。それは値段はもう相対のことだからと いうことで全く放置をしないで、慎重に実態を見きわめて事実をまずつかむ必要がある、こう思いますが、政府のお考えはいかがでしょうか。

○橋本(利)政府委員 取引所はヘッジ機能と公正な価格形成機能を持つておるわけでございます。これが適正に行なわれるよう取引所につきましては日常からも深甚の注意を払つておるところでございます。

○荒木委員 あらためて申すまでもなく、商品取引所法の九十一条によりますと、一定の場合に取引の停止といふことが規定をされておりますし、また百十九条によりますと、それに対する監督調査の権限を通産当局は行使できる、実情はどうなつてゐるか報告しなさいの実態をつかんでそれに対する指導ができるといったてまえになつております。ですから、行政当局のほうで、たとえば昨年の初期に起こりましたようなああいう事態になつたときには実情をよく把握をして、適切な指導の対策をとる、このことをひとつはっきり押していただきたいと思います。

○橋本(利)政府委員 取引所のいろいろな規制につきましては、実は私のほうの省の産業政策局のほうで所管いたしておりますわけでございますが、そ ういった動向を注視いたしておりまして、御指摘のような状況によつては取引停止をかけるようなときもございますし、あるいは臨増しを増徴するとか、あるいは建玉制限を行なうといったようなことによりまして、できるだけ取引所機能が公正に適正に運用されるように指導監督しておるわけですが、いますし、今後もさような態度で対処いたしたいと考えております。

○荒木委員 大商社の問題について伺つてきたわ

けですけれども、お約束いただいたことはひとつ必ず誠実に実行していただきたい。

ついては、現行の構造改善臨時措置法が期限が来るということであります。私はこの機会に、過去四年間、五年間のこれがどうであつたか、つまりもつとありていて言え、大規模法人とそれから小規模零細業者の関係はどういうふうになつたか、格差は拡大をしたのか、あるいは構造改善でメリットがあつたのか、目標に対する達成率はどうであつたか、このことについてひとつ簡潔に伺いたいと思います。

○橋本(利)政府委員 現行と申しますか従来の構造改善事業によりましては、設備の近代化あるいは過剰設備の廃棄といった点におきましてかなりの効果をおさめたと思っております。特に過剰設備の処理につきましては、構造改善事業のはかに、いわゆる臨機特によりまして買い上げを実施しましたといつたようなところでかなりの効果をおさめたと思っております。ただ、その場合に、特定の四業種、特定紡績業、織布業、メリヤス業、染色業、こういった特定の業種について構造改善の対象といなしておつたわけをございますから、それ以外の分野につきましてはもちろんこの助成の対象になつておらなかつたということになるかと思ひます。かたがた、いまにおいて反省いたしますのに、小規模零細企業者というのはどちらかといえば取り残されておつたきらいがなきにしもあらずという方が実感でございます。今回の構造改善を新しく始めるにあたりましては、そういった反省省をベースにいたしまして、さらに從来の構造改善による効果を踏まえまして前向きに対処していくかないと考えておるわけでございます。

○荒木委員 効果をあげたというお話をありますた。買い上げの問題についてはいろいろな見方がありますよ。しかしあさんはほうが出された資料によりますと、目標額に対して昨年の統計では設備で五八%、土地建物で六二%、全部合わせて五八%ですから、やつと半分そこそこしかいってないじゃないですか、もうおおかた終わろうとい

う時期に。しかも、その間におけるいわゆる三百人以上の規模の皆さんと、それからそれ以下の小規模零細業者の皆さん方、一人当たりの生産額を見ますと、大きいほうはこれは昭和四十五年が三十九億円で四十八年が四十四億円です。この間に一業種当たり五億円生産額がふえておるのに対して、下のほうは二千六百万円から二千九百万円で三百万円しか動きがない。率にしますと片や五〇%足らず、片や五二%ということで格差は開いておるわけです。もう終わろうかというときに目標の達成率は半分そこそこで、そして大きいほうと小さいほうとの格差が開いておるということになれば、先ほど来問題にしております大商社その他のいろいろなかつてなやり方にに対する規制という問題については、構造改善は全然役に立たなかつたばかりか、逆に業界の内部にそういった開きを持ち込んでおる、このことは私は指摘できると思うのです。ほかにいろいろと検討しなければならない要素はあります。しかし、いま申し上げたいのは、この業界の皆さんがいろいろと問題にされている取引条件の問題、こういったことを含めて調査して報告するという約束をいたしました。委員会でさつそく改善をはかるうといふことも言つていただきました。相場の問題についてもおさおさ監視怠りなく適切な措置をとることも約束をいただいた。

○中曾根國務大臣 御趣旨を体しましてできるだけ努力をいたします。

○荒木委員 お尋ねしました趣旨は御了解いただきましたので、確かに約束をいたいたたということを確認をさせていただいて、時間があまりなくなりましたので、あと一、二お尋ねをしたいと思うのですが、先ほど来同僚委員からも指摘をされました開発途上国への輸入急増の問題であります。これは実態の数字についてはもう申し上げません。政府からいただいた数字によつてすでに明らかでありますし、たとえば人道織糸などにつけていますと、実に前年に比べて四十一倍という数字です。二倍、三倍、五倍、十倍というのではないのです。四十一倍をこえる輸入があつたということが皆さんからいただいた数字によつても明らかです。私は、この実態についてどうすべきかいろいろガットの問題だとか、あるいは全体としてのこういう輸出入貿易政策の問題だとか、これらのことは何いました。しかし一方、海外に対する投融資、これが一つの原因になつているということでも事実であります。これも一昨年に比べて昨年、昨年に比べて本年と、数字は追つてすつと伸び率が高くなつてきています。一方、また米国市場における競合率も、すでにこの数年の間にシェアは半分以下に落ちました。

の相手であるアメリカは、もっと状況が数字の上から見れば低いにしかわらず、自国の織維産業の業者を保護するために手だてをとっている。ですから私は、この際、從来とり続けてこられたいわゆる経済開放体制、資源問題とか、あるいは貿易自由化の問題とか、そういった中に、基本的にはまず国内業者の保護という点を入れ、ことに、いま当面しておる織維業者の皆さんのが窮状を開拓するためにも、その大きな原因であるこの輸入急増問題についての対策を真剣に考えられるべきである。中をいじって構造改善で流通過程を縮めましょうとか、そういうことではなくて、外向けの対策をとる必要がある、こういうふうに思いますが、大臣のお考えはいかがですか。

○中曾根国務大臣 この点は午前中お答えをいたしましたが、やはり保護政策をとるということは、

自由貿易のたてまえ上、できるだけ抑制したほうが適当であると思います。日本は輸出、輸入貿易で生きている国で、片っ方でそれをやると片っ方で報復を受ける、そういう危険性が出てまいります。しかしながら、やはり国内産業のことも大事でありますから、それはそのときの情勢によって、かかるべき手を打っていくということが大事であり、LDCの諸国あるいは先進諸国それぞれについて、おのおの適切な対策を講じていく必要がある、そういうふうに考えます。

○荒木委員 国内産業の保護、業者の皆さんのが保護も大事である、そのときの情勢で適切な手を打つていく、こういうおとこばでした。

そこで私は、その適切な手だてをいまどられる

幾つかの方法の一つとして、たとえば商社筋が輸

入をしていまかえておる商品を緊急事態のとき

に一定の時期を限つてしまふ凍結をする、これ

は一つの方法だと思うのです。これはいかがで

しょうか。

○橋本(利)政府委員 凍結ということばが妥当す

るかどうか別といたしまして、そいつた輸入品の在庫につきまして、いわゆる押し込み販売だと

か、あるいは投げ売りを来たさないように、輸入

商社各社に対しまして強く自肅を求めておる段階でございます。商社各社に対する強制的自肅を求めておるところでございま

るだけ秩序ある輸入を行なうように、これも数次にわたって注意を喚起しておるところでございま

ります。だから、その気持ちを表現する手だてです。政府として正確な措置として申し入れをす

るべきではありませんか、私はこのことを言つて

いるのです。願望を聞いておるのでなくして、施

策を聞いておるのであります。局長いかがですか。

○橋本(利)政府委員 申し入れといたことに該當するかどうかという問題もございますが、私たち

もまた今度の国会ではいろいろな論議があつたところです。ですから、まず政府として正式にびしつ

と申し入れをするべきだと思いますが、局長いかがですか。

○荒木委員 これはもう昨年のあの石油危機といわれた国民生活の危機以来いろいろな形でやられ

たじやありませんか。昨年の十二月二十四日には、大臣は、これは別の問題ですが、原油の価格高騰による石油製品価格の値上げはやめてくれと大臣

談話を発表された、これも一つの形であります。通産省への関係者が見えたときに、それとなしの世間話みたいなことでおっしゃるのも一つの方法か

かもしれません。この際、まず姿勢を正して、政府としては正式の意向はこうだぞと、形を整えて

はつきりなさるということがまず第一だ。あといろいろありますけれども、それをまだやられてないでしよう。国民の目から見て、業者の皆さんのが見えた——これはまずそのことだけは金は要りません

からね。だから、局長いかがですか。あなたがおつしやった願望を実現するために、昨年来とられてきたそいつた方法をこの際おとりになつたらいい

かがですか。

○橋本(利)政府委員 商社が持つております輸入の在庫状況あるいはその在庫をどの程度、どの

よくながみまして、私たちいたしましても常にその商社の手持ち在庫等に注視いたしまして、値

くずれ的な販売が行なわれないようになつたいたい

と思ひますが、一方、各メーカーが持つております過剰在庫につきましては、市中金融等を通じまして凍結資金を融通いたしたいということで、現

在いろいろと準備を進めておる段階でございま

す。かたがた、輸入商社等に対しましては、でき

多いだろうというような感触から、その押し込み販売というものに自肅を求めてきたわけでござりますが、先生の御指摘もござりますので、そういった在庫の実情というものを調べた上で、必要とあらば申し入れいたしたいと思います。

○荒木委員 まだ御調査ないようありますけれども、そのことの当否は時間の関係もありますからおきますが、いまおつしやつたような、要望しておるという程度しかできないので

あります。商社に対して、実情を報告さして、そつとしてそこへ政府として申し入れをする、そつとしてそれに対する返事を聞いて適切な対応策をと

る。つまり、他の人たちが、国民の多くが、業者の多くの人が迷惑を受けている、その原因行為について、これが故意であるとか過失であるとか、やれどうであるとか、そういうことは問いません。

○橋本(利)政府委員 申し入れといたことに該當するかどうかという問題もござりますが、私たち

もまた今度の国会ではいろいろな論議があつたところです。ですから、まず政府として正式にびしつ

と申し入れをするべきだと思いますが、局長いかがですか。

○橋本(利)政府委員 そのような方向で対処いたしたいと考えます。

○荒木委員 無難の処理の問題についてはいろいろな経過があつたところであります。この問題について納付金が納付をされました。納付をめぐつて産地ではいろいろな問題がありました。しかし、

納付金は大体全額買い入れ、買い上げ代金に充当されるというふうに承知をされておる向きも少な

くないようあります。そこで、政府のほうの指導方針として、一方業界の自主的な意思決定、こ

れはこれで尊重されなければならない面もあります

しょ。しかし、政府のほうの方針として、いま私が言いましたような方向で指導をされるという

ことをひとつ確認をしておきたいと思いますが、いかがですか。

○橋本(利)政府委員 ただいまの御質問の趣旨は、いわゆる納付金の中での程度政府金融機関から融資をしたかということをございますか。そ

ういう意味でございましたら十一億程度納付金に充当するための融資を実行いたしております。

○荒木委員 そうではなくて、納付金の運用、管理について、これが買い上げ代金に充当されるよ

うに指導をなさるべきではないか、こういう趣旨であります。

○橋本(利)政府委員 納付金は、今後五年間に設備を廃棄しようとする人に対する買い上げ資金として運用されるわけでございます。その単価につきましてはいろいろ問題がございまして、あるいは織機の種類によって、紡織機が人織織機にもなるといったようなこともあります。その工連における納付金の額等によりまして、必ずしも一律的にやるということもむずかしいかと思います。かといって、値段の差をつけるということもむずかしいかと思いますが、いずれにいたしましても、それぞれがそれぞれの工連におきまして意思決定をしたものについて、当方においてはその適否を判断いたしたい、かように考えておるわけでございます。

○荒木委員 答弁が要領を得ませんから、その点

について、それじや処理状況は委員会に報告していただけますね。時間がありませんから、これはその報告をいただいてからとということになりますが、処理状況の報告は局長、してもらえますね。

○橋本(利)政府委員 現在の段階ではまだ廃棄処理が行なわれておりませんが、今度廃棄処理が行なわれる段階におきましては御報告いたしたいと思ひます。

○荒木委員 これはその段階でお尋ねすることにして、最後に、織維工業審議会の答申がありました。今度の法案もその答申を踏まえてなされておるよう伺いましたが、この審議会の構成メンバーを見ますと、織維業界の中の八割を占める零細業者の皆さんの直の代表と思われる方々がないようであります。もちろん関係業界の工連の代表の方は何人か参加をしておられます。その方々の御意見によつて業界の実情が反映される部分はあります。ただ、私は、それにもかかわらず、今までの法案の中でも指摘をされおりますような小規模業者の救済、その保護というふうな点から見て、この審議会委員の構成について、小規模零細業者の直の声が代表できるような立場の構成に向けて検討がなさるべきである、かように思いました。局長の答弁を簡潔にお願いいたします。

午後五時五十八分散会

○橋本(利)政府委員 納付金は、今後五年間に設備を廃棄しようとする人に対する買い上げ資金として運用されるわけでございます。その単価につきましてはいろいろ問題がございまして、あるいは織機の種類によって、紡織機が人織織機にもなるといったようなこともあります。その工連における納付金の額等によりまして、必ずしも一律的にやるということもむずかしいかと思います。かといって、値段の差をつけるということもむずかしいかと思いますが、いずれにいたしましても、それぞれがそれぞれの工連におきまして意思決定をしたものについて、当方においてはその適否を判断いたしたい、かように考えておるわけでございます。

○中曾根國務大臣 局長が申しましたことは実行いたします。ただ、先ほどの凍結の問題というのは、凍結によつて商社がこれで利得をするとか、委員のほうから約束をされました件については、大臣のお立場として責任をもつて実行するというお約束を一言いただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○荒木委員 いまの御答弁を伺いましたので、責任をもつて実行していただき、それから近く大臣に直接そいつた関係業界の声を聞いていただくような段取りをいたしますから、その節はひとつよろしくお願ひをして、私の質問を終ります。

○田中(六)委員長代理 次回は、明後二十六日午前十時から理事会、午前十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

昭和四十九年五月八日印刷

昭和四十九年五月九日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局